

平成 2 3 年 第 3 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 3 年 9 月 9 日 開会

平成 2 3 年 9 月 1 6 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 9 日

平成23年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成23年9月 9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 6番 | 松 浦 隆 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 10番 | 草 間 天 | 11番 | 福 与 三 郎 |
| 12番 | 川 口 福 三 | 13番 | 渡 辺 文 子 |
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | 15番 | 伊 藤 文 雄 |
| 16番 | 望 月 広 喜 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|----|---------|----|-------|
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 7番 | 望 月 寛 |
|----|---------|----|-------|

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|-------|----|---------|
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 6番 | 松 浦 隆 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計課	長	串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課	長	佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	遠藤庄一	監査委員	渡邊吉彦

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

平成23年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

台風12号の襲来の際には、職員をはじめ議員の方々にも地域での活動に大変ご苦労さまでした。被害も少ない状況で胸をなでおろしている状況でございます。

また議員各位には何かとお忙しい中ご出席いただき、心から敬意を表する次第でございます。

さて本定例会に町長から提案されます諸議案はいずれも重要な内容を有するものでございます。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます。

これからは秋の気配も次第に色濃くなってまいりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

なお、望月寛君は入院のため、芦澤君は所用のために欠席届が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

3番 河井 淳君

4番 望月秀哉君

6番 松浦 隆君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成23年9月9日から9月16日までの8日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は平成23年9月9日から9月16日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会といたしましては、お手元に配布の報告のとおり各種行事等に参加いたしましたので、ご承知ください。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに平成23年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方にはご出席をいただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、平成20年10月24日の就任から34カ月余りが経過いたしました。この間、私は職員とともに「住んでよし たずねてもよし おらが身延(まち)」に少しでも近づけるべく頑張らせていただいております。しかしながら、私どもを取り巻く経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。

このような中で、わが町に直接影響が生ずる平成23年度普通交付税についてであります。例年7月半ばには交付決定がございましたが、本年度の交付決定は半月以上遅れた8月5日付けで、県から決定通知がございました。

普通交付税は平成22年度の決算額より5,565万1千円少ない46億4,016万8千円であります。また臨時財政対策債も平成22年度決算額より2億1,815万円少ない4億2,215万円であり、これにつきましては9月補正で減額補正させていただいております。

本町の普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は50億6,231万8千円となり、前年度決算に比べ2億7,380万1千円の減額となってしまいました。

当然、来年3月に交付決定があります特別交付税は、東日本大震災の影響等で減額されることも考えられますし、3年先には合併算定替えも終了し一本算定となります。予算額の約50%を交付税が占めている本町では、今後の財政運営がさらに厳しいものになっていると思われれます。

次に、町税の徴収についてであります。

本町の財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、自主財源の乏しい本町にあっては、町税の確保は大変重要な課題であります。このため、引き続き納税者の皆さまへ自主納税の勧奨と、滞納に関しては、正規納税者との公平の観点から徴収の強化に取り組んでまいります。

町税の徴収強化は、平成20年度から山梨県滞納整理推進機構に参加するなどして取り組んでおります。納税の勧奨として督促状の送付、督促状ごとの納税勧奨、一斉催告、徴収の周知や納税相談を実施しております。これによっても、なお納付に至らない場合は、やむを得ず自主納付に導く手段として、また納税の公平を確保するため、差し押さえ等の強制徴収を実施し

ております。

徴収強化の取り組みの数値化として、過去5年の徴収率は徴収強化前の平成18年は77.8%、平成19年は78.2%であり、徴収強化後の平成20年は86.6%、平成21年度は90.1%、平成22年は90.7%でありました。徴収率は着実に向上しているものの県下では27市町村中17位の位置であり、なお一層の改善により税に対する信頼を得られるよう努めているところであります。

しかし、納税は本来、自主納付が原則であります。ご自身が納付すべき税額についてはしっかり管理され、督促状や強制徴収によらず納期内納付されますようお願いするところであります。

また一方、諸事情により納付困難な場合は納付相談をご利用されるようお願いいたします。督促状を送付するたびに納税勧奨員が訪問しておりますので、滞納額が高額になる前に声をかけていただき、税務課に相談されるようお願いいたします。

次に、防災についてであります。

去る9月4日には、東海地震の発生を想定しての身延町総合防災訓練を消防団、各自主防災会等のご協力により実施したところでありますが、3月11日に発生しました東日本大震災による防災意識の高まりから台風12号の影響による雨天にもかかわらず多くの関係者のご参加とご協力をいただきました。厚く感謝を申し上げます。

また、3月15日に発生しました静岡県東部を震源とする地震において、本町では震度5弱を観測し、8月1日には駿河湾でマグニチュード6.2と8月12日に遠州灘でマグニチュード5.2の地震が発生いたしましたが、本町におきましては被害報告もなく、日ごろからの防災対策が徐々に進んでいる表れだと思っておりますが、今後、想像を絶するともいわれております東海、東南海、南海地震の3連動地震の発生に備えての防災対策の見直しの必要を強く感じさせられたところであります。

町におきまして、防災備蓄倉庫や備蓄食料等の整備を順次実施しているところですが、被害の際の規模によりましては、各自主防災会の役割が非常に重要となりますので、町民の皆さんに向けて、さらなる防災意識の高揚に努めていきたいと思っております。

次に地域防災計画の見直しについては、現在、国では東日本大震災を検証する中で、防災基本計画を、県では東海地震や東南海地震、浜岡原子力発電所等を見据える中で、山梨県地域防災計画の見直しを行っているところであります。

本町におきまして、国や県の動向を見る中で身延町地域防災計画の見直しを行う予定で、現在38カ所の避難所や75カ所の避難地を含め資料編の見直しを行っているところであります。

次に遊休農地の活用についてであります。

相又地区では、昨年より地域住民が都市住民で組織する田んぼできずなづくりグループと協力し、遊休農地を田畑に復活させる活動を行っています。そして、今年はキャノンマーケティングジャパンの社員が社会貢献活動の一環として加わり、さらには都市の若者が田舎で農業をしたい若者を集め、農民人すなわち「のうみんちゅ」の名で活動に加わり、遊休農地2町歩を田んぼと大豆畑に復活させました。

なお、その交流は田畑づくりだけに留まらず地元の火祭り、投げたいまつの復活もさせました。また、下部地区においても地元住民が「結いの里しもべ」の名で、遊休農地を畑に復活さ

せており、さらに他の地域においても農事組合法人や建設業などが農業の再生に取り組んでいただいています。

今後も町内各地域でさまざまな活動が行われることを期待するとともに、行政も積極的にお手伝いしたいと考えております。

次に、建設業と地域の元気回復助成事業についてであります。

昨年6月から建設業と地域の元気回復助成事業として行っている富士川を利用したのラフティング事業も2年目を迎え、すでに1,200人が利用しており、約200名の予約も入っているとのことでもあります。

また、5月には日本ラフティング協会への加入も済ませ、6月には株式会社 富士川倶楽部として再出発し、7月12日と13日には峡南消防本部と初めて合同水難救助訓練を行い、8月9日には同本部と管内で床上浸水など洪水や河川の氾濫があった場合、要請を受けた同倶楽部でゴムボートやライフジャケット等を貸し出すほかインストラクターを派遣し、住民の救助にあたることを記した、洪水災害時のボランティア活動に関する協定書を結んだことをご報告申し上げます。

次に、私どもが関係した第2回定例会以後の主な事業について申し上げます。

6月16日・17日、身延ふるさと便交流会。6月29日、飯富病院第2回定例会。7月10日、農業委員会選挙。7月13日、臨時議会。7月22日、市町村長および市町村議会議長会。8月25日から29日、平成22年度決算審査。8月29日から31日、県下市町村長先進地視察、北海道の後志管内に行ってきました。

その他、県下町村長会議や各種総会等に参加をさせていただきました。

次に今定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、条例の一部改正をする条例3件、指定管理者の指定1件、平成23年度補正予算9件の15件でございます。

次に提出議案の中から主なものについて申し上げます

まず認定第1号 平成22年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第6号 平成22年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします本町の平成22年度の決算に基づく比率は健全段階にあります。これに甘んずることなく、なお一層財政健全化に努めてまいります。

その他につきましては提出議案の説明の中で申し上げます。

次に公共下水道の各戸への早期接続をお願いしているところであります。

その中で8月31日現在、中富処理区は加入戸数986戸で接続率64.9%。身延処理区は加入戸数162戸で接続率27.0%。下部処理区は加入戸数16戸で接続率13.2%であります。まだまだ満足できる数値ではございません。早期接続をお願い申し上げます。

さて、国においては9月2日に野田新内閣が発足いたしました。国民のために泥まみれになりながら汗をかいてくれる内閣であってほしいと願っております。

本町の議会にあっては、ご案内のとおり大変有能な議員でありました日向英明議員が病魔に侵され、志半ばにして辞職なされましたことは本町にとって大きな痛手であると同時に日向議員本人にとりましては痛恨の極みだろうとお察しを申し上げます。

この上は一日も早く全快なされ、私どもにまた変わらぬご指導をいただけますことを衷心よりお祈り申し上げたいと存じます。

私は日々を振り返って、本当に町民の皆さんのために仕事をしているのかを職員ともども反省し、公務員の原点に立ち返って町の将来を考えながら、自発的に事務改善に取り組めるよう意識改革を続け、一人ひとりが改革実行の担い手として常に改善を心掛けるよう努力し、全員が職員のプロを目指して頑張ってもらいますので、町民の皆さんや議員の皆さんの格段のご指導をいただけますことをお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

認定第1号 平成22年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

報告第6号 平成22年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第59号 身延町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について

議案第60号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第61号 身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について

議案第63号 平成23年度身延町一般会計補正予算（第2号）について

議案第64号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第65号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第66号 平成23年度身延町介護サービス特別会計補正予算（第1号）について

議案第67号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第68号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について

議案第69号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第70号 平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第71号 平成23年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）について

以上15件を上程いたします。

なお認定第1号、報告第6号、議案第59号から議案第71号までを区切り上程したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ここで渡邊代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。再開をいたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

認定第1号について、町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

認定第1号 平成22年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度身延町一般会計及び特別会計歳入
歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付け議会の認定に付する。

平成23年9月9日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては会計課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご認定
くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

認定第1号について、町長の説明が終わりました。

次に認定第1号について、会計課長の詳細説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（串松文雄君）

認定第1号 平成22年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算概要について、説明
をさせていただきます。

説明につきましては決算書ならびに決算書付属資料により概要の説明をさせていただきます。

それでは最初に決算書付属資料をお願いしたいと思います。1ページの会計別決算総括表を
お願いします。

ここにはすべての会計につきまして決算額を示させていただきました。一般会計につきまし
ては歳入総額106億4,870万3,468円。歳出総額97億5,968万1,408円。
差し引き額8億8,902万2,060円でございます。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財
源としまして1億1,218万400円を差し引いた残りの実質収支額は7億7,684万1,
660円であります。

それでは歳入につきまして説明をいたします。

2ページに項目ごとに決算状況を示してありますが、歳入総額につきましては対前年度比2.
5%の減となり106億4,870万3,468円の収入でございました。

歳入の主なものについて説明をいたします。

一般会計歳入歳出決算書をお願いしたいと思います。一般会計歳入歳出決算書9ページをお
開きください。

まず最初、町税でございますが、収入済額14億8,300万1,936円で歳入総額の13.
9%を占めており、対前年比9,148万3,397円の減額となっております。収納率は町
税全体では90.7%となっております、対前年比0.6%の伸びとなっております。収入未済額
につきましては1億3,359万1,064円であります。

なお、町税全体で1,815万9,810円の不納欠損処理をさせていただきました。

次に11ページをお願いいたします。

11ページでは、10款の地方交付税でございます。52億974万3千円の収入でありま
す。歳入総額の48.9%を占めており対前年比5.4%の増となり、2億6,619万5千
円の増額となっております。

次に12ページをお願いします。

12ページでは12款になります。分担金及び負担金は1億8,257万5,812円の収
入であります。そのうち主なものでございますが1項1目1節児童福祉費負担金、保育料であ

りますが収入済額9,934万4,760円で、収入未済額は782万2,356円でありま
す。同じく3目教育費負担金、学校給食費につきましては全体で収入済額5,872万9,
609円。収入未済額185万9,726円であります。

次に13ページをお願いします。

13款の使用料及び手数料につきましては、1億439万8,216円の収入であります。
主なものといたしまして、コミュニケーションテレビ使用料につきましては収入済額1,
186万6,050円、収入未済額は25万7,160円であります。

なお、コミュニケーションテレビにつきましては、昨年10月1日から株式会社ネットワー
ク下部の指定管理による運営が行われているところであります。

次に14ページをお願いします。

14ページでは7目1節住宅使用料につきましては収入済額4,988万5,850円、収
入未済額は786万7,580円となっております。

次に15ページをお願いします。

14款の国庫支出金であります、6億2,223万7,516円の収入であります。

次ページ、16ページの中ほどになりますが、国庫負担金の中9節になります。子ども手当
負担金1億1,955万9,665円の収入であります。国庫補助金では17ページの中ほど
になりますが、5目2節小学校補助金に安全・安心な学校づくり交付金として3,544万8千
円。6目総務費国庫補助金に2億94万5千円の収入であります。これは、国の臨時的な施策
として交付されましたきめ細かな臨時交付金繰越明許分であります。

次に18ページをお願いします。

15款県支出金につきましては5億8,655万6,626円の収入であります。

次に26ページをお願いします。

18款繰入金でございます。2項基金繰入金につきましては3億531万5千円で、1目財
政調整基金1億円、5目農村連絡施設等整備基金1億5,062万6千円が主な繰入金であり
ます。

次に30ページをお願いします。

21款町債でございます。町債につきましては8億3,730万円の収入であります。うち
5目臨時財政対策債6億4,030万円が主なものとなり、町債としては歳入総額の7.9%
を占めております。

続きまして、歳出に関する主なものを決算書付属資料により説明をさせていただきます。決
算書付属資料をお願いしたいと思います。決算書付属資料2ページをお願いします。

歳出合計は97億5,968万1,408円となっており、対前年比3.8%の減となって
おります。予算現額に対する執行割合は94.4%であります。

それでは決算書付属資料3ページをお願いします。

2款総務費中、文書広報費におきましては身延町農村情報連絡施設整備運営事業として1億
5,692万5千円の支出であります。これは下部コミュニケーションテレビ施設の建設維持
管理費などあります。同じくバス運行対策費におきましては町民の移動手段の確保対策とし
てバスの運行委託および乗り合いタクシー運行事業等に6,983万4千円の支出であります。

次に、下部支所費におきましては下部地区公民館建設に向け開発センター内に設置してある
情報機器などの移動に関わる設計業務委託移設工事費2,701万6千円の支出であります。

次に3款民生費中、高齢者福祉費において集落敬老事業補助金など高齢者関係は1億5,885万6千円の支出であります。

次に4款衛生費中、環境衛生費では合併処理浄化槽設置整備事業補助金として29基分、1,500万1千円を支出しております。

清掃総務費では峡南衛生組合維持負担金として1億7,748万9千円の支出であります。

簡易水道運営費では簡易水道事業特別会計への繰出金3億705万円。小規模簡易水道補助金として組合水道7施設への施設整備補助金445万5千円などの支出であります。

次に5款労働費では労働諸費におきまして、ふるさと雇用再生特別基金事業ならびに緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として3,988万5千円の支出であります。

次に6款農林水産業費では有害鳥獣から農作物を守る対策として有害鳥獣防除用施設設置事業補助金として1,045万円。本町の特産品である大豆出荷奨励金として101万1千円を支出しております。

次に5ページをお願いしたいと思います。

農林土木費では耕作放棄地等再生事業などにより農道整備用排水路の改修工事費4,376万2千円。県営中山間地域総合整備事業など県営事業負担金5,785万5千円を支出しております。

6ページから7ページにかけての林業土木費では小規模治山事業ならびに林道整備事業として5,138万6千円。県営事業生活関連林道三石山線の開設事業負担金2,755万8千円を支出しております。

次に7款商工費、商工振興費では身延町商工会経営改善普及事業補助金980万円。さらには商工会として取り組んでいただいております地域総合振興事業補助金950万円などを支出しております。観光費ではふるさと定期便事業120万7千円などの支出であります。

次に8款土木費では急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては9カ所の事業費の負担金として1,163万2千円。道路橋梁維持費につきましては町単独事業さらには地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業により35路線の維持工事費など8,603万6千円。道路新設改良費につきましては18路線の改良舗装工事など9,581万9千円の支出であります。住宅管理費におきましては、わが家の耐震診断支援事業により13戸の住宅の診断事業が実施されたところでございます。

下水道総務費におきましては特別会計への繰出金3億4,363万7千円の支出であります。

次に9款消防費では非常備消防費において消防積載車3台、可搬式小型動力ポンプ4台の購入費1,643万3千円の支出であります。消防施設費につきましては耐震性貯水槽設置工事として60トン5基、40トン1基など4,921万4千円の支出であります。

次に9ページをお願いしたいと思います。

10款教育費、小学校学校管理費において身延小学校校舎大規模改造工事ならびに身延小学校屋内運動場改修工事費など1億5,258万3千円。中学校学校管理費におきましては下山中学校閉校記念事業実行委員会補助金400万円の支出でございます。

公民館費におきましては身延町開発センター解体工事ならびに下部地区公民館建設に向けての設計業務など5,323万6千円の支出であります。リバーサイドパーク運営費におきましては足湯施設建設工事など4,114万4千円の支出であります。

次に10ページをお願いしたいと思います。

勤労青年センター管理費におきましては、勤労青年センター体育館改修工事の設計管理ならびに工事費として2,008万7千円の支出であります。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要説明であります。

次に、特別会計につきまして概要説明をいたします。

まず国民健康保険特別会計についてですが、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり75歳以上の加入者が新医療制度へ移行したため、世帯数、被保険者数とも減少してきておりますが、町の総人口が減少しているため総人口に対する加入割合は微増となっております。財政状況は長引く景気低迷による税収の減少および医療技術の高度化等による医療費の高騰により厳しい運営であります。よって、加入者への負担増に配慮し増額を避けるため、財政調整基金からの繰入金により財政支援し事業運営を行ってきました。

決算書付属資料の1ページをお願いしたいと思います。ここに会計別決算総括表をお願いしたいと思います。

身延町国民健康保険特別会計でございますが歳入20億1,299万4,984円。歳出20億987万7,315円。差し引き額311万7,669円で実質収支額も同額であります。

国民健康保険税につきましては3億6,926万263円の収入でありました。歳入総額の18.3%を占め、収入未済額は7,163万2,355円でございます。不納欠損額として359万8,200円の不納欠損処分をしております。

基金につきましては1億888万3千円を取り崩し、保有高9,958万6,946円となっております。

なお、決算書付属資料の34ページには決算状況をはじめ運営状況について示させていただいております。のちほどご覧いただきたいと思っております。

同じく1ページで、続きまして老人保健特別会計にきたいと思います。

歳入752万6,428円。歳出752万6,428円であります。老人保健特別会計は後期高齢者医療保険制度に平成20年4月1日から移行が行われており、平成23年3月31日をもって老人保健特別会計は廃止となりました。

なお、本資料の35ページには決算の状況について示させていただいております。

次に後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入4億4,559万5,172円。歳出4億4,539万8,832円。差し引き額19万6,340円で実質収支額も同額でございます。

なお、本資料の36ページに決算の状況について示させていただいております。

次に介護保険特別会計でございます。

歳入19億7,640万7,129円。歳出19億4,407万8,924円。差し引き額3,232万8,205円で実質収支額についても同額であります。

本資料の37ページに決算の状況については示させていただいております。

次に介護サービス事業特別会計でございます。

歳入664万4,993円。歳出591万7,200円。差し引き額72万7,793円。実質収支についても同額でございます。

次に簡易水道事業特別会計でございます。

歳入9億1,887万9,295円。歳出9億1,839万8,925円。差し引き額48万

370円で実質収支も同額であります。

水道事業収入につきましては1億9,614万5,300円の収入でございました。収納率97.9%。収入未済額につきましては409万1千円であります。

主な事業につきましては決算書付属資料の12ページをお願いします。

簡易水道建設費では身延中央簡易水道事業において小田船原地区での配水池築造工事費など1億3,460万7千円。相又簡易水道事業におきましては、大久保地内での送水管布設工事など5,070万8千円。下部簡易水道事業におきましては送水施設改良工事など9,369万5千円。湯町簡易水道事業におきましては配水池築造工事など1億5,981万1千円の支出でございました。

次に農業集落排水事業特別会計へいきたいと思います。決算書付属資料の1ページをお願いします。

農業集落排水事業は歳入3,396万4,285円。歳出3,376万9,645円でございます。差し引き額19万4,640円で実質収支も同額でございます。

次に下水道事業特別会計でございますが、歳入8億5,944万2,550円。歳出8億5,830万5,750円。差し引き額113万6,800円で実質収支も同額となっております。

下水道事業の使用料につきましては5,730万340円の収入であります。収納率は97.3%。収入未済額につきましては157万6,420円であります。

主な事業につきましては決算書付属資料の13ページをお願いします。

身延下水道事業におきましては、波木井地区において下水道管の敷設工事など4億455万7千円の事業を実施しております。下部下水道事業におきましては湯町地区において6,814万9千円の事業を実施しております。

次に青少年自然の里特別会計でございます。決算書の付属資料1ページをお願いします。

青少年自然の里特別会計は歳入歳出それぞれ4,286万1,178円となっております。なお、本資料の38ページに決算および利用状況について示させていただいております。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計でございます。

歳入790万5,755円。歳出676万5,525円。差し引き額114万230円で実質収支についても同額でございます。

次に財産区関係の特別会計でございますが、各会計それぞれ決算額のみ報告をさせていただきます。

大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入41万6,079円。歳出27万7,881円。差し引き額13万8,198円で実質収支も同額でございます。

以下、これから説明させていただきます特別会計につきまして差し引き額、実質収支とも同額でございますので、実質収支につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入101万4,737円。歳出69万8,029円。差し引き額31万6,708円です。

第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計。

歳入19万9,537円。歳出7万2,584円。差し引き額12万6,953円です。

第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入19万936円。歳出13万4,823円。差し引き額5万6,113円です。

大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入50万4,135円。歳出11万2,145円。差し引き額39万1,990円です。

仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入41万7,257円。歳出23万261円。差し引き額18万6,996円です。

姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入80万1,922円。歳出49万5,866円。差し引き額30万6,056円です。

入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入52万5,459円。歳出20万8千円。差し引き額31万7,459円です。

西嶋財産区特別会計。

歳入52万8,010円。歳出12万1,230円。差し引き額40万6,780円です。

曙財産区特別会計。

歳入18万2,716円。歳出1,540円。差し引き額18万1,176円です。

大河内地区財産区特別会計。

歳入30万6,389円。歳出12万2,613円。差し引き額18万3,776円です。

下山地区財産区特別会計。

歳入24万9,773円。歳出6万6,800円。差し引き額18万2,973円です。

次に基金につきまして、説明をさせていただきます。25ページをお開きください。

一般会計、特別会計合わせまして32の基金を設けてあります。22年度中、積立額6億2,219万7,043円。取り崩し額4億5,388万4,192円。差し引き1億6,831万2,851円の増となり、22年度末保有高は47億6,386万1,648円でございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、決算の概要でございます。よろしくご審議いただきましてご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

次に平成22年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定であります。この決算につきましては監査委員から意見書が提出されておりますので、渡邊代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

渡邊代表監査委員、登壇を願います。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

おはようございます。

代表監査委員の渡邊です。よろしくお願いをいたします。

それでは認定第1号 平成22年度決算審査報告をさせていただきます。

ただいま会計管理者から平成22年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思えますけども、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月25日から7月29日までの5日間、穂坂監査委員ともども町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料を、関係法令に従い作成されているかどうか詳細に確認すると同時に計数に誤りがないかどうか。また、予算の執行が適正かつ効率的に実行されているか。さらに基金の管理、運用が適切に実行されているかなどに主眼を置き審査を実施いたしました。その結果が皆さま方のお手元に配布してあります決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は全15ページからなっております。時間の関係もございまして、主なところを抜

粹して報告させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、金額につきましては単位を万円とさせていただきますので、併せてご了承いただきたいと思います。

まず、意見書の7ページをお開きいただきたいと思います。

(1)の決算の概要であります。平成22年度の一般会計および特別会計の予算現額は169億410万円で、これに対する決算額は歳入総額が169億6,626万円で収入率は100.4%となっております。

一方、歳出総額は160億3,512万円。執行率は94.9%。歳入歳出差し引き額は9億3,113万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表でございます。

次に町債であります。平成22年度末現在、一般会計96億8,402万円。特別会計77億368万円。合計で173億8,771万円となっております。昨年度に比べ7億2,286万円の減であります。これは繰上償還などを行い町債残金の削減に努力をいただいた結果であります。

8ページをお願いいたします。

(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせたの実質収支は8億1,895万円であり、職員一人ひとりの経費節減などの努力の結果ではないかと思われま

す。次に2の一般会計の概要ですが、先ほど決算概要で説明をいたしましたので説明は省略させていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額103億3,426万円に対しまして収入済額106億4,870万円で予算に対する収入率は103%となっております。不納欠損額1,826万円につきましては時効などの法令に基づき処分したものであります。また収入未済額1億5,162万円であります。この未済額については税などの公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも徴収などにより一層積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に9ページをお願いいたします。

ここにつきましては、先ほど説明しました歳入の決算額をまとめたものでありますので説明は省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

(3)のア．歳出の予算執行状況であります。

予算額103億3,426万円に対しまして、支出済額が97億5,968万円で執行率94.4%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に11ページ、12ページですが、この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので、省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

一般会計からの特別会計への繰入金であります。この表にお示ししてあるとおり総額で14億2,531万円となっております。

14ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の中の、4.

財産に関する調書をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿などを照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、その運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層創意工夫を重ねる必要があるかと思われます。

最後に審査の意見、指摘事項であります。恐れ入りますけれどもお戻りをいただきまして6ページをお願いいたします。

職員一人ひとりが改革実行の担い手として行政改革実行プランを策定し、行財政改革を図る中で、さまざまな行政課題へ柔軟に対応できる行政運営などを目指すと同時に、第1次身延町総合計画に沿って事業の見直し・事業の優先順位等を行い事業を遂行し、町民の福祉向上などに努力をしているところであります。しかし町民の行政に寄せる期待は大きく、厳しい財政状況の中にもかかわらず町行政の取り組みなどに対してあらゆる視点から町民が関心を寄せております。

今回の決算収支状況は各会計とも実質収支においてすべて黒字決算となっており、各担当の努力が感じられたところであります。

歳入面におきましては地方交付税が48.8%で歳入の大部分を占め、また自主財源であります町税が13.9%となっておりますが、この町税および各種公共料金などに多額の滞納が見受けられます。特に町税は納税の義務、租税の法律主義、租税公平主義の観点に立って滞納は許さないという意識のもとに職員が総力を挙げてより一層積極的に取り組み、自主財源の確保を図る必要があります。

一方、町債の発行は予算を執行した世代がその利益を享受し、次の世代が費用を負担するというものであるため、極力必要最小限に抑える必要があるかと思えます。

歳出面では公債費が18.5%、補助費等が13.3%、人件費が14.8%など経常的経費が占め財政の硬直化が懸念されるところであります。

また、事業の計画・実施にあたっては施策の厳選を徹底するとともに事業の必要性などについて十分精査・検証の上、将来を見通した取り組みが必要と思われます。

また、地方交付税につきましては現在の算定方式が平成26年度までとなり、平成27年度から平成31年度の5年間の激減緩和期間を経て平成32年度には合併特例のない一本算定となります。このような状況に対処するためには、交付税の一本算定に向けた安定した財政基盤づくりの確立が必要かと思われます。

終わりになりますが、行財政改革はもちろんのこと、職員一人ひとりが意識および行動改革を図り、事業や補助金などの見直しを行い、長期的な視野に立って社会情勢・経済情勢に即応した効率的な予算執行を図り、安心・安全なまちづくりに向けて、なお一層の努力を望むものであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

渡邊代表監査委員の報告が終わりました。

渡邊代表監査委員さんには報告第6号が終了するまで、しばらくの間、自席にてお待ち願いたいと思えます。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。
再開は10時25分といたします。暫時休憩いたします。
休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。
次に報告第6号について、町長より報告を求めます。
町長。

○町長（望月仁司君）

それではご報告を申し上げます。
報告第6号 平成22年度決算に基づく身延町健全判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。
地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成22年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告をする。
平成23年9月9日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては財政課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

町長の報告が終わりました。
次に財政課長より詳細説明を求めます。
財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第6号の平成22年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について詳細説明をいたします。

7月29日、金曜日でございますが、渡邊代表監査委員と穂坂監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指標等につきまして審査をしていただきました。

その結果につきましては2枚目に添付してあります意見書のとおりであります。ここで身延町の健全化判断比率等の状況を説明させていただきます。

この健全化判断比率等につきましては、皆さんご承知のとおり北海道の夕張市が財政破綻し、その際50年続いた財政再建制度が機能しなかったことを受け、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、議会に報告をするものでございます。

それでは次のページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度の決算に基づく健全化比率であります。この比率は項目にあります実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。当然、身延町では赤字ではありませんので数字が入りません。早期健全化の基準は14.03%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、普通会計と公営企業会計の連結となります。本町では一般会計に簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業等特別会計、下水道事業特別会計、下部奥の湯温泉事業特別会計の4特別会計を足したものになります。この比率につきましても赤字ではありませんので数字が入りません。早期健全化基準は19.03%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営企業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町でいえば峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等に繰り出した繰出金までカウントをし、公債費の比率を示す数値でありまして15.1%であります。早期健全化比率につきましては25.0%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債比率よりもさらに地方公社、第三セクター等を含めた連結になります。より広範囲で判断していく比率であります。しかしながら本町では地方公社や第三セクター等ございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。本町の数字は32.8%であります。早期健全化基準は350%となっております。

本町におきましては、いずれの比率も早期健全化比率を下回っており良好であるといえます。

次に下段の平成22年度の決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るものでございます。

身延町簡易水道事業特別会計をはじめ身延町農業集落排水事業等特別会計、身延町下水道事業特別会計、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の4会計につきましては、資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20.0%であります。

なお、上記に示してあります健全化判断比率につきましては、この4項目のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て速やかに公表するとともに総務大臣、都道府県知事等に報告をしなければなりません。また、計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけですが、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、財政健全化判断比率の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

報告第6号の説明は終わりました。

以上で報告第6号は終結いたします。

渡邊代表監査委員には大変お忙しい中ご苦労さまでした。

ここでお引き取りをいただいてよろしいかと思います。

本日は大変お忙しい中をありがとうございました。

引き続きまして、議案第59号から第71号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出しました案件は条例関係が3件、指定管理者の指定が1件、平成23年度補正予算が9件の計13件となっております。

それでは、個々に順を追って説明をさせていただきます。

議案第59号 身延町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
身延町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成23年9月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

スポーツ基本法の施行に伴い身延町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

なお、次からの説明には提出日と提案者名は同じでありますので、省略いたします。

次に議案第60号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提出日と提案者名は省略いたします。

提案理由

医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第61号 身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提出日と提出者は省略します。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第62号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について。

身延町相又特産品生産施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 管理を行われる公の施設の名称および所在

名 称 身延町相又特産品生産施設

所在地 山梨県南巨摩郡相又525番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 企業組合みのぶゆばの里・とよおか

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地の1

代 表 者 の 氏 名 代表理事 井出正博

3. 指定の期間

平成23年10月1日から平成26年3月31日まで

提出者と提出者名は省略をします。

提案理由

平成23年9月30日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じた。ついては指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第63号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第2号)

平成23年度身延町の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,993万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,766万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(補正明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

以下は省略をいたします。

次に議案第64号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成23年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,925万3千円とする。

以下は前後と同じですので省略をさせていただきます。

議案第65号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成23年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,113万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,590万9千円とする。

以下は省略をいたします。

議案第66号 平成23年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ613万4千円とする。

以下は省略をします。

議案第67号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下は省略をいたします。

議案第68号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,514万2千円とする。

以下は省略をします。

議案第69号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,476万7千円とする。

以下は省略します。

議案第70号 平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63万7千円とする。

以下は省略をします。

議案第71号 平成23年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)

平成23年度身延町の西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96万9千円とする。

以下は省略をいたします。

以上13件について提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長よりそれぞれ説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(望月広喜君)

町長の詳細説明が終わりました。

次に担当課長の詳細説明を求めます。

まず議案第59号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

それでは議案第59号 身延町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

まず本条例の改正は上位法であります、スポーツ振興法の全部改正により新たにスポーツ基本法が今年の6月24日に公布され、この8月24日から施行されたことに伴い、題名、番号等が変わるため、これを引用しております身延町スポーツ振興審議会条例の改正が必要となるためであります。

具体的には裏面を見ていただきたいと思いますが、旧法の規定では条文の中にスポーツ振興審議会、またあるいはスポーツの振興と規定されておりましたけれども、新法ではスポーツ推進審議会やスポーツの推進と明記されたことによりまして、同様に本町のスポーツ振興審議会条例の改正をしたところであります。

まず表題中で「身延町スポーツ振興審議会条例」とありますのを「身延町スポーツ推進審議会条例」に改めました。

続いて第1条ではスポーツ推進審議会の具体的な運用条文としまして「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」としまして、同じく条文中の「スポーツ振興」を「スポーツ推進」に改めました。

次に第2条中では、旧法の規定では審議会はスポーツ振興法第4条第4項および第23条に規定するものほかとありますが、新法ではこれらの規定が削除されているため、この条文は削り、同じく条文中の「スポーツ振興」を「スポーツ推進」に改め、所掌事務が7号にありますけれども、第7号中、同じく「スポーツ振興」を「スポーツ推進」に改めまして、その第7号を第9号としまして、同号の第1号から6号までを2号ずつ繰り下げまして、第1号としまして法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。また第2号としまして、法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。この2号を加えるものでございます。

続きまして、第4条の改正につきましては見出しを「任命」から「委嘱」に改めまして、条文中の「任命する」を「委嘱する」に改めました。

また組織の構成に関する規定であります、従前の構成員である1号に学識経験のある者。2号としまして関係行政機関の職員とありましたが、それに加えまして第3号としまして、スポーツ団体の代表者を加えることにしました。これにつきましては旧法の中では、構成員について明記されておりましたけれども、これらの明記がやはり新法ではなくなったため、従前の構成員にスポーツ団体の代表者を加えることで、多角的に審議をできるということで追加させていただきました。

第5条以下については、従前どおりでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上が改正の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第60号について、町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

議案第60号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

今回の改正は身延町国民健康保険条例第7条の一部改正でありまして、上位法の国民健康保険法からの引用部分の法第72条の4が削除されたために条ずれが発生しました。この結果、

法第72条の5が4に改正となっております。このための改正でございます。

以上で議案第60号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第61号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第61号 身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

改正の内容でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行において地方自治法第2条第5項、市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。この記述が削除されたことにより、本条例の第7条中の条文で引用している地方自治法第2条第5項の「基本構想に即して」を削除するものであります。いわゆる上位法令の改正に伴う条例の一部改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第62号について、総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

それでは議案第62号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

議案第62号については1回目の指定管理の指定期間が平成18年10月1日からの5年間で本年9月30日をもって終了となるため、10月1日からの指定管理について身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続きに関する条例第6条の規定に基づき、7月29日に指定管理者選定委員会を開催し、町長からの諮問に対し、1回目に引き続き企業組合みのぶゆばの里・とよおかを指定管理に選定することに可決する答申をいただきました。

今回の指定理由としましては指定管理者は本来公募すべきものですが、町の条例第15条の指定管理候補者の選定の特例として第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため地域等の活力を積極的に活用し、管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思料するときに該当すると判断したものであります。

指定期間につきましては本年第1回定例会で議決していただきました同一敷地内に隣接する身延町活性化施設ゆばの里の指定期間に合わせて平成23年10月1日から平成26年3月31日までの2年6カ月とし、それ以降は改めて施設の管理運営方法等について評価・検討を行うこととしました。

また主な事業内容は豊岡にあります相又特産品生産施設において、身延町特産のゆばを生産し組合員の経済的地位の向上を図り、併せて地域産業の活性化に寄与しています。このような経緯をふまえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただきたく上程するものであります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第63号から議案第70号および議案第71号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第63号 平成23年度身延町一般会計補正予算（第2号）および、議案第70号 平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号） 議案第71号 平成23年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明をいたします。

まず議案第63号 一般会計の補正であります5ページをお開きください。

第2表 繰越明許の補正であります。

8款2項道路橋梁費の町道下粟倉線法面改良工事でありますが、国の社会資本整備総合交付金事業に平成23年度事業として採択をされました。ただし、総事業費が9千万円であり、標準工期として230日、約8カ月を必要といたします。このため、工期を平成24年7月31日までの予定で執行いたしますことから、繰越明許とさせていただきます。

9月議会で議決後、指名会議や業者への通知、あるいは入札等を執行し、さらに5千万円以上の契約でありますので、契約案件として議決をいただかなければなりません。したがって、9千万円すべてを繰り越しということで設定をいたすところでございます。

次に6ページをご覧ください。第3表 地方債補正であります。

まず、過疎対策事業債であります但し限度額を3千万円増額し、1億4,620万円といたします。この3千万円の増額につきましては、前ページの繰越明許費の補正で説明いたしました町道下粟倉線法面改良工事でありますけれども、社会資本整備交付金を5,850万円、国からいただけるものでございます。残り一般財源を3,150万円充当するわけでございますが、ここに過疎債を3千万円充当するものでございます。

次に、一般公共事業債であります但し10万円を増額し、限度額を490万円といたします。これにつきましては大炊平の地区で実施しています、中山間地域総合農地防災事業に充当をいたしますものでございます。また、臨時財政対策債は限度額を6億円当初予算で計上しておりましたが、普通交付税の決定に伴い1億7,790万円減額の4億2,210万円となりました。したがって、補正後の限度額総額が1億4,780万円の減額で11億50万円と変更させていただきます。

それでは9ページをご覧ください。まず歳入でございます。

10款1項1目地方交付税1億7,790万円の増額これは普通交付税でございます。

次のページをちょっとめくって一番上を見ていただきたいと思いますけれども、これは21款町債の部分の5目臨時財政対策債でございます。この臨時財政対策債は、起債でございますが一般財源等に充てられるものでございますが、今回の国からの決定で1億7,790万円減額で通知をいただきました。したがってこれを減額いたしますが、当初予算ですでに計上し一般財源として使っておりますので、そのまま減にしておくわけにはいきませんので、今の9ページの一番上のところにまいりますけれども、地方交付税、普通交付税で同じ額を補填したという形で1億7,790万円の増額でございます。

次に、14款2項3目土木費国庫補助金でございますけれども、町道下粟倉線の法面工事9千万円の65%を社会資本整備総合交付金で、国からいただけるということで5,850万円の計上でございます。

続きまして15款2項2目民生費県補助金でございます。500万円でございますが地域支え合い体制づくり事業補助金ということで、これは県から10分の10の補助金でございます

けども、要支援者の支援台帳を整備するための事業へ使うものでございます。

次に、5目の商工費県補助金でございます。214万6千円でございますが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の補助金ということで、労働費に予算計上をいたしておりますけども、緊急雇用創出事業に充てる補助金でございます。

次に、19款1項1目繰越金でございますが6,616万2千円。これにつきましては、今回の補正で一般財源として足りない部分を繰越金でみるということでございます。

それから20款4項1目の雑入でございます。25節コミュニティ助成事業助成金ということで840万円。これはコミュニティ事業ということで、神楽用具一式を整備するということで上町区、それから切石区、和田区、それから上沢区ということで760万円、神楽用具一式を整備するということでございます。

それから残りの80万円につきましては消防団の装備充実ということで、背負い式消火水のう等一式の購入費につきまして助成金がございます。

次に21款町債につきましては6ページで説明をしてありますので省かせていただきます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般管理費、11節189万5千円。これは修繕費でございます。主なものは96万5千円。これは役場の倉庫、本庁舎1階の印刷室と町長室南にございます町営バスの車庫に柵等を取り付ける、これに関しましては平成22年度から財務会計システムが導入されまして、今まで伝票等がA5判の用紙で使用されておりましたが、これはすべてA4に変更になりました。これにより収納スペース、保管スペースともに倍になったものでございますので、これに対応するものでございます。

それから、この修繕費の中には50万円、国交省が中部横断道で発生した土を曙に捨てるため、町道等の改修をいたします。これに伴いまして、光ケーブルを電柱共架移転するという費用が含まれております。

次に4目の企画費でございます。19節760万円ですが、コミュニティ事業の助成金でございますけども、神楽用具の整備一式、上町が140万円、それから切石地区が230万円、和田地区が140万円、それから上沢では太鼓の整備一式ということで250万円。合計760万円を補助するものでございます。先ほど言いましたけども、コミュニティ事業財団法人自治センターから補助金をいただけることになっております。

次に、8項1目下部支所費でございます。15節に154万4千円。下部支所の倉庫解体工事でございます。これにつきましては、旧下部町の書類を入れておく倉庫が常葉保育所の裏のほうにございます。中二階建ての124.4平方メートルでございますが、これが大変古くなって雨漏り等がしておるわけでございますけども、これを取り壊すということでございます。

それから、3款1項1目社会福祉総務費でございます。13節に500万円、計上させていただきました。これにつきましては要支援者の支援台帳の整備ということで、統合型のGISをベースにゼンリンの住宅地図等に台帳を、支援マップを落としていくというソフトを購入するというシステムを構築する費用でございます。

3目の高齢者福祉費でございますが、28節繰出金、介護保険特別会計に繰り出す繰出金でございます。

次に5目障害福祉費でございます。89万3千円でございますが、障害者自立支援システムの改修事業ということで、これは全国的なものでございますけども、障害者自立支援制度の改

正に伴うシステムの改修で、グループホームや空き家ホームの利用の際の助成に対応するものでございます。

次のページをお開きください。12ページでございます。

3款の民生費の2項3目常葉保育所費の11節に15万3千円、修繕費を計上させていただきました。浄化槽の鉄板の蓋が壊れてしまい、その修繕費でございます。

また、6目原保育所費に11節20万円。これにつきましては、ホールの床が壊れたということで16.6平方メートルを修繕するものでございます。

続きまして4款1項6目保健センター費でございますが、11節に35万1千円修繕費を計上させていただきました。これは中富すこやかセンターの給水関係の修繕、加圧ポンプそれから温水ボイラー用の交換機、それから給湯用の拡張タンク等々の修繕の費用でございます。

次の3項1目の簡易水道運営費でございますけども19節に31万円、補助金を計上いたしました。これにつきましては、小原島水道組合の滅菌器取り替え工事、総額は36万5,400円でございますけども、2分の1補助をいたします。それから八坂水道組合の送水管ポンプ移設配水管布設替え工事18万3千円でございますが、10分の7を補助いたすものでございます。

次に、5款1項1目労働諸費でございます。13節委託料にそれぞれ緊急雇用の創出事業、増減を書いてございます。新しく事業を始めるもの、それから今まで事業の計画をしましたが減額をしたもの、あるいは廃止したもの等を書いてございます。新しいものといたしましては520万円、緊急雇用の創出事業、身延町IT活動活用販売促進事業ということで、町内の特産品を販売しているインターネットショップに対する販売促進、ネットショップのページ作成や更新等を実施するものでございます。

それから、その下の公有財産台帳整備事業481万円。これにつきましては税務課にある固定資産データと公図を活用し、公有財産台帳の整備、ならびにデータベース化を行うということでございます。

それから一番下になりますけども、緊急災害時対応水道管路図の作成事業ということで546万3千円。これにつきましても災害等をふまえて整備をするものでございます。

いずれの事業につきましても県の緊急雇用で10分の10の補助率でございます。

次に6款1項でございますが、次の14ページをお願いいたします。

4目、ちょうど真ん中ぐらいになりますけども農業土木費でございます。14節に50万円。これは農業用の排水路等の土を除去するというので、重機の借り上げ料でございますけども、今年度、台風2号あるいは6号、5月30日とか割と早い段階で台風がまいりました。それらによります土を除去するための借り上げ料でございます。

それから19節でございますけども、まず負担金でございます。水土里情報利活用推進協議会負担金ということで、農地・地理空間データ管理用航空写真撮影ということで、全県下の航空写真を撮るということで4,500万円ぐらいかかるわけでございますけども、その部分の身延町の負担部分319万2千円でございます。

次に補助金でございますが、農地・水保全管理支払い交付金事業補助金ということで、向上活動事業ということで5地区、下山、帯金、西嶋、竹ノ島、波高島の5地区に61万1千円の予算計上でございます。これは全体が244万3,200円で国が50%、それから県が25%、町が25%の事業でございます。

次に2項3目林業土木費でございます。14節に160万円でございますが、林道の埋塞土

を除去するという事で重機の借上料を計上させていただきました。

次に8款2項1目道路橋梁維持費でございます。これにつきましても14節に50万円、重機の借り上げ、これも崩落土の除去のためでございます。

15ページ、次のページですが15節1,900万円を11路線の道路の維持工事。これにつきましては区長要望を中心に11路線を予算計上させていただいております。

次に2目の道路新設改良費でございます。15節に9千万円でございますが、町道下粟倉線法面改良工事9千万円でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金が5,850万円、それから過疎債を3千万円充当いたします。

次の22節補償補填及び賠償金200万円でございますが、これにつきましては波高島の集落内の電柱の移転、旧波高島保育所の入り口の電柱等になりますけども、移転の補償費でございます。

それから、5項の1目住宅管理費でございますが、15節に100万円計上いたしました。これは町有相又団地の消火栓設置工事。入居者より要望があり消火栓を1基設置するものでございます。

それから、6項1目下水道総務費でございますが28節32万2千円でございます。これはそれぞれ下水道特別会計、それから農業集落排水事業特別会計の繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目非常備消防費でございます。11節20万3千円を予算計上いたしました。このうち修繕費につきましては、下部の第一分団の第三部の詰め所を下水道に接続する費用19万3千円。それから下水道使用料の6カ月分が光熱水費の1万円でございます。

それから18節の備品購入費に81万3千円。背負い式水のウォーターチャージャー81万3千円でございますが、これにつきましては、コミュニティ助成事業で備品を購入するもので各分団に配布するものでございます。

それから19節の2,019万1千円でございますけども、これにつきましては消防団員の公務災害の補償負担金ということで1,960万8千円でございます。これにつきましては、公務災害の共済掛金が1,900円から2万4,700円に、消防団員の公務災害補償等責任共済に関する法律および施行令が8月10日に改正されたところでございます。東日本大震災で消防団員の死亡、行方不明者が251人あったということで、当然この負担金を上げなければいけないということでございます。県の共済組合議会でも議決をされております。

なお、これは特別交付税で算定をしていただいただけということでございます。

それから、山梨県消防広域化電波伝搬調査および基本計画負担金でございますが53万3千円。これにつきましては消防の広域化をするための無線機のデジタル化をするための調査費でございます。すでに調査につきましては当初予算に計上してあるわけでございますけども、不足分53万3千円を計上するものでございます。

次に3項1目防災費でございます。11節63万円につきましては消耗品でございますが、これにつきましては防災備蓄用の飲料水ということで非常用の、5年間保存ができる水を購入するものでございます。

それから18節の265万7千円でございますけども、衛星携帯電話を11台購入するものでございます。これにつきましてはすでに本庁舎それから身延支所、下部支所等には衛星携帯電話が整備されておりますけども、そのほかに豊岡公民館、身延福祉センター、金山博物館、

すこやかセンター、和紙の里、原小学校、下山小学校、大河内小学校、古閑出張所、久那土出張所、中富浄化センター、この11カ所に配備をする予定でございます。

次に、10款1項1目教育委員会費でございます。11節に20万8千円、消耗品でございますが、これは各学校の備蓄食料。学校にも備蓄食料をとということで予算計上をいたしました。

それから2項の1目学校管理費、18節備品購入費でございますが120万円でございますけども、統合校のスクールバス、具体的には静川小学校と西嶋小学校へ行く部分でございますが、統合準備委員会からの要望で29人乗りを33人乗りのバスに変えるということで、その差額を120万円予算計上させていただきました。

続きまして4項2目公民館費でございます。13節23万7千円。大河内公民館の前に大きなクスノキがございます。これが大変邪魔になりまして、その枝等を剪定する。枝落とし工やそれからクレーン車、ゴンドラ等も使いますので23万7千円の委託でございます。

それから19節39万9千円につきましては集落公民館の補助金ということで、平須公民館につきましては、屋根等の改修および内外装の工事で49万8,750円の3分の1、16万6千円、それから角打の公民館につきましては屋根の改修・塗装工事ということで70万円総額でかかりますが3分の1、23万3千円、合計39万9千円でございます。

次に5項の2目金山博物館の運営費でございますが13節に33万2千円。特殊建物等の定期調査報告および建築設備定期検査の報告業務33万2千円の計上でございます。

それから7目の現代工芸美術館運営費でございますけども、11節に22万1千円。これにつきましては消防施設の点検が8月5日に消防によって受けたわけでございますが、指摘事項を改善するために修繕費を盛ったところでございます。誘導灯のバッテリーや非常放送、火災通報等の修繕を行うものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

6項3目中富学校給食費でございますが、7節78万4千円。この臨時職員の賃金でございますけども、正職員が病欠を1名しておりましてそれに代わる臨時職員の賃金でございます。7カ月を予定しております。

それから11節につきましては雨漏りがするということで34万円、コーティング等をするということで修繕費を計上させていただきました。

以上で一般会計の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第70号 平成23年度身延町姥草里外七山の特別会計について詳細説明をいたします。

この補正予算につきましては歳入歳出予算に4万3千円を追加するものであります。

まず6ページをお開きください。

歳入といたしまして前年度繰越金を4万3千円計上させていただきました。

次に7ページになりますけども、歳出で1目の保護費の22節に補償補填及び賠償金に4万3千円を、盗伐に伴う損失補填として県に支払う費用を予算計上させていただきました。この内容といたしましては去る5月19日、登山者から南部署に静岡県梅ヶ島に近い山林で20本以上の木が盗伐されているとの通報がございました。この場所が姥草里恩賜林保護財産区の中でありました。県有林ということで南部署と県の担当者が調査したところ、コシアブラの木が28本、腰あるいは胸の上ぐらいの高さから切られておりました。その後の調査で2本は加害者が特定できましたので県で加害者に弁償させたとのことでありますが、残り26本につきま

しては加害者が分かりません。県に損失補填という形で財産区で弁償をするものであります。

なお、盗伐等の行為につきましては加害者が見つからない場合等、弁償等に関しまして、山梨県恩賜県有財産管理条例に規定をされております。それらに従いまして処理をするものでございます。

以上、議案第70号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号 平成21年度身延町西嶋財産区の特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

この補正予算につきましては歳入歳出予算に46万3千円を追加するものであります。

6ページをお開きください。

歳入といたしまして2款1項1目財政調整基金繰入金を40万7千円。それから3款1項1目前年度繰越金を5万6千円計上し、続きまして次の7ページになりますけども、歳出で1款1項1目一般管理費の13節に支障木の伐採委託料を計上させていただきました。46万3千円、計上をさせていただきました。この内容といたしましては西嶋財産区の土地が西嶋上墓地に隣接しており、過去に木が倒れて個人のお墓を倒してしまったというような被害がございました。このため財産区委員会とお墓の所有者で話し合いをいたしまして、隣接する区有林の比較的大きな木を伐倒することとしたところであります。もちろん区有林の下の方には人家等があり、牽引等をしなければならず危険も伴います。このため予算に計上し専門業者に委託をするための補正であります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に議案第64号について、町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

議案第64号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細を説明させていただきます。

平成23年度補正予算（第2号）につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億4,925万3千円となります。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

12款繰越金中1項繰越金、2目その他繰越金を301万6千円増額するものです。内容につきましては平成22年度決算による繰越金でございます。

7ページをお開きください。歳出につきまして説明させていただきます。

1款総務費中1項総務管理費、1目一般管理費を10万5千円増額するものです。内容につきましては11節需用費中の燃料費10万5千円の増額です。すでに当初予算におきまして8款保健事業費、1項保健事業費、1目特定健康診査等事業費の11節需用費の中の燃料費が2万1千円および3目の疾病予防費、11節需用費の中の燃料費8万4千円の合わせて10万5千円を予算計上してありますが、これらを減額して一般管理費の需用費への組み替えをさせていただくものです。公用車の利用形態が変更になって補助事業に沿わないという形で一般管理費での計上となります。

続きまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般保険者療養諸費は1,103万7千

円減額するものです。内容につきましては、19節の負担金補助及び交付金中のその他の負担金1,103万7千円の減額でございます。これは主に平成22年度療養給付費等負担金の額の確定および精算に伴う返還金が生じました。よって10款諸支出金中1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び還付金への予算の組み替えでございます。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目特定健康診査等事業費は2万1千円減額するもので内容は先に説明させていただきましたとおり、減額して一般管理費の需用費への組み替えです。

8款保健事業費、1項保健事業費、3目疾病予防費は6万5千円減額するものです。内容につきましては11節需用費につきましては先に説明させていただきましたとおり、燃料費8万4千円を減額して一般管理費への需用費の組み替えです。13節の委託料につきましては1万9千円増額で、平成23年1月から3月分の療養費に対するレセプトの縦覧点検の委託料の不足によるものです。1万9千円増額させて25万8千円、補佐していただく予算であります。

10款諸支出金中1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金は36万円増額するものでございます。内容につきましては23節償還金利子及び還付金36万円の増額です。これにつきましては社会保険等への加入による還付金が多くなりました。よって、当初予算計上額では不足なため、昨年度の実績をもとに今後の見込み額分を補正させていただきました。

10款諸支出金中1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては1,367万4千円を増額するものです。内容は平成22年度療養給付費等負担金ほか3件につきまして額の確定および精算に伴う返還金が生じたため、23節償還金利子及び還付金1,367万4千円の増額です。中身につきましては、まず平成22年度療養給付費等負担金返還金が1,342万4,174円。平成22年度出産育児一時金補助金返還金2万円。平成22年度特定検診保健指導国庫負担金返還金22万円。平成22年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金9,746万円。4件で1,367万3,920円です。財源としましては繰越金の263万6,920円。そして2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費からの1,103万7千円でございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第65号、議案第66号について福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

はじめに議案第65号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。はじめに歳入について説明させていただきます。

4款1項1目介護給付費負担金ですが、保険給付費のうち住宅改修費が当初の予定より大きく伸びたため、その補正額130万円に対する国庫負担分20%で26万円を予算計上するものです。

次に、2項1目調整交付金ですが、同じく130万円の9%ということで11万7千円を補正するということとなります。同じように第5款第1項第1目介護給付費交付金、これも130万円の30%、39万円ということとなります。同じように6款1項1目介護給付費負担金、これは130万円の12.5%、16万3千円ということとなります。

8款1項1目介護給付費繰入金、一般会計からの繰入金です。これも130万円の12.5%ということで16万3千円になっています。

9款1項1目繰越金は1,004万3千円を予算化させていただきました。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

2款1項8目居宅介護住宅改修費ですが、住宅改修給付分が当初見込みは360万円でしたが、補正予算作成時には支出予定額と事前申請額を合わせて379万2千円となり、すでに予算をオーバーする見込みとなりました。8月までの支出を今後の申請数の見込みなどから今回130万円の補正をお願いするものです。

次に7款1項3目国庫支出金等返還金、23節の償還金ですが、これは実績報告に伴う返還金で933万6千円の補正をお願いするものです。

以上で介護保険特別会計の詳細説明を終わらせていただきます。

続いて議案第66号 平成23年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。はじめに歳入から説明させていただきます。

3款1項1目繰越金、前年度繰越金7万2千円を予算化させていただきます。

続いて歳出ですが、1款1項1目介護予防サービス計画事業費7万2千円の補正をお願いするものです。これは身延町では介護予防支援業務については、町の地域包括支援センター職員ですべて受け持ち対応しています。今回、住民票を身延町に置いたままで県外に住んでいる要介護者が要支援2と認定され、その対応が必要となりましたが、遠距離等のため直接担当するのは困難であり、民間の居宅介護支援事業者に業務委託をするための費用として7万2千円の補正をお願いするものです。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(望月広喜君)

次に議案第67号について、水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

それでは議案第67号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

今回の補正予算ではありますが、歳入歳出ともに増減はありませんが歳出における節内の予算組み替えであります。

2款2項1目15節の工事請負費を1,900万円減額し、19節の負担金を1,900万円増額するものであります。

15節の工事請負費1,900万円の減額の内容につきましては、身延中央簡易水道配水管布設工事波木井および小田船原地区の計画ルート変更により下水道工事に統一して工事を実施することになり、700万円を減額し負担金へ予算を組み替えるものであります。

また下部統合簡易水道事業で平成22年度に県道の道路占用を行い、配管布設工事を実施しました甲斐常葉駅前から杉の木橋までの県道原因者舗装本復旧工事の計画でありましたが、山梨県峡南建設部の発注工事となりました。これは、山梨県と町村との管理協定に基づき本工事を施工する際、県が隣接する工事および修繕工事を実施する場合は山梨県または峡南建設部で工事を発注するとなっているため工事費1,200万円を減額し、負担金へ予算組み替えをす

るものであります。この2件の工事費と負担金の予算組み替えであります。

以上、議案第67号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第68号、議案第69号について環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは、議案第68号と69号の詳細説明をさせていただきます。

はじめに、議案第68号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。1款1項使用料につきましては1目から3目までは過年度分の使用料、合わせて1万3千円の増額でございます。

2款1項3目戸別浄化槽整備事業繰入金27万3千円につきましては職員の人件費にかかる増額補正であります。

7ページをご覧ください。

歳出ですが、1款1項1目上之平地区維持管理費の11節需用費に2千円の増額。

2款1項1目北川地区維持管理費の11節需用費に6千円の増額。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費に、職員の人件費として27万8千円の増額であります。

以上で68号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第69号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。1款2項1目身延下水道事業負担金700万円の増額。これにつきましては身延中央簡易水道事業にかかる波木井地区および小田船原地区の配水管布設工事の受託工事負担金であります。

4款1項6目下水道一般会計繰入金4万9千円の増額。

次に7ページをご覧ください。

歳出ですが、1款1項1目下水道事業総務費、27節公課費、22年度の消費税分として4万9千円の増額であります。

1款2項1目身延下水道事業建設費、15節工事請負費700万円の増額。これにつきましては、先ほど歳入科目の工事負担金で説明したとおりで水道事業からの委託工事分でございます。

以上で、議案第69号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

これで提出議案の説明は終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しましたのでこれをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。
ご苦労さまでした。

散会 午後 0時03分

平成 2 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 2 日

平成23年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成23年9月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
8番	深 沢 脩 二	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 望 月 寛

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計課	長	串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課	長	佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の報告をいたします。

望月寛君は入院のため、欠席届が提出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

本会議は認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算、議案第59号 身延町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例、議案第60号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第61号 身延町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定、議案第70号 平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第71号 平成23年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）の7件を除いては委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑につきましては総括的・大綱的な質疑に留め、詳細な質疑につきましては各常任委員会で行っていただくようご協力をお願い申し上げます。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

認定第1号の決算に関して、歳入全般が総務常任委員会に付託されております。私は教育厚生常任委員会に属しておりますので、本会議において町税に関していくつか質問させていただきます。

町民税の調定額を見ると個人分は現年課税分約5%等ですが、滞納繰越分は約9倍になっています。また法人分では現年分は2.7%増ですが、滞納繰越分は1.0倍を超えています。固定資産税、その他の町税についても同様の傾向が見られますけれども、予算額は前年の1.2月に原案が作成されると聞いておりますけれども、町税の調定は何月ごろに行われるのか、これについて、まず1点。

それから町長の行政報告の中で徴収率が平成18年の77.8%から大きく伸びて22年度には90.7%になったという説明がありました。山梨県地方税滞納整理推進機構に加入して徴税業務が向上した結果がこの数字に結びついていると思いますけれども、インターネットで調

べたところによりますと、この機構は平成20年度から平成22年度までの3年間で設置期間となっておりまして、現在これは存在しないのかどうか、その点について伺います。

それから、徴収率というのは調定額に対する収入済額の割合ですけども、納税は憲法30条に定められている国民の義務であり、100%であることが理想であります。もちろんこの理想の実現は非常に難しいことであるのはよく理解しております。しかし、約1割の町民が滞納しているという状況は問題だと思えます。残り9割の町民に不公平な状況を与えているということになります。

納税ができないという理由に無財産、財産がまったくない。それから生活が困窮している。それから居所が不明であるという、この3点については徴税することはできないというか納税をできないことは認めているというふうにされておりますけども、これが実際どの程度の町民のこれにあたるのか、これについてもお伺いしたいと思います。

税務課の現在の人員を見ますと、課税担当の9名、徴収担当に3名、計12名という配置になっておりますけども、これは適切な配置なのかどうかということについて、ちょっと疑問がありますというか、むしろ徴収担当にもう少し多くの人材を配置したほうがいいんじゃないかというふうに考えますので、このへんについてどのようにお考えか。

それから税務課に限らず、いろんな仕事で専門性を求められるということがあると思えますけども、現在は何年かに一度異動がありまして、そういう専門的な仕事にずっと携わっているという人が少ないんじゃないかと思うんですけども、この点については、税務に限らずいろんな専門性のある職種の場合は何年か、あるいはところによっては何十年も税務の仕事に就いている人もあるようなので、そういうことに関する町長のお考えはどのようにお考えか、その点についてお伺いします。

それから先ほど申し上げた山梨県地方税滞納整理推進機構ですけども、こういうものが今現在ないとすると大変だなと思っているんですけども、というのは滞納者に対する差し押さえの実施について、こういう機構からまったく本町に関係ない職員を外向していただいて差し押さえの仕事をしていただくと町民からいわれのない非難を受けるようなことはないのではないかと思います、お伺いしているわけです。

以上5点についてお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

それでは、お答えいたします。

まず1点目、町税の調定の時期ということでございます。

まず町民税関係につきましては6月ごろ、それから固定については5月、それから軽自については4月が調定期間でございます。それからタバコ税と入湯税については申告納税ですので随時ということでございます。

それから2点目、滞納整理機構の設置機関のことだったと思うんですけども、ご質問のとおり平成20年から22年までは設置されておりました。その後、町あるいは市町村の職員と、あるいは県との協議の中で、まず徴収技術が未熟な点があるということがございまして、県のほうにあげまして今現在、継続してございます。体制を少し変えまして継続しております。これも3年間ということで継続でございます。

それから徴収職員の3名、もう少し増やしてということで、それについては今現在、徴収担当は3人でございます。体制の整備、あるいはシステム等の導入をしておりますので、滞納額が増えているところもありますけども、今現在については足りている状況かなとは思っていませんけども、それについてはさらに検討していったほうがよろしいかと思っています。

それから機構への編入ということがございました。徴収職員が徴収するにあたって、県の職員が徴収にあっていることについてというご質問だと思いますけども、滞納整理機構の職員については、市町村から併任発令を出しております。ですから町関係の徴収業務について、町の徴税吏員ということで併任発令を出しておりますので、その点は可能だと思っております。

以上でございますけども。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

職員の、何十年もそこに入れればいいではないか、こういうようなお話をいただきましたが、私どもの町の職員には税務職という職はございません。したがって一般職でございます。したがって一般職につきましてはご案内のとおり3年をめぐりにローテーションを組んでおります。こういうことでございまして、若いときからそれぞれの部署で職務をしてそれぞれのことを覚えて総合的にすべてを覚えてもらいたい、こういうことでやっているわけです。

以上、答弁いたします。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

調定額についてですけども、もう1点。滞納繰越分の額が非常に予算よりも増える理由について、もう一度お願いします。

それから何十年もという町長のご答弁ですけども、何十年もというのはあくまでもそういう人もありますよということで、特に本町においてそういうふうなことが必要なければというか、十分に仕事に差し支えなく能力があり、そういう税務に関する知識とか、それから意欲とか、そういうものが十分にあって専門的な知識も3年もいけば十分だよということであれば結構ですけども、その点については今後もう少しこの仕事についてはもうちょっと勉強が必要だというか、そういうものがありましたら、ぜひそういう考え方をとっていただければという希望でございますので、はじめの調定額についてだけお答えください。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

お答えいたします。

不納欠損が増えているというご質問でございますか。

○5番議員（芦澤健拓君）

滞納繰越分が9倍とか10倍とかという、そういう数字になっているのはなぜかという。予算に比較してね。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

予算に対して滞納額が多くなっているということでございます。当初予算を立てる場合はすべて歳入、確実に見込める歳入はのせませけれども不確かなものについてはのせません。なぜかという、歳出をしてしまったときに欠損になってしまいます。この滞納につきましては当初予算でもまったく確実なところは分かりません。できるだけ確実なところというか、低いところを当初予算へ計上をさせて不納欠損というようなことがないように注意深くしているところでございますので、結果からみればこういう形になってしまうということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

全体として見て今年は流用がすごく多かったように感じました。特別会計もそうなんですけども、例えば国民健康保険特別会計を見てみると、本当に流用が今までになく多くて、どうしてこういうふうな結果になるのかというのが1点と、それから国民健康保険特別会計で、昨年は滞納世帯の中の138世帯に保険証を渡していないという結果だったんですけど、今年はそのくらいの世帯に保険料が渡っていないのかどうかというのが1点。

それから配食サービスですね。昨年、22年度から業者に委託をしてということで、当初に比べるとだいぶよくなったという話は聞いていますが、それでも必要だけでもお弁当はいらぬということ、そのまま断っている人もいるという話も聞いています。その後の状況はどうかということでお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

国民健康保険の流用が多いということのご質問でございます。

これにつきましては、昨年、決算等をうつときに療養費等不足分があって、そのへんの流用調整をしたというふうにはちょっと聞かせてもらっているんですけど、このへん細かい内容についてはあれなんですけども、やむなくさせてもらったというふうには聞いております。

あと保険証を渡していない世帯については、ちょっと手元に数値がないということで調べさせてもらってお答えさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

流用が多いということで、その関係でございますけども、平成22年度から財務会計システムが導入されております。それで新しい形の中で財務会計システムがまったく初めて職員が使ったという形の中で、練習やそういうことはしておりますけども、そんな形の中で流用等が割りと比較的多かったということが言えると思います。また国保会計については、これは全体的な歳入、基金も底につきましたというようなことで、歳入の関係を大変苦労した関係で流用が増えているということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

配食サービスがちょっと最後のほう聞き取れなくて、もう一度言ってもらっていいですか。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

その後の状況がどういうふうになっているのか。ちゃんと順調に動いているのかどうなのかという住民の声も聞きながら今やっているんだと思うんですけども、その状況を把握しているかどうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

配食サービスが必要な人には配食サービスを申し込みしてもらってやっていますが、順調にいらっていると理解しています。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

なぜ流用がなぜ多いのかなといったときに、財務会計システムが変わったからというご答弁だったんですけども、もちろんそういう中で決算をうって流用が仕方ない部分はもちろんあります。しかし、だからって全部、全体的にあるわけではなくて偏っているというか、ないところはないし、あるところはたくさんあるという状況なので、この流用というのは節目を積み上げる中で項とか款とかできるわけですから、積み上げる作業の仕方がどうだったのかな、予算の組み方がどうだったのかなというところがちょっと疑問になったから聞いたんですけども、これは仕方ない部分もあるけれども、特に国保なんかは本当に資金繰りで大変な思いをしているというのは理解をしています。だけれども、きちんとした項目を積み上げていく予算の組み立てをしていかないと、決算でこういう流用が多くなっていくという状況があると思いますので仕方ない部分はありますけども、あまりにも多いとちょっと予算の組み方に問題があるのかなというふうには思っていますので、そのところにはもうちょっと気をつけていただきたいなと思っていますけども。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほど町長にお伺いした中で、ちょっとお答えいただいているのが1件ありまして、私もちょっとうっかりしたんですけども。約1割の町民が滞納しているということに関して町長はどのようにお考えになっているのか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

1割の町民が滞納をしているというように言われておりますけども、金額で1割出てきているということで、中に大きな滞納をしている人がいまして、金額が伸びているということで、そのへんはのちほど調べさせていただいて報告をさせます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第59号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第60号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第61号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第62号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第63号について質疑を行います。

質疑はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

一般会計の補正でいいんですね。

12ページの民生費の中の保育所の嘱託医の報酬が今回どこも出ているんですけども、今この時期にどうしてこの予算が出ているのかというのが1点。

それから、16ページの教育費の中で、スクールバスの29人乗りから33人乗りに変更ということの補正で120万円出ていますけども、静川小学校の子どもたちの在籍人数が何人なのかということ。

それから統合の準備委員会の様子なんですけども、どのような様子で進んでいるのかということが1点。

以上3点、お願いします。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

それでは、お答えいたします。

たしかに、この時期に嘱託医の報酬が出るのは当然、疑問になろうかと思えます。このことについては本当に申し訳なく思っております。といいますのは、本来であればこの嘱託医の報酬は平成22年度にかかる報酬でございます、それを平成22年に支払うべきものを保育所と子育て支援課との連絡ミス、また私の確認ミスによりまして今回の計上となり、ほんとに申し訳なく思っております。今後二度とこういったミスがないようにやっていきたいとこんなふうに考えております。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

まず、静川小学校の児童の数でございますけども、平成24年度にバスに乗車していただくという想定をされる子どもの数につきましては31名を予定しております。

それから統合準備委員会でございますけども、これにつきましてはすでに7回の準備委員会を開催いたしました。現在、学校名の取り扱いにつきまして、継続的に協議をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

教育費なんですけども、スクールバスは最初29人ということで33人乗りに変更という。31人、今現在34人で33人が在籍。その中で31人が乗るということで、もともと29人では乗れないということですよ。やっぱり在校生が33人であれば33人分、どういう状況になるか分からなくて乗るという状況に、変わるということも考えられるわけですから、33人いるんだったら、やっぱり33人分の席をきちっと安全に送り迎えができるようなことをする必要はあるのではないかなというふうに思っています。

まず最初に29人になって、今33人乗りにした経過と、それから準備委員会、進んでいるということなんですけども、お話を聞いた中で西嶋とそれから静川両校が廃校ということを経営委員会が決定したというお話も聞いているんですけども、その点についてはどういうふうになっているか、お聞かせください。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

スクールバスの運行形態、これはいろいろあると思います。一度で児童を学校に登校させることができないということであれば、実際、ほかの大河内小学校でも行っていることなんですけども、二度運行するという形の中での対応も当然、考えられるわけでございます。当初、距離的にそれほど遠くない距離でもございまして、そういった方法も考えられるだろうということで29人乗りを予算要求させていただいたところでございます。

それから廃校という言われ方をされたんですけども、西嶋小学校におきましても閉校式、こ

れについてはやる方向で進めることもできるだろうというような話し合いはされております。今後、具体的に学校名等が決まれば関係する条例の改正等も状況によって出てくると思います。それらの形もふまえながら、最終的にどのような形で西嶋の小学校がそうした事業を行うかにつきましては検討されていくことと思います。まずは学校名が決定して、そののちにさらに詳しい内容を決定していくということになるかと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

大きなバスとなると、前に古関小学校の廃校のときもそうだったんですけど、特に低学年の子どもたちが、最初の子からすると1時間近くもバスに乗って学校に着いたころには本当に具合が悪くなったり、疲れ果ててしまったりというような状況もあったんですね。そういう意味では大きなバス1台ということではなくて、もうちょっときめ細やかに小さな、近くまで迎えに、今、有害鳥獣なんかの被害もあって子どもたちの安全性ということも考えられますので大きなバスで行きたいということではなくて、やっぱりもうちょっと小さなもので近くまで行けるような方法も私は考えるべきではないかというふうに思っていますけども、最初あんまり遠くないから2回という話もありましたけども、やっぱりそのところは子どもたちが安全にきちっと行き帰りができるようなことを考えていただかなければいけないし、そういう場合にはやっぱり大きなバス1台というと、ちょっとやっぱり無理があるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、もうちょっと大きなバスではなくて小さなものに変更するということは、この予算上は考えられないということで理解しますけども、あと、では西嶋は廃校ではなくて閉校ということもあり得るとこの話の結論ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

学校につきましては西嶋小学校の校舎を使うということでございます。その条例上、今、西嶋小学校、西嶋何番地という形で学校設置条例が設置されております。この条例の取り扱いをどうするのかということにも関係してくる、今、校名の取り扱いについて検討しているところでございます。

私も廃校という意味を必ずしも正確には理解はしておらないかもしれませんが、少なくとも校舎は西嶋小学校を使うという状況でございますので、廃校という表現が適切なのか。それにつきましては、ちょっと疑問も感じているところでございます。校名を変えるというときに、現在の西嶋小学校を廃止して新たな校名にするということになりますれば、そういった形になってくるのかと思います。そのへんにつきましてはまた今後、いずれにしても統合準備委員会のほうで検討をしていただきまして、それらをふまえながら教育委員会の中で決定をしていくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今の西嶋小学校の統合問題の、課長の答弁ですと西嶋小学校を閉校するのか廃校するのか。このへんを対等統合という形の上で考えますと、やはり静川小学校も条例の上で廃校したと。西嶋も同じような形で条例の上で、やはり廃校をした中で対等合併というのが一般的な考えではないか。また行政として指導していく上においても、あくまでも法に従って統合を進めるべきであると。ですから対等という言葉、その言葉がある以上、同じような条件を両校にもっていくと。

それから、もう1点。やはり校名の問題ですが、仮に西嶋だから西嶋小学校というような形になったとしても、これから5年後、6年後、最後の統合のとき行く末の町内全体の小学校が2つになるか、3つになるか、4つになるか、そのへんもまだ決定しておりませんが、そのときをふまえた中で校名のほうも行政が指導する中で決定するような方向に持って行っていただきたい。やはり地域住民とすれば同じような条件ということが一番望ましいわけです。そのへんを地域住民の理解を得るような形で今後進めていただきたいと、このように思います。

○議長（望月広喜君）

最初のは質問でしょう。小学校のは、要望ですか。要望だそうです。

ほかにございますか。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ちょっと勉強不足で聞きたいんですが、先ほどのスクールバスの件なんですが、これは29人乗りということは、たしか7メートルですね、道交法でいきますと。7メートルの車ですよ。バスですよ。それをまず確認したいんですが。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

外周の寸法が7メートル73センチと横幅が2メートル1センチの車です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

僕の記憶が正しければなんですが、道交法でいきますと7メートルの車というのは29人乗り、運転手も含めて29人乗りが上限だと思うんですが、それを改造して32人乗りというのはできるんですか。ちょっと確認したいんですが。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

29人乗りが6メートル99センチでございます。これを改装するという形ではなくて33人乗りの商品が販売されておりますので、それを購入するという部分でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると7メートルを超えているからそういうセットみたいなものがあるということですよ。

か。セットというかオプションで。そっくりそのまま、イスとイスとの間隔を詰めてやるとかというそういうセットがあるということですね。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

29人乗りの車を改造するということではございません。別の車でございます。29人乗りにつきましては先ほど申し上げましたとおり約7メートル、6メートル99センチです。今回購入を予定している車につきましては7メートル73センチ、スーパーロングボディというものでございまして7メートル73センチで席の列が1列多いタイプ。これは販売しているものがございまして、これの購入を予定しているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

この間の説明ですと、このスクールバスの機械器具費、この120万円は改装するというように説明を受けたんですよね。今の説明だとバスを買うということですよ。どうなんですか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

これにつきましては6月の補正で29人乗りのバスを購入しようということで、当初650万円の予算要求をさせていただいたわけでございますけども、今回新しい29人乗りタイプではなくて33人乗りタイプの車両を購入させていただきたいということで120万円の追加の補正をお願いしたということでございます。ですから改造ではございません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。3回目です。

○6番議員（松浦隆君）

ちょっと理解できないんですが、そうすると6月補正で出したバスを購入するんだけど、それは30数人乗りのものに変えたいからプラス120万円ということですか。そういう理解でいいんですね。そういうことですね。はい、分かりました。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

建設課長にお伺いします。

15ページに工事請負費で道路橋梁維持費が1,900万円ということで出ております。これはこの説明に関係があるわけではないんですが、現在、一色から常葉のほうに出る、鳩打隧道を越えて出る道がありますけども、常葉川の道の途中がなんか落石があって、なんか今、ポットみたいなもので支柱があって、今日見たら5本くらいそれがあるんですけども、そのほかに道路の舗装がとれているところが何力所かあります。これに関してはこういう一般の工事請負費、道路橋梁維持費で工事を行うことになるのか。あるいは中部横断自動車道の関連でどこから金が出るのか、その点についてお伺いします。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

今の質問ですと、たぶん県道になろうかと思えますけども、鳩打トンネル絡みだと思うんですが、鳩打トンネルは県道です。前回の雨のときに鳩打トンネルの一色側の崩落がありまして、あの工事をしていただくというのは県がその工事を行うということは聞いておりません。今の落石があって支柱を立てたということで、たぶん仮設の構造物だと思いますけども、そこらへんのことについてはちょっと私、情報を得ておりませんので、またちょっと確認をさせていただきます。

中部横断道の発生土の搬入路でも使っておりますので、県が国交省かと協議してそこらへんが進められているのかなというふうに思いますので、ちょっと確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

5款の労働諸費について伺いますけども、緊急雇用創出事業というふうなことで、最初予算書のときに見ている事業だなというふうに思っていたんですけども、この中で、富士川特別釣りエリア設置事業。そしてもう一つ、買い物代行サービス事業、これが何か執行されていないというふうなことでしょうけども、この理由についてちょっとお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは、お答えさせていただきます。

事業の執行をやっていないのは富士川の特別釣りエリアの事業だけです。買い物代行はちょっと事業を縮小しております。ご理解いただきたいと思います。その理由なんです、富士川の常葉川に特別釣りエリアを設けようということで、当初計画の中では道の駅しもべの前後の常葉川に禁漁期間である10月から翌年3月までヤマメ、イワナ等を放流し特別の日釣り券を購入していただいた方たちに釣っていただくこと。マスの日釣り、金額も4千円くらいに設定して、これによりまして周辺の宿泊施設に大勢の人が来ていただいたりとか、町の中に大勢の方が来ていただくことで活性化させようと。さらには富士川漁協の安全的な経営もということで富士川漁協とは4月以降、理事会等でご説明をしながら、ある程度理解をいただいたところですが、県の遊漁規則、これが非常に厳しい状況にありまして、例えば禁漁期間に釣りはしてはいけないと。やるんだったら3月から9月までにしてほしいと。日釣り券も通常の800円の料金でなければいけないと。こういうような非常に縛りがある遊漁規則で、これも規制緩和の中でなんとかできないかということで再三再四、県のほうにいろいろ申し入れをしたんですが、最終的にはそれは譲れないと。そういう中で、ちょっとせっかくの事業なので変更して考えようと思ったんですが、例えば7月ごろから9月ごろまで金額も800円で、同じエリアでちょっと魚を多く放流しながら日釣り券で大勢の人が来ていただくことによっても活性化できるのではないかと考えてみたわけなんです、非常に準備期間が少なくて

3カ月ぐらいの短期ではそれほど遊漁者も見込めないとか収入も見込めないと。そういう中で、これは来年度以降も同じようなやり方をしていかなければいけない中で、緊急雇用創出事業等はいただけないと。そういう中で断念せざるを得なく、富士川漁業のほうにもその旨申し上げまして、お互いに「では無理だったね」ということで中止させていただきました。

もう1つ、買い物代行業なんですけど、当初は乗り合いタクシーが行っていない40集落の皆さんに買い物代行をとということで説明会に歩きました。そうしたらそちらのほうに住んでいらっしゃる方は買い物とか非常に工夫されていて、なかなか買い物代行に結びつかなかったんですね。それで安否確認も兼ねて買い物代行員3名、雇用しているんですけど、その方たちには集落に行っていたりはしております。ただ、それほど見込めなくて非常に事業的には成り立たないということで、この7月ごろ、今度は全町的に広げようということで、乗り合いタクシーを利用している地域、さらにはそうではない一般の地域の人たちも、この買い物代行業を広めようとして、広報のお知らせ版の裏にとか、あとは協力していただくということで、民生委員の皆さんにも協力していただいて、事業を広げたんですけど、結局4月以降、今まで乗り合いタクシーの行っていない地域のところへもそんなに足を運んでいないということで、約半分ぐらいに事業量を縮小しております。というわけで、買い物の代行業のほうは幅を広くもって大勢の皆さんに利用していただくような形をとっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

誠に残念な話なんですけども、予算計画の中に、事前にそういう遊漁規則とかそういうふうなことは、事前に調査をして予算計画を立てるべきだというふうに思うんですけども、そのへんの事前調査が不十分だったなというふうな感じがいたしておるんですけども。これはそのまま執行しないということで、ほかの何か事業のほうに振り向けるというふうなご計画はあるんですか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

この特別エリアの事業は、昨年来、非常に地域の活性化になるんじゃないかということで、昨年度の担当者、今年23年、22年度の担当者にも説明をしながら、あとは全国的な状況を見ながら、高知県で実際にやられている状況もありますので、それらを勘案しながら去年の段階ではある程度いけるような見通しはあったんですが、実際、新しい年度になって新しい県のほうも体制になっている中で、一応、本当に残念ですけど、こんな形になりました。

ただ緊急雇用創出事業はせっかく町のほうでいろんな予算を獲得していますので、観光課長を中心にこういう事業の縮小があったり、入札で落ちたり、執行されなかった分をやはりせつかなので身延町でなんとかしなければいけないということで、今回補正予算のほうに書いてありますIT活用販売促進とか公有財産の整備事業とか、あとはこちらの水道管理図の作成とか、こちらを職員一同皆さんでなんとかしようということで、こちらのほうを確保しました。そして県のほうへ申し入れを観光課等でしていただきまして、結果的には県全体で少しまだ予算があったということで、それらも付けていただきながら当初予算よりも膨らんだということ

でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

8款土木費の道路橋梁維持費の関連で、15ページの説明の中にあります町道波木井二区塩沢線道路維持工事について、建設課長にちょっと詳しく説明をしていただきたい。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

波木井二区塩沢線ですけれども、塩沢地内で東塩沢のほうにのぼる道路ということで、地域の方から要望があります。カーブをちょっと拡幅したり、側溝の整備をしたりということで単年度ではできませんので、今後2、3年かけて整備ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

皆さん、終わってからと思ひまして大変ご苦労さまです。

関連みたいになってしまって申し訳ないんですが、同僚議員の福与議員のほうから今、5款の労働費についてのご質問がありまして、同じ質問になりますので大変申し訳ないんですが違った観点から。

非常に厳しい財政状況の中で1億6千万円の補正を考えてやっていただいて、本当にご苦労を掛けた補正の予算案だと思っておりますが、先ほど同僚議員の言った労働費の中にもう1点、空き家の実態調査業務も含まれています。これら3つを含めて減額になっておるんですけども、当初、減額は減額で先ほど説明がありましたので中身は見当つけております。そうだと思うんですけども、これを予算化するときのお話は、政策室長についても町長についても覚えておられると思うし、広報でも周知しています。そうしたならば利用が少なかったとかそういうことで政策、これはどちらかという町長の政策的な予算ばかりですよね。これを簡単に利用が少なかったからやめると。これでは行政の努力はなんだったんですか。これを進めることによって住民の福祉の向上につながるという強調し、演説をして予算化をした記憶があります。

金額的には何千万円というものではございませんけど、そういう形で施政方針の中でもいろいろのことを考えながら説明した。それが利用者が少ないようだから減額、これでは考えた単なる思い付き、アイデアだったのかなとこういうことになってしまうので、その観点から今後いろいろなアイデアを出して住民の福祉向上のために努力されると思うんですけども、そういう形の中で計上されるのであれば、われわれも予算のときに、あんた言っているけど、そんなことはいいのか悪いのかまでやらなければいけなくなってしまうという観点から、今、先ほどの同僚議員の質問でお答えになった以外にもう1つ、空き家実態調査業務も調査の段階でもう減額と。何をやろうとしたのかなと。その点を含めて、この減額、3つについても一度ご

説明をお願いいたします。

違う機会でも政策室長には、この話を何回かしてあるときには、政策室長にもものすごくいい、好評なんでもということ強調しながら、もう先駆けてこれをやるんだ。他町には先駆けたものだ。今、住民が一番望んでいる、困っていることへの解決だということ強調されておったように記憶しております。そのことを含めてご答弁を願います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

最初の空き家の実態調査なんです、こちらにつきましては入札差金ということで、実際指名競争入札によりまして業者を決めた段階で差金が出ましたので、そこで減額しております。そういうわけで空き家の実態調査はしております。

前もお話したんですが、1つは空き家バンク。こちらはまだ広報を通じて皆さんに空き家呼びかけています。そのほか地域のマッチング事業、こちらも肅々と3地域においてやっております、今、空き家がそれぞれ50軒ぐらいずつ出ておまして、今、所有者のほうにすべて利用させていただけるかどうか、通知を出しているところです。

さらにはこの緊急雇用創出事業を使って、身延町すべての住宅地図を1軒1軒あたりながら、空き家の実態調査をする。これが緊急雇用で、これは予定どおり進んでいます。現に業者も決まりましたので、今度は腕章を付けながら業者が空き家を写真に撮ったり、まわりを歩くということで不審に思われないように、そんな手配をしながら空き家対策のほうには、その3つを進めております。

富士川の特別エリア、これは本当に大変申し訳ありません。いろいろ昨年度から研究したんですけども、最終的にできなくて、これは本当に申し訳ないと思っています。すみません。

次の買い物代行事業につきましては、たしかに乗り合いタクシーの行っていない地域の皆さんの利用がないので、その分は計画させていただきましたが、ただその地域の人たちのところにも今行っていないわけではなくて、安否確認等をしてしながら、その3名の方には行っていたいております。

さらに、今回の利用がちょっと、本当に見込みより少なかったのもそういう地域以外の皆さん、身延町全体に今度、広げようということで、この事業自体は金額的に縮小をしているんですが、エリアを広げまして、これから全町的にやろうと思っています。

ぜひ、この機会にせっかく答弁させていただくので、地域の皆さんで買い物をぜひ代行したいなという方がいらっしゃいましたらぜひお声掛けをいただいて、一人でも多くそちらの利用をしていただければと思います。そんなことで答弁とします。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

無理矢理答弁させたような感がありまして申し訳ありません。ただ考え方の問題として、予算を盛ってするとき言ったことの責任はきちっと頭に入れて予算執行をしていただきたい。減額しなければならないこともたくさんあります。無駄な金の使い方はありませんが、いいことなんです。けども演説した言葉の裏づけは、簡単にこれはこうだああだということではできな

いような政策的な予算だったはずですので、そのへんを認識の上、今後ともよろしくお願ひします。ご答弁の内容で、本当にご苦労はよく分かっておりますので、申し訳ないですけども、今、その言葉を聞かせていただきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の問題についてですが、私の思いを1つ話をさせていただきたいと思ひます。提案という形になるかもしれませんが、この地域活性化についてはやはり将来的にどうなるかと思ひえない部分も結構あると思ひますよね。どんな商売でもそうですが、1つのものに取り組むとなると当然1年でうまくいくものでありますでしょうけども、うまくいかない部分もあるはずなんです。それは長いスパンで考えてやっていかなければいけないことでしょうし、今、政策室がいろいろなことをやっています。僕はすごいことだなと思ひていますが、それをたしかに今、同僚議員が言いましたようにその予算を落とすためにいろいろなことを話しているわけです。そのことは、もうちょっとやはり慎重になっていただかなければいけないんですが、私の気持ちとしては、そういうことを慎重になりすぎて萎縮しないで、ぜひ失敗を恐れないで私はやるべきだと思ひます。そういうことを失敗を恐れてやらないというふうになると町が逆に沈んでしまう。私は失敗を恐れないでやっていただきたい。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

要望ということでいいですか。

（はい。の声）

他にございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

今のことに関連してなんですけど、買い物代行サービスの減額に対して、奈良田と身延駅の路線バスが今度、早川町の町営バスに11月15日から移行されて、そして、町営バスになると飯富病院から下部温泉とかそういった町営の路線バスが増えるようなんですよ。早川町とか山交のタウンコーチと身延町では話し合いをしているのかどうかということと、その代行サービスには減額になる要素にそれがなるのかどうかということをお伺ひします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

まず買い物代行業は奈良田線のバスとは関連が全然ありません。奈良田線のほうなんですけど、一応、早川町で地域公共交通会議というのがありまして、そちらには身延町の私のほうに参加しております。ついこの間、会議がありまして奈良田線を今度町営でやりたいんだという話を伺ひました。一応、山梨交通にもそのへんを確認しましたらそうだという話です。これは身延町にも非常に関連があるところなので、今後身延町内にあります地域公共交通会議を開かせていただきまして、関係団体の皆さんと協議していきたいと思ひております。今、聞くところによると、身延町では非常に利便性が高くなるとそう理解しておりますし、いいことだと思ひております。このくらいの答弁でお許しいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

ついでですからお伺いしますけども、飯富病院から下部温泉へそのバスが走るという話は出ているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

一応、この間の早川町の会議では下部温泉駅へいったん行って、また戻って下山から身延へ来ると。そういうルートになるような計画でいらっしゃいます。これはまだ早川町のほうが関東部局のほうに届け出てはじめて決まることだと思うので、一応、今の段階でお聞きするところによるとそんな感じであります。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第64号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第65号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第66号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第67号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第68号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第69号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第70号について質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第71号について質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議事の途中ではございますが、暫時休憩したいと思います。

再開は10時20分といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長(望月広喜君)

再開の前に先ほど芦澤君の質問に対して建設課長が情報を得たということの中で、建設課長のほうから説明をいたします。

建設課長。

○建設課長(藤田政士君)

先ほどの下部飯富線の件ですが、今回の台風12号で若干の崩落ということで自然災害ですので中部横断道の発生土の搬入路でもありますけれども、県のほうで事業をとということで聞いております。特にH鋼を立ててということですので、若干道路が狭くなって通行者にはちょっと不便をお掛けしますけれども、そういうことで安全対策がこれから進められるというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長(望月広喜君)

次に先ほどの渡辺君の質問に対して町民課長が説明をいたします。

町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

お答えいたします。

国民健康保険の保険証の未交付ということでご質問がありました。

当初、平成22年のはじめは197世帯に対して、交付していない世帯です。そして年度末、3月末ということで、61世帯に交付はしていないということでございます。

あと先ほど、ちょっと医療費の関係でも流用が多いということでございましたけども、3月の補正を行う時点において療養費の伸び等の確実性が見込めなかったということで、5月の出納閉鎖間際でなんとか括りができたということで、この決算を見ていただくと分かるように310万円程度の繰り越しということで、なんとか繰越赤字ではなく繰り越しができたというような決算になっております。

以上です。

○議長(望月広喜君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第70号、議案第71号、以上18件については委員会付託を省略し、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第70号、議案第71号につきましては委員会付託を省略し、討論・採決を行うことに決定をいたしました。

続いて、お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件につきましては一括討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件につきましては一括して討論・採決を行うことに決定をいたしました。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件につきましては一括討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第59号について討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第60号について討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第61号について討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第62号について討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第70号について討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第71号について討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成22年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町西嶋財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町大河内地区財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成22年度身延町下山地区財産区特別会計歳入歳出決算について

以上12件については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第59号 身延町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第60号 身延町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号 身延町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号 身延町営相又特産品生産施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第70号 平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号 平成23年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長(秋山和子君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時35分

平成 2 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 3 日

平成23年第3回身延町議会定例会（3日目）

平成23年9月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
8番	深 沢 脩 二	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 望 月 寛

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計課	長	串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課	長	佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の報告をいたします。

望月寛君は入院のために、欠席届が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は4名であります。

まず通告の1番は、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に基づいて、質問を行います。

はじめにお断りしておきますけども、私が一般質問の要旨を提出したのは8月29日でした。9月2日に議員全員協議会がありまして、その席上で行政改革実行プランの第一次改訂版というものが提出されました。私の質問の後半の部分は、この行政改革実行プランの平成22年8月策定分に基づいて行う予定でありましたので、ちょっと内容が異なるかもしれませんが、その点についてはお許しいただきたいと思います。

町長の任期は1期4年のうち3年を経過して残り1年となりました。この3年間の実績について、町長ご自身がどのように検証・評価されているかということについて、いくつか質問させていただきたいと思います。

最初の、町長就任後の初めの定例議会で町長はこういうふうにおっしゃっていました。三位一体改革による、わずかな税源移譲と5兆円超の交付税削減という中で、都市との地域間格差拡大で、自主財源の乏しいわが町ではかつてない財政的な不況に追い込まれている。このようなときに、町長の任にあたることは光栄と同時に責任の重大さを痛感している。私はそのとき、たまたま一般質問を行ったわけですが、望月町長のご就任をお祝いし、このような苦難の情勢の中での勇氣ある決断に敬意を表したいというふうに申し上げました。

そういう中で就任された望月町長が町長選の中でおっしゃっておられました「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」というスローガンですが、これは非常に魅力的なフレーズでありまして、このスローガン実現のための政策に期待した町民は大変多かったことと思います。

「住んでよし」という言葉に町民が期待した中身は安全・安心で仕事があり、医療・福祉な

どが充実しており、保育や学校教育に配慮した町で人口減少に歯止めがかかるような素晴らしい身延町というイメージがあったと思います。

はじめにこの「住んでよし」について、町長は就任当時この「住んでよし」を実現するために具体的にはどのような政策をお考えだったのか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

「住んでよし たずねてもよし おらが身延(まち)」の具体的な施策についてでございます。

町長に就任して1年半になるうとする平成22年第1回定例会の当初予算の質疑の中で、少し時間をいただき説明をいたしました。また、同年第2回の定例会において同様な質問もいただきました。その際も答弁をさせていただきました。今回は「住んでよし」の部分の3年間の実績等を答弁させていただきます。

まず「住んでよし」とは現在、身延町に住んでいる町民の皆さんがこの町に住むことで誇りに思えたり、幸せを感じたりして住んでいてよかったと思っただけのような町にすることだと考えております。

具体的には中部横断自動車道の開通と地域活性化インターの実現、関連道路の整備、さらにはコミュニティビジネスの活性化等を掲示しております。まず、中部横断自動車道の開通と地域活性化インターにつきましては、議員ご承知のとおり仮称「身延山インター」は目途が立っておりますが、仮称「中富インター」につきましては、今後も引き続き実現に向け努力してまいります。

なお、東日本大震災の影響等もあって中部横断自動車道の進捗は不安がありますが、今後、議員の皆さんにもお力添えをいただきながら早期実現に向けて努力をしてまいります。

関連道路につきましては、長年の懸案でありました300号については、県の計らいで改良工事の目処も出てまいりました。しかし西八代縦貫道の三沢・市之瀬間につきましては、現在、市川三郷町の黒沢で工事が行われておりますが、今後も県に対して、あるいは国に対して強力に要請をしてまいりたいと思います。

なお、コミュニティビジネスにつきましては、富士川町のラフティング事業もこの6月に株式会社「富士川倶楽部」として再出発をし、名実ともに企業化されました。また、精力的に活動していただいております農事組合法人や町民有志が地域の特産品の販売施設の運営を始めたり、遊休農地を大手企業の社会貢献活動を利用し復活させたグループも表れるなど新たな動きがありました。これらのグループの今後の活動に期待するとともに、他の新たな動きに波及することを願っているところであります。

町は、このような町民が自ら町内に眠っている資源を活用するために知恵を出し合い、取り組むコミュニティビジネスを応援するとともに、新たに起業しようとする町民の皆さんには、町でも当初から同じテーブルについて最大限の努力を行いたいと考えております。

その他、住んでよかったと思っただけのような施策としては、結婚、出産、就職等に対しての祝金の支給、また保育料の軽減措置、中学生以下の医療費の無料化、不妊治療費の助成、身延乗り合いタクシーの充実、下部地区の町営CATVの改修、さらに本年度から始めました買い物代行業業が挙げられますが、町民の皆さんに十分な理解がいただけないまま予算が削減をされております。これにつきましては素晴らしい事業ですので私どもも頑張りますが、

議員の皆さんも議員活動の中で理解をいただければありがたいと、こういうようにも考えているところでございます。

その他、行政が行っているすべての施策を実施することで町民の皆さんが住んでよかったと思っていただけるよう今後も努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変いろいろと今までの実績について述べていただきました。中部横断道の開通を促進するための協議会ということで、今回の議員全員協議会のときに議員全員が協議会に入ったらどうかということでご提案をいただきましてそういうことになりましたので、これについては今後も議員としていろいろ活動をしていきたいと思っております。

それで、中富インターにつきましては早くから同僚議員からもいろいろ要望が出されておまして、これの実現は非常に重要な部分であると思っておりますけども、見通しについて、もしお分かりになればお願いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

中富インターにつきましては見通し、この施工は県の施工でございます。したがって、今、県へぜひ造っていただきたい、この向きをお願いし、県でもその方向で進めていただいていることも事実でございます。

ただし、身延の身延山インターについては目処が立っておりますけども、こちらについては、まだ目処が立っていないというのが現状ですけれども、県ではこれも施工をする、その方向で考えてくれているとこういう今の現状でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは次に、住みよさの1つの基準であります安全・安心なまちづくりについて、町長は県にヘリポートの設置を要望し、急傾斜地崩壊対策事業を要望し推進していくというふうに述べていらっしゃるんですけども、この要望の成果についてお伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては細かい内容でございますので、担当課長に説明をさせます。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町には、ヘリポートの施設はありませんが、第2回定例会で松浦議員さんの質問に答弁しましたように、町内には現在、身延町地域防災計画の資料編に記載されておりますように県の

防災ヘリが使用する場外離着場としましては八木沢のグラウンド、富士川クラフトパーク、身延町総合文化会館芝生広場、下部地区運動場の4カ所がございます。また緊急離着場としましては中富中学校グラウンド、宮木にあります勤労青年センターの2カ所があります。自衛隊のヘリコプターが利用できる発着場としましては、大きなグラウンドを持つ下部小中学校校庭など6カ所が、また中規模なグラウンドを持つ大河内小学校など5カ所が、そして小規模なグラウンドを持つ久那土小学校など3カ所で、町内には場外離着場として発着場が合わせて20カ所あります。また県では、県民に等しく高度で専門的な救命・救急医療を提供するため、平成24年4月からドクターヘリの導入を予定しているところであります。これに併せて、市町村が整備するドクターヘリ発着場につきましては、8月1日に中部消防署と合同で町内の候補地を確認する中で、本町では一色ホテルの里駐車場外10カ所の要望を県に提出しているところであります。

そして、ヘリコプターをより効果的に機能させるためには消防機関等の協力を得る中で、小中学校の校庭や都市公園のグラウンドなどを活用し、主要道路が通行できなくなった際に物資や人員の輸送に利用するほか、急病人の搬送にも活用できるように、多くの離着陸場を確保する必要がありますので、今後も町内全域におきまして、選定基準を満たす場所を検討する中で、1カ所でも多く採択されるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

もう1点あるんですが。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

引き続きまして、急傾斜地崩壊対策事業についてお答えをさせていただきます。

急傾斜地崩壊対策事業は斜面の傾斜角度が30度以上、崖の高さが10メートル以上、人家が10戸以上という場所で災害時に避難路、それから避難場所がある場所において県が事業主体になって急傾斜地法に基づきまして、急傾斜地崩壊危険区域において斜面の所有者、それから管理者、被害を受ける人等が施工することが困難な場所において対策工事が行われるものでございます。

町内には急峻な地形が多くて、急傾斜地の危険個所が約320カ所ほどございます。昭和46年7月以降、町内では83カ所の急傾斜地の危険区域が指定を受けまして、対策工事が進められました。おおむね70ヘクタールの保全がされたということでございます。

今年度もご存じのとおり、当初予算では事業の負担金を計上させていただいております。県において9カ所の測量や調査設計、それから用地の取得・工事等の事業が進められています。まだまだ必要な個所はたくさんございます。引き続き県に要請をしながら、地域の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ヘリポートの件につきましては、これはヘリポートということでは建設できないということで、各地にヘリコプターが発着できる場所を確保するというふうなことでよろしいのかどうか。それから今の急傾斜地の問題ですが、これはやはり優先順位のようなものがあって、それに従って工事を行っていくのかどうか。そのへんについて、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいま芦澤議員さんが言われましたように、ヘリポートにつきましては、そのような整備ではなくて、あくまでもヘリコプターの離発着場という考えでございます。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

特に危険個所の優先順位というのは付けてはいません。降雨等で被災があったりとか、いろんな条件があるかと思えます。地域の要望であったりとか。そういうことの中で、場所の確認をしながら、できる、できないの判断をしながら進めていくということでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

どちらも町民にとって非常に大事な仕事でありますので、今後もぜひ進めていっていただきたいと思えます。

元気で心豊かな町民を増やしていくための、「みのぶいちいち運動」を提唱していらっしゃいます。町民の一芸一スポーツをという提唱でございます。町民一人ひとりが1つ以上のスポーツを楽しむ中で体の健康を維持し、一芸で心の健康を維持し、元気で心豊かな町民を増やしていきたいというものでございます。この運動の現状と成果についてはどのように検証・評価されているでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

いちいち運動の質問でございますが、その趣旨等については議員がおっしゃるとおりでございます。特にスポーツ、芸術、文化は人々に感動や生きる喜びをもたらす、豊かな人生を送る上で大きな原動力となるのではないかと、そういうようにも思っております。推進にあたっては、担当はもちろん体育協会、体育指導委員また町文化協会等のご協力を得る中で各地区公民館活動を中心に運動を展開してきたところであります。

最初に一スポーツ運動についてであります。

この運動は、先ほども議員がおっしゃったとおり、町民誰もが一人一スポーツを実施することにより健康で生きがいのある人生を過ごしていただきたいことを目的に体育協会等々の協力

を得ながら健康づくり、体力づくりを目指して事業を推進してまいりました。

この展開として、毎年度、町内で社会体育を実践している各種団体を広く町民にお知らせし、また、この活動状況等を紹介するための、パンフレットを各戸に配布をし、一人でも多くの町民の皆さんがスポーツ運動への参加を促してきたところでございます。この3年間でスポーツ団体も新たに2団体増え、部員数も若干ずつではありますが、増えている傾向にございます。また幅広い年齢層で、誰でもどこでも手軽に楽しめるグラウンドゴルフをスポーツ運動の基幹として位置づけ、グラウンドゴルフにおいて各地区の希望者のもとに出向く出前スポーツ教室を年4回開催し、その普及に努め、着実に愛好者が増えているところでもございます。さらに身延総合文化会館芝生広場の一部をグラウンドゴルフの練習場として整備をし、身延地区の練習の場として毎日のように活用され、愛好者が大幅に増えてきております。また、昨年度は遅沢グラウンドのターゲットバードゴルフ場に併設して新しくパークゴルフ場も完成し、オープン以来、町内外の利用者により毎日、賑わいを見せております。

今年の秋には、山々の紅葉をバックにパークゴルフを種目とした町民スポーツ大会を開催する予定でもございます。今後も少しでも活動しやすい施設整備等に努め、お年寄りが元気に暮らし、子どもの笑い声が絶えない活気あるまちづくりのため、生涯スポーツの発展を目指していきたいと考えております。

次に、一芸運動についてでございます。

この運動は、町民一人ひとりが生涯をとおして1つの芸を持つことにより、心豊かな健康な人生を営むことを願うものであります。芸術・文化・芸能は人々に感動や生きる喜びをもたらしてくれます。それぞれ文化協会を中心に、レクリエーション活動や趣味の教室等、さまざまな芸能文化、芸術講座等が開催されているところでもあります。また文化協会に所属していない方々を含めて活動拠点として地区公民館、集落公民館等でそれぞれの趣味の場として毎月定期的に利用されております。

平成21年度から開催している、身延総合文化祭や一芸会においてはその目的に向けて練習をしている方々やそれを見学する人、また自己の趣味、生きがいの1つとして意欲的な活動をされております。

1つの例ですが、大正琴では年数回、デイサービスや老人ホームに精力的に出向き日ごろの練習の成果を披露し、大変喜ばれております。朗読ボランティアでは、毎年朗読の会が開催され、町内の小中学生なども自主的にこれに参加して、みのぶいちいち運動の合言葉が町内各地に着実に浸透していることは確かであると思います。これらにつきましても、小さいことから一つひとつ時間をかけての積み重ねであり、これらをさらに充実させていくことが、この運動を推進していく上で重要なことだと考えております。

単年度で道路を造る、建物を造るというように即、目に見える数値を期待するものではありませんので、今後もこの意義の高揚に努めながら、長い目で見て町民一人いちいち運動がさらに深く浸透していくよう町民総参加のスポーツ大会、総合文化祭等を目指して、関係団体と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ースポーツの関係でちょっとお伺いします。

身延ではグラウンドゴルフ場が整備されているということで遅沢と身延のどこなのか、ちょっと聞き漏らしましたけども、下部地区ではこういう計画はないのかどうか。

それから文化面では、総合文化祭ということで、総合文化会館でたしか行われているのではないかと思いますけども、以前は各地区で、例えば下部の体育館でも文化祭を行っていたというふうに記憶しておりますけども、この総合文化祭ということで統一したことによって、参加できなくなった人もかなりいるのではないかというふうに考えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まずグラウンドゴルフ場の整備の関係ですけども、遅沢地区それから身延地区の先ほど町長が申しましたとおり、総合文化会館の芝生広場がございます。下部地区には、今のところは要望もありません。それから場所的にもかなりの広範囲な広場が必要とされてきますので、とりあえずは遅沢地区、それから身延の芝生広場をご利用していただくようになると思います。またグラウンドゴルフ場については、下部の町民総合グラウンド、スポーツ広場等も利用してできることでありますので、そちらのほうも利用してやっていただければいいと思います。

それから総合文化祭についてでございますけども、これは21年度から、せっかく新身延町ということになりましたので、全体で1つの催しものをやろうということで、一本化して各地区の方々にご協力をいただく中でやってきたわけなんですけども、たしかに議員さんのおっしゃるとおり数が限られておりますから、参加できない皆さまもございます。それはそれなりに地区のほうで、自主的にやってもらう分については一向に構わないと思います。それぞれ集落的、それから分館的に地区独自でやっているところもございます。町としましては、新身延町として統一して一本化したいという意向で実施しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今ちょっと私の聞き間違いかも分かりませんが、グラウンドゴルフ場は下部地区では要望がないというふうにおっしゃったと思いますけども、この点、もし要望があれば造れるのかどうか。あるいは下部地区、非常に広いのでというふうなお話でしたけども、地区を分けても、身延町として一体になっていくということであれば、各地区、たしかに入りが多くて難しい地区ではありますけども、なんらかの方法をとっていただけるのかどうか。

それから文化祭については、やはり各地区において文化祭があって、その上で総合文化祭という形が一番いいのではないかと思うんですが、そういうことは無理なんではないでしょうか。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それではまずグラウンドゴルフ場についてでございますけども、要望があればというのはあれですけども、場所的に確保ができるのであれば、また、今後も検討してまいりたいと思います。今のところは、それぞれ各学校のグラウンド等が利用できますので、そこを利用してやっている方々もでございますので、利用していただきたいと思います。

それから総合文化祭ですけども、これは文化協会の中の実行委員会、それから役員さん方と相談して身延町で一本化してやろうという結論を出してやってきたものでございます。それぞれ各地区で自主的にやるのは一向にやぶさかではございません。各地区公民館長を中心にして希望があれば実施してもらって結構でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、官僚的な答弁のように聞こえましたけども、要するに生涯学習課としてはそういうことを拾い上げてやっていただけるのかどうかということと、それから、各地区での文化祭についてはそれぞれ勝手にやってくれよと。総合文化祭というのがあるんだから、町としてはそれでやっていくんだというお考えのようにちょっと今、聞こえましたので、そのへんもうちょっと詳しくご説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

官僚的な答弁と言われますと、大変心外でございますけども、各地区で勝手にやってくれということではなくて、それぞれお手伝いできる部分については私どもお手伝いさせていただきます。町としてはせっかく身延町として合併して一本化、身延町という全体の層になりましたので、各地区の人たちがみんな寄り合って一本化してやりたいというものでございますので、あと地区が勝手にやってくださいというものではございません。自主的にやっていただけるのは十分ありがたいことだと思っております。それぞれお手伝いできる部分についてはお手伝いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これも非常に町長の政策の重要な柱でありますので、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

同じ議会で同僚議員が学校統廃合が行われると若い人はこの町を去っていくのではないかと質問をしました。これに対して町長は、若い人から学校が存続するということは少人数学級が存続するということなので、よその町に行って教育を受けさせるというふうに言われたこともあるとご答弁されております。これは学校がなくなることが直ちに人口減少にはつながらないという意味の発言であると思っておりますけども、この考え方は今でもお変わりになっていないのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そのとおりでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

若い人からというか、下部地区では小中学校の主催で地区懇談会というのが年1回もたれております。その中で、今年は父兄から3町が合併してできたわが町では、できるだけ各地区に1校の小学校を残してもらいたい。それからそういう学校がなくなるということはやはりこの町に住むという魅力がなくなっていくというふうな意見が出されました。やはりそういうふうには、たしかに人口減少で、あるいは児童の数が減少して学校の統廃合がどうしても必要になるというふうを考えるのはこれは当たり前のことかも知れませんが、やはり父兄にとってみれば学校がなくなるということは町の魅力が半減するということにつながっていくんではないかと思っておりますけども、もう一度、町長に答弁をお願いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題は非常に長い歴史がある問題ですから、ちょっと時間がかかりますけども、よろしゅうございますか。

学校の統合につきましては、平成16年の町村合併以前から旧町の大きな課題となっており、こうしたことから3町の合併協議会での議論が行われ、合併協定書では協定項目52番目において小中学校の通学区域の取り扱いとして具体的に定めてございます。このことは、ご案内のとおりだと思います。この内容は小中学校の適正配置について児童・生徒数の動向をふまえて検討を行う。

また、合併前においても検討調整に努めるものとなっております。

私は合併前の旧中富の町長という立場で合併協議にも携わってきました。合併協議会の中で小中学校の適正配置は重要協議事項となっており、3町それぞれの現状をふまえてできるだけ早い段階で適正配置を検討すべきとの方向性が確認されており、このことが合併協定書に記されているわけであり、私も学校の適正配置については、その必要性を十分認識しておりましたし、合併協議においても速やかな適正配置の取り組みが必要であるとの協議が行われております。

こうした状況下において、旧中富町長という立場で3町合併前にできるだけ適正配置を進める必要があるだろうとの判断のもと、曙小学校と原小学校の統合の取り組みを進め、保護者や関係者、また議員の皆さんの深いご理解をいただく中で、合併の年の平成16年4月1日に両校の統合を行った経緯がございます。

また、旧下部町議会においても学校再編が重要課題であるとの認識のもと、平成11年6月から平成12年3月の9カ月にわたり、当時の下部町議会総務常任委員会において審議した経緯があると聞いております。下部町議会の議事録によりますと、平成12年3月17日にこの審議結果が記された総務常任委員会報告書が議決されております。その内容は、高齢化と特に

少子化が急速に進む本町にとって、学校再編問題は避けて通れない喫緊の課題である。小規模校の優れた点や、地域との関連性から生まれる教育の素晴らしさ等々、十分配慮しても適正規模の学校編成の中での教育の環境と条件整備が望ましいと考えられます。そのため近い将来、段階を経ながら管内小学校を1小学校に、管内中学校を1中学校に統合することが望ましいなどと記されています。まさに現在の身延町の状況が重ねられる内容ではないかと私は思っております。

さらに、旧身延町においても本年統合した下山中学校校舎の著しい老朽化の問題等が大きな課題となっていたわけであります。そうして各町がそれぞれ学校適正配置の課題を抱える中で、町村合併が行われたわけであります。現在、学校統合計画が進められているという状況は至極当然の経過だろうと私は考えております。

私は平成20年10月24日に前依田町長からバトンを受けました。依田町長の在任時には学校の適正配置に向け審議会が設置され、平成20年8月に答申が出されました。教育委員会ではこの答申を受け前期計画の策定に向けて取り組みを進め、平成21年1月に学校統合前期計画が作成されるに至りました。また前期計画策定の最中に私は町長に就任をさせていただいたわけであります。

そして、その学校統合前期計画により統合を進めたわけでありますが、ご承知のとおり身延小・豊岡小につきましては計画どおり22年4月1日に、下山中・身延中につきましては統合期日を1年延ばし平成23年4月1日、西嶋小・静川小につきましては当初計画期日を2年延ばして平成24年4月1日に統合することについて、保護者をはじめ関係者、また議員の皆さんの理解とご協力をいただく中で進めることができましたことは、統合期日の変更はありましたがよかったと思っていますところであります。

幸い統合した学校の児童・生徒は、多くの同級生を得る中で楽しく充実した学校生活を送っていると聞いております。大変うれしく思っています。しかしながら、統合計画はまだ道半ばであります。児童生徒の減少は、なお続いている状況に変わりはありません。

今後は、前期計画を進める過程でいただいた意見等をできるだけ活かす中で、後期計画を早期に作成すべく教育委員会の取り組みを促し、速やかな統合計画の推進を図らなければならないと考えております。

今後も、議員各位のご理解とご協力をいただく中で後期計画の推進を図ってまいりたいと考えております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変長々のご説明をいただきました。

学校統廃合に関しましてはたしかにおっしゃるとおり、いろんな問題が旧町時代からありまして、特に下山中学校の場合には何回も私、言うんですが、20年以上前から問題になっておったのが新町になってはじめて統廃合がなされたというふうなこと、それから静川と西嶋の小学校の統廃合については、時間が遅れたということが要するに住民が納得しなかったからなんですよね。納得しなかったというか住民に対する十分な説明、それから納得できるようなそういう説明がなされていなかった。それで苦渋の決断ということで統廃合になったというふうに私は考えております。

下部地区に関しましては、先ほどちょっと申し上げましたけども、その父兄が非常にそういう統廃合に関して疑問があるというか、まったく説明もないままにそういうふうなことが行われていくというのは非常に問題があるというふうに考えていると思います。

先ほど町長が12年の3月に下部町議会においては、そういう議決がなされたというふうにおっしゃってございましたけども、この点について町民にはなんの、もちろんわれわれ自身がそういう意識がなかったということかも分かりませんが、十分な説明がなされたことはありません。

もちろん古関の小中学校の廃校というのがありましたから、そういうことに関しましては関心があったかと思いますが、今現在行われている学校統廃合計画、これは諮問によってその答申を尊重するという形で行われているわけですけども、私は十分に下部地区においても説明をなされるべきであるし、そういうことが実際に今後行われていくんだよという場合に、できるだけスムーズにというふうにお考えだと思いますので、その点は十分にご理解の上、進めていただきたいというふうに思います。

次に、ちょっと時間がだいぶなくなってまいりましたけども、町長がふるさと再生プランの基本的な考えということで、企業誘致や通勤時間の短縮が必要であり、観光振興促進や地場産業の振興のために中部横断自動車道の早期開通と活性化インターの実現というものを挙げております。先ほども活性化インターについてはお話がありました。それからデマンド交通を柱とする地域交通網計画の策定を考えているということで、これも実施されているところでございます。

企業誘致観光振興促進、地場産業の振興ということについては、どのような成果が得られているのか、この点についてお伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、議員おっしゃるとおり私は身延町の再生のもとには中部横断自動車道の利用にあるとこういうようにも考えております。したがって利用しやすい中部横断自動車道でなければいけない。そのために活性化インターを2カ所をお願いしたいということをお願いしているところでもございます。

先ほどのお話の中でダブりますから企業の誘致についてでございますけども、私が言うまでもなく、ご案内のとおり大変円高等々、厳しい状況にございまして、下山の誘致工場も静岡のほうへ行ってしまったというようなこともございました。しかし、その中にあって誘致企業の2社が工場を増設したということにつきましては大変喜ばしい結果だなど、こういうようにも思っているところでもございます。

いずれにしても、私どもは健全な町にしなければいけないと。後世に大きな借金を残さないように努めておるところでもございます。住みやすい町にするためには、まず、東日本大震災を教訓に東海地震等、各種災害に対する防災計画の点検を行って安全な安心にして暮らしやすいよう努力をしてまいりたいと思います。

またダブりますけども、医療費の中学生以下の無料化については、今後も継続してまいりたいと考えておりますし、先ほど乗り合いタクシー等の話もございました。これらについても公共交通の利便性を考えていく、こういうようにも考えておりますし、有害鳥獣の問題がよく話

をされます。これらについても各地域を、集落を囲っていき、そういうような方法が今、主流のように考えられます。これらについても希望する地域と協議をする中で進めていきたい。そして元気な身延町にし、再生をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

時間がなくなってきましたけど、何分までですか。

○議長（望月広喜君）

9時2分から始まりましたので。

○5番議員（芦澤健拓君）

あと7分くらいですね。

「訪ねてもよし」ということで、こちらのほうに移ります。

「訪ねてもよし」という、観光政策につきましては身延町の観光振興計画の策定ということで町民総ガイド運動の推進というものを掲げていらっしゃいました。それで着地型・滞在型の観光推進を図るということでおっしゃっておりますけども、依田前町長の平成17年に身延町観光連盟というのが設立されています。これは当初の目的や役割を十分に果たしていないという指摘を受けて、連盟事務局として3地区の連帯意識の高揚と情報交換を促進し、連盟の事業目的達成のため誘客宣伝活動を展開し、誘客増大を図るといふふうに答弁していらっしゃいますけども、この現状はどうかということ。

それから、この観光推進を図っていくための柱であります観光課でございますけども、今年には課長以下4名という陣容です。観光連盟その他の観光協会等との連携、観光事業の推進等は有機的に機能しているのでしょうか。あまりの人員の少なさにちょっと心配があるんですけども、この点については町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは最初に観光課の職員が4人で少ないという指摘でございますが、これは考え方の相違でございます。27県内の市町村の中で観光課があるのは私どもの町だけでございます。そういう意味で本当に足りないであるならば、今後またそのように考えていきたいと、こういふふうにも考えているところでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと質問が、最後のほうだけで、観光振興の策定と町民総ガイド運動の推進ということで着地型・滞在型の観光推進を図るということについて町長の現状認識というか、現状をどういふふうにお考えかお聞きします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これにつきましては観光課長のほうから答弁をいただきます。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

それでは観光の面について私のほうから答弁をさせていただきます。

現在、国も県も観光立国・立県を唱えております。ご承知のとおり本町も合併後、観光立町を唱え観光行政を進めてきたところであります。本町の観光の定義、基本方針としては総合計画で示すとおり、豊かな自然と歴史文化、地域資源を生かした観光の魅力づくりを推進、観光体制の強化、観光関連事業を育成し、観光振興による地域経済効果を生み出す仕組みを強化していき、観光づくり、まちづくりを一体とした観光まちづくりを進めていく考えであります。

町長の言う「住んでよし たずねてもよし おらが身延(まち)」を合言葉に観光の町身延町として町長の就任以来、町民総ガイド運動を推進しております。NPO法人 みのぶ観光センターでは平成20年度から身延ボランティアガイド養成講座を開講し、昨年までに30名のボランティアガイドが登録され、身延町内外の団体や県外から来られる観光客の皆さまと、年間500名以上の方々に身延町内の案内をさせていただいております。この事業を町内全域に広め、町民誰もが来客者に対し、身延町内の案内ができる町民総ガイド運動を推進しております。

観光情報の発信の方策といたしましては、ポスターの掲示については年4回作成し、JR東日本90カ所、JR東海20カ所、東京、長野、千葉、静岡、神奈川、山梨、埼玉、群馬等の道の駅240カ所、その他町内、町外各施設250カ所をお願いしております。またパンフレットの配布につきましては山梨観光推進機構および富士の国やまなし館等アンテナショップ、身延線沿線観光振興協議会等の協力をいただきながら関東地域を中心にキャンペーンを実施しております。

また物産展につきましては毎年、名古屋の丸栄デパートで開催されております山梨県の特産品等の販売に加え、今年度は7月に新宿駅西口のイベント広場で実施された物産展にも参加しております。さらに観光情報誌等への広告掲載については町、観光協会、民間企業が連携して身延町の魅力を広域のかつ有効に発信できる体制を構築し、効果的なPRを行い、身延町を訪ねていただけるよう努力しております。

それから先ほど連盟の事業があんまりされていないということですが、一応、身延町観光連盟は身延町および連盟の目的に賛同していただいた身延町商工会、身延山観光協会、下部観光協会、西嶋和紙工業協同組合で構成されて、主な活動内容といたしましては山梨県観光推進機構、また富士川地域身延線沿線観光振興協議会等で計画されます観光キャンペーンの参加人数の連絡調整や広告会社からの合同広告の調整、また、山梨県観光推進機構でFM富士等の放送枠を確保し、各施設のイベント、祭り、施設や事業の紹介等の出演希望者のとりまとめ等を実施しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。あと2分です。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。大変、今日は答弁が皆さん長くて私の質問が全部終わりきらなかったわけで

すけども、観光に関してはちょっと提案があるんですが、町に、あるいは議会に研修に来る他町村あるいは他の市の人たち、そういう人たちに身延山の観光あるいは和紙の里の案内、それから最後は下部温泉に泊まっていたとふうな、そういうことをやっていただいたらどうかと思ひまして、その点を各課、あるいは議会事務局も含めて連携を取り合つて、そういうふうなことを実施していただければと思ひます。

非常に時間がなくて残念ですけども、以上で一般質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に通告の2番は、野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

通告に従ひまして、一般質問を行います。

一日も早い復興、それは私たちの第一の願いでもあります。したがひまして、それを受けて国のメッセージ、また中央銀行としての詳細なメッセージを中心に私のほうから申し上げまして、そのあと町のメッセージをいただきたいと。それとあとは私の考えを述べさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは始めます。

国内の体力が落ち、景気回復が遅れていたところへ東日本大震災と原発事故が発生し、日本の経済成長の見通しが大変弱くなってきております。この2つが重なったことで財政赤字削減目標の達成と、税・社会保障の一体改革の実施が一層困難になってきております。

日本はグローバル時代の今、債権大国となり日本国債の格下げ発表がなされ、その上、電力会社は電気料金10%値上げを検討して、また加えて戦後最高値をつけた円高の水準と円高による国内空洞化の雇用問題、また、原発事故による電力供給能力低下も経済成長に対する逆風を強めております。

さらに進む少子高齢化と人口減、併せて労働力減による自主財源の確保の問題、交付金一本化による財源確保の問題がありますが、大震災の復興は国を挙げて取り組まなければなりません。さらに、7月の完全失業率は2カ月連続で上昇いたしまして、東日本大震災後の景気の落ち込みが尾を引く中、雇用環境は好転の出口を探る状況が続いております。先行きの円高や世界経済減速に伴う輸出の鈍化などの影響も懸念され、雇用の改善がさらに遅れるおそれも出ております。

これまでの、施設整備や道路建設中心から高齢化に伴う介護等の福祉問題、出産困難など医師不足による医療問題、また、地球規模による環境問題等、地方自治だけでは解決できない一

刻も早い問題解決が迫られております。

将来予測といたしまして、行政言葉に「人々が将来何をすべきかを考えるときに大切なことは、何もしなければどうなるかを予測することである」といわれております。将来どうするか計画し、行動することが重要になってくるのではないのでしょうか。2025年、わが町身延町の人口は1万人そこそこといわれております。この数字をどのように捉えるか。まさに地方自治の正念場として真価が問われます。

すでにご承知のことではあると思いますけども、9月2日の夕方、野田内閣が正式に発足いたしましたことを受けて、首相就任後初の会見がなされております。この会見で内閣の最大の使命を東日本大震災からの復旧・復興と定め、長期的に脱原発の方向性を目指すことを表明いたしております。

その内容は、皆さまご存じかと思えますけども、就任会見前文にまず国民の皆さまに野田内閣が取り組むべき課題と政治姿勢について発信をしております。震災からの復旧・復興の作業を加速させ、加えて原発事故の一日も早い収束が課題となるといっております。日本を元気にするとともに、国際社会における改めて信頼を図るという意味から全力で取り組むとも語っております。

そしてもう1つ大事なことは、世界経済におけるさまざまな危機における対応にふれまして、円高による産業の空洞化の回避、エネルギー政策の中での経済の立て直し、加えて震災前からの危機、財政危機にしっかりと対応することによって国家自体の信用危機に陥るといったことのないように、すべての危機に対応策を講じていきたいともいっております。

歴史的な円高で空前の産業空洞化の危機を感じざるを得ませんが、財務大臣のころもさらなる為替介入も辞さずとの姿勢で各国と連携をしてきたと。これからも各国ときっちり連携しながら対応させていただくということを述べております。

国内の円高は待ったなしの状況、立地補助金の拡充、削減、経済対策の一環として約1,400億円規模の立地補助金もやってきました。さらなる拡充が必要であると認識するといっております。そしてこの円高で、またデフレの中で苦しみうめいている人、特に資金繰りでお困りになっている多くの中小企業があると思われませんが、資金繰り対策の経済対策を勇敢に実行していきたいといっております。

財政健全化は待ったなし、成長なくして財政再建なし、財政再建なくして成長なし。この、バランスをとるといいうやり方を堅持していくということも述べております。その前に徹底的な無駄削減のための行政刷新を推進していく決意であるとも述べております。

こうした厳しい状況の中、震災からの復旧・復興、そして原発、こういう問題からまず危機を乗り越えるとともに、今、直面しているさまざまな危機を乗り越えることが内閣の当面の、そして最優先の課題であるといっております。

また中央銀行、日本銀行白川総裁、これは本年5月22日に講演を、金沢支店開設100周年記念講演会の日本経済が直面する課題についての考え方について、資料を得ましたので、ちょっとこのへんのところをふれさせていただきます。

日本経済は本年よりも昨年秋口以降の踊場的局面から脱し、再びテンポを早めようとしておりました。そうした矢先に発生したのが今回の大震災。日本経済は現在強い上昇圧力にさらされている。その結果、輸出は大きく落ち込み国内需要も減少である。当面の日本の課題は供給制約をできるだけ早く解消することであり、全力を挙げる必要があるとしております。

まず、先行きに関する中心的な見通しを述べておりますけども、当面、生産面を中心にした上昇圧力の強い状態が続くもののサプライチェーンの最高値が進む中で、本年秋以降、電力不足を改善し、供給面の制約は和らいでいくと見ているようです。

それから、日本経済の中長期的な課題への取り組みにつきましては、震災前から日本経済の大きな課題は他国に例を見ない急速な高齢化のもとで経済の成長力を評価していくことでした。ここで強調したいのは震災への対応に全力を注いでいく中であっても従来から認識されていた中長期的な課題への対応を後退させてはならないとっております。また、むしろ被災地の復興をはじめ震災後の状況への対応、成長力強化に向けた新たな出発点として位置づけていく構えが必要だといっております。

こうした成長率の趨勢的な低下の背景には、90年代以降の生産性の伸び率低下や2000年代入り後に加速した生産年齢人口の減少という大きな問題があります。将来に向けて成長力を持続的に高めていくためには、これらの問題に取り組んでいくともいっております。

最後に白川総裁の終わりのほうに経済成長力の趨勢的な低下に歯止めをかけ、将来にわたって引き上げていくという積年の課題は今回の震災によりもはや先送りすることができなくなりつつあると。われわれには、子どもや孫の世代のために日本経済の明るい将来への道筋をつける大きな責任があります。

将来の世代が、2011年を日本経済の新たな成長の出発点として塗り替えることができるかどうかは今後、数年のわれわれの意思にかかっております。日本銀行も通貨への信認をしっかりと維持しながら中央銀行として最大の貢献を続けていきたいと考えておりますと、こういうことで終わっております。

そういうところの内容でありますけども、そこで質問をいたします。

東日本大震災後の本町が直面する政策課題を政策室、また財政課としてお答えをいただきたいのでよろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

東日本大震災後の直面する政策課題は、まず東海地震等各種災害に対する防災計画の点検が挙げられます。現在、総務課を中心にもろもろの点検を行っている状況にあります。また、国における東日本大震災の復興費用は巨額になるものと推測されます。そのために被災しなかった自治体にも国からの交付税等、減額が予想されます。その対応としまして、これまで以上に事務事業事前評価制度の活用が重要となります。事業を計画する際、将来的な財政負担や事業効果、必要性、および他の事業に及ぼす影響等、検討する中で事業の導入の是非を決めたいと思います。

また、年次計画により進められています各種公共事業も、スムーズに実施できないこともあるように予想されます。これらのことにつきましては、ご不便をお掛けする場合もあるかもしれませんが、ぜひご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは財政課からでございます。

本町の財政を考えると、当初予算歳入の47.8%を占めております地方交付税は命綱と言わざるを得ません。交付税の増減で本町の財政状況は大きく変わってまいります。町長の行政報告でもありましたとおり、平成23年度の普通交付税の額が8月5日決定をいたしました。平成22年度決算に比べまして普通交付税が5,565万1千円少ない46億4,016万8千円であります。これに伴い臨時財政対策債も額が決定をいたしまして昨年度より2億1,815万円の減であります。これにつきましては補正予算にも計上をさせていただいたところでありまして、この普通交付税と臨時財政対策債を合わせ、昨年度より2億7,380万1千円、一般財源が減ってしまうこととなります。

本町においては東日本大震災の影響として、直接歳入面で減額は今のところございませんけれども、今後心配になってまいりますものとしまして特別交付税がございます。特別交付税の決定は来年の3月ですので、現時点ではあくまでも予想でしかお話しすることはできませんけれども大きな減額が考えられるところであります。臨時財政対策債を合わせた地方交付税総額は平成22年度の58億5,004万3千円から大きく減ってしまう可能性があります。

さらに、これは皆さますでにご承知だと思いますけれども、平成27年度から合併算定替えが終了し、一本算定となることから5年間、平均しますと毎年1億9千万円余りの交付税が減っていきます。現在、本町ではこの一本算定に備え基金の積み立て、地方債の繰上償還等交付税の減に備えているところでありますが、この基金の積み立て、地方債の繰上償還等が財源的にできなくなってしまう可能性があります。これは本町にとって大変容易ならざることだと思っております。

さて、いくら財源が厳しいからといって住民生活に直結する福祉や教育行政等ストップするわけにはまいりません。さらに町民生活の質の向上に資する分野等への重点化を図りながら事業の必要性・緊急性を考慮した上で優先順位等、厳しい選択を行った上で事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

大変どうも、答えをいただきました。こういう考え方もあるという形で受け止めさせていただきましても、人に聞く以上は、私の考え方もこれからちょっと申し述べさせていただきますのでよろしくお願いたします。特に企業の観点から、また合併、こういう形で受けて、どういう課題が直面しているのかということもやっぱりわれわれは考えていかなければなりません。

それでは申し上げますけれども、米ドル76円が半年継続で大企業製造業の半数が日本脱出も現実的な選択肢となっています。実際18%は諸外国から海外進出の誘致を受けていると回答しております。その相手国は中国、韓国などアジア諸国が半数以上を占めております。

円高が業績に与える影響について、大企業製造業の15%が営業利益が20%以上減少する、深刻な減益に見舞われると回答しております。この水準が円高が半年以上続くと32%が深刻な減益となるとしております。増益となる企業は12%に留まっている、こういう状況であり

ます。そこに平成25年度の消費税、所得税が同時スタートであれば、さらに消費が一気に冷え込み、日本経済が深刻なダメージを受けるのは避けられないと、そういう考えでいるようです。

また数兆円規模による原発事故の賠償に加えて、原発停止による燃料費のコスト上昇が重く押し掛かって、電気料金の大幅な値上げは避けられない状況でもあると思います。これを抑制いたしますと電力会社の収益が悪化し、賠償金支払いの能力が低下いたしますと、結局、公的負担で穴埋めをせざるを得ないと、そういう状況になっていくこともやっぱり考えておかなければならない、そういうふうに思います。

そして東日本大震災後の日本経済と、この国難を乗り切るための財源問題は阪神・淡路大震災当時は現在ほど財政事情が厳しくなかったこともありまして、財源を主に国債の増発で賄うことが可能でありました。今回は、震災前から財政が極めて厳しい状態にあり、財源を安易に国債増発に依存することはできない状況であると考えます。そこで、既存の歳出の削減あるいは増税で財源を捻出することが必要とされますが、これは家計、企業の負担が増加することを意味するため、民間需要を下押しする懸念があるとされております。

2009年の環境情報レポートから得た情報ですが、日本の国家予算、平成20年当初予算、これは財務省ホームページより出ましたけども一般会計が83兆円。その内訳では皆さんご存じかと思いますが、税収入が54兆円。国有財産の使用料、売却で4兆円。そして国債発行25兆円ということでありまして。つまりこれを一般会計で見ますと、この兆円を万に置き換えて見ますと、54万円の収入しかない家庭で、借金と資産売却などで83万円の生活をしていることになると思います。そう考えますと、やはりこれは恐ろしい数字ではないかなと思わざるを得ません。

これはあるジャーナリストがまとめた資料でありますけども、借金は1年当たり23兆円。1日当たり628億円。1時間に26億1,800万円増え続けている。平成22年度末の実績見込みの数値が国が868兆円。そのうち普通国債残高が642兆円、地方債が200兆円程度、対GDP比が181%ともすごい高さであります。これでありまして、私たちは自然と税金の無駄づかいに対して厳しい監視の目を向けざるを得ないところでもあります。

これからの日本の将来、また地方の将来を見据えた課題が見えてくるのではないのでしょうか。この観点から今日は質問をさせていただきました。

これはもう皆さんのほうがプロですので十分ご承知かと思いますが、政策は国や自治体が政府としてそこに抱える問題の解決を図り国民や住民によりよい生活環境を維持し、創造するために示された方向と対応策を示すものだと考えます。方向や対応策の前提は国や地域に発生する、または発生するだろうという問題であります。

対応策には、私たちの自治体はどういう状態をつくり出そうとしているのかという進むべき方向つまりビジョンがありまして、それに基づく具体的な政策的課題を戦略として示すことが必要ではないかとこんなふうに考えました。さらに、企業においてちょっと述べさせていただきますけども、企業においてはこういうことが直面いたしますと、これはもう儲けている、儲けていないは別にいたしまして、常にやっていることなんですけども、必要な経費だとしてもさらにそれを吟味し合理化することを怠らないと。社会的信用を得るための施策としては人材は宝なり、会社はまず物をつくる前に人づくりをしていかなければなりません。それは会社が生き延びていくための大事な戦略でもあります。したがって好・不景気を問わず社員の教育、

また家族を含めた福利厚生、健康、これは今はもう心と体の健康ですね。メンタルヘルスを含めたものを、こういうものの充実を図ります。

そして世の中の変化を素早く得るためのアンテナを張り巡らし情報を統合させ、その変化に追従させるべく、仕掛けを行いまして将来を見据え戦略を確実に実行する仕組みづくりをしていかなければひとたび乗り遅れることは競合他社に先んじられ、生き残れなくなることも考えなければなりません。

ビジョン戦略を立てることは4つの視点から立てます。財務、お客さまのものさし、業務プロセス、人材で重要な目標をバランスよく定め、そして戦略を実行しフォロー、社員またその家族を守り、さらに世のため人のために尽くすことが企業の使命でもあります。

そして家庭ですけども、まず何事もなく普通の生活が得られていることにまず感謝をして世の中の変化にはまだ無駄はないか、無理はないか、ムラはないかを徹底追及いたしまして家中に不自由な身のものがあれば、またお年寄りがいれば、また子どもの教育と子ども医療、こういうものは決して今まで以上に考えなくては、後退させないよう力を注いでいかなければなりません。

そして家の中では、社長さんはお母さんですかね、そういう方々が事業部長もこなし、また人事部長もこなし総務部長もこなし、また調達、経理、経営企画をこなし補助制度等の情報、また各種情報を統合させ家庭平和、子どもの教育、福利厚生、医療、家事全般をこなしながら家族一丸となって、やはり目標達成を目指す必要があると考えます。もちろん家計簿を見たり、家族や自分の状況をチェックする監査役も努めていかなければなりません。そして1年1年事業を進めていくこととなります。

このように、企業においても会社においても世の中の変化、課題についていくための戦略を立て、そして人づくり、福祉、福利厚生、医療、そういうものを後退させることなく徹底して無駄、無理、ムラを排除し、人々がわずかわずかと思いつつ支出する経費の集積ほどおそろしいものはないをこれをモットーといたしまして、社会貢献を果たしていくことが大事であると考えます。

そこで、次の質問をいたしますけども、この厳しい社会情勢の中でのまちづくり事業の考えを町長にお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

大変素晴らしいご高説をいただきまして、誠にありがとうございます。

自主財源の厳しい本町では、新たなまちづくり事業等を実施する上で国や県さらには特殊法人等から助成等を受ける必要もございます。そのためには、常に情報の収集と発信を怠ることなく継続していかなければなりません。その結果、今年度、国の緊急雇用創出事業を導入し、緊急事業を12本、総額約5,420万円の助成をいただき、それぞれ新たな事業を実施しております。

また空き家対策事業においては、県の二地域住居推進協議会の経費約400万円を利用させていただき、大須成、曙、古閑地域で新たな住まい手と地域のマッチング事業を行っているところでもございます。

さらに、今回の補正予算に計上させていただきましたコミュニティ助成事業につきましては、

財団法人 自治総合センターの100%の助成を受け、次の4団体に総額760万円の助成を行います。

場所につきましては、身延町の上町地区では、お神楽用品の整備として獅子頭や太鼓等の購入を予定しております。切石地区では小正月の厄払いのための獅子頭や太鼓、おかめ、ひょっとこ等の購入を予定しております。和田地区でも同じく小規模の厄払いのための獅子頭、太鼓、笛等の購入が予定でございます。上沢区では甲州身延太鼓を伝承しており、和太鼓一色の購入の予定でもございます。

なお、近年まちづくりに関する企画能力の差が、補助金や助成金の額の増減に結びついていきます。アイデア次第でいろいろな補助事業や助成事業を受けることができます。このようなことから、本町では昨年度より若手職員を対象に、知恵と工夫による地域の発展を目的に人財育成研修事業を実施し、企画力のアップを図っております。

これからますます厳しい状況が続くものと思われまます。さらなる職員の資質の向上を図るとともに職員が先頭に立ち元気な身延町をつくっていききたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

これで国のトップ、また中央銀行としてのトップ、そして町のトップのお考えを聞かせていただきました。

中部横断自動車道の開通はこれはみんなの願いでもあります。これからさらに工事が進み、トンネル工、橋梁工が大勢、町に入ってくると思われまます。そのことが町のプラスになることを祈りつつ、29年開通を是が非でも達成させなければなりません。

本日は、これまでに掲げているビジョンと戦略が超円高、大震災その後の電力問題、雇用の問題、増税等、本来であれば税金も安く暮らしやすくなるはずの生活が、この日本の借金がどんどん増え、税が重く押し掛かり、われわれの蓄えたものを今すべてお国に差し出さないと借金が減らないとなると、これまで一体、何をやってきたのかということがこれは分からなくなってくる。国家百年の計という言葉がございますけども、百年後の日本がまた身延がこのような国、町でありたいと。やはりこれは大きな繰り出しを掲げ、町長も町民も一丸となって同じ目標に向かっていかなければなりません。そのためには私たち国民、また町民一人ひとりが、もっと国政に関心を持ち、県選出の議員また県議員を介して身延町としての声を届けなければならぬと思います。

そして今、私たちを取り巻く現状をふまえ、世界の中の日本、アジアの中の日本、近隣諸国とどのように付き合っていくか。この近代日本を食育、そういう教育も併せて若い人たちにもっと勉強してほしいと思います。そして、次の代を担ってほしいと思うところであります。

また教育委員会のほうでは、たくましい子どもを育てるということを一生涯懸命やっておられますので、どうか今のことを取り入れていただいて、たくましい子どもを育てていただいて、そして、国の中央で活躍できるような人間をここから輩出するような、そういう気構えで取り組んでいていただきたいと。やはり町民の中にはそういう力を持った人が大勢おりますので、そういう力も借りて、身延町を盛り上げていくということがここで一番肝心ではないかと思われまます。そのへんのところは私の考えとお願いということで聞いていただければと思いますので、

今後ともよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移ります。

地域資源を生かしたまちづくり。まず環境面からですが、この身延山ロープウェイ、奥之院駅から展望台から南を望むと急峻な山あい富士川が流れております。また富士川谷平野に住宅田んぼが目に入ってきます。

そして富士川を挟み国道・県道が走り、それをつなぐのが橋であります。東西の往来はこの橋により行き来をしております。身延橋より南は南部橋、富栄橋、万栄橋。また北は富山橋、飯富橋、富士川橋、峡南橋、月見橋。実に不便なこともあります。また防災面から取り残されるようなところも出てしまうような感じもいたします。

そこで現在、中部横断自動車道の建設が始まっております。身延インター、そして地域活性化インター、これは是が非でもほしいところがございます。そして、この地域活性化インターの近くには身延山、資源となる施設もありまして、これらを生かしてのまちづくりをするため、今から仕掛けづくりをしていかなければ間に合わないではないかと、そういう私は考えであります。

まず第一は地域活性化インター、仮称、身延山インター、これは竹炭、和田集落からの身延山を仰ぐ眺望、また南には富士川谷平野に田んぼ。北はJR身延駅。なんとしてでもインターの設置を願い、ここにサービスエリアを設け、サービスエリアには地域の店を出して、そして身延山を中心とした構想を設けシャトルを走らせ芝桜を目に人に周遊してもらい、休憩、下部温泉に宿泊してもらおう。こういう考えもございます。これがいいかどうかは分かりませんが、そういうことも1つは考えられると。

第2は八木沢身延インターから西を望むと。富士川の流れ、また河川敷、ミニ公園には桜並木、ものづくりの身延工業団地、そして学校、学園、広場、クラフトパーク、そして身延山の横が春の桜、秋の紅葉。そして休憩は身延下部温泉郷で富士川と早川がつくり出した平地。そしてこの平地は日照時間は思う以上にあると思いますけども、ここには多くの資源があると思います。

そこでお聞きいたしますけども、身延町は意外に日照時間が多いところがあると思いますけども、そのデータ等があったら提示をしていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

身延町の日照時間はということですが、気象庁の統計情報、切石のアメダス情報からいいますと、太陽が出ている時間帯のみのカウントでございますが、年間約1,849時間、1日平均5時間というところでございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。ということは、身延工業団地あたりはもう少し時間が長いということになりますけども、現在この工業団地東に土砂を搬入しております。そして、その広さもあります。日照時間も意外なものがありそうですし工場もある。学校もある。そうすると工場、

学校を含め太陽光発電が考えられ協働のまちづくり、町も企業も社会貢献を果たすよいチャンスになると考えます。

昨年12月に新エネルギービジョン策定の際、先進地施策として山梨市に出向いておりますけども、その際の状況と出向いた職員の感想があればお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

昨年12月に新エネルギービジョン策定ということで、先進地視察を山梨市の太陽光発電施設、木質ペレットの製造施設、バイオディーゼル燃料製造施設等を視察しました。この視察する中で山梨市は非常に官民一体となった新エネルギーに積極的に取り組んでいるというようなことを感じました。

また、本町での導入可能施設というようなことを考えたときには施設の規模や設置コスト、資源の改修方法、また経済性などを考えますと本町で導入できるかどうか、大変不安は感じております。しかし、持続可能社会の構築、地球温暖化対策としてのCO₂の削減に資する社会的意義を考慮しますと価値はあると考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

今の中に感想が述べられておりましたけども、その感想以上のものをおそらく若い人が行っていると思うんですけども、以上のものがあつたのではないかとそういうように受け止めさせていただきました。そういう感想を一つ大事にしてやっていただきたいとそんなふうにも思っております。

それでは次の質問に移りますけども、今のところで河川敷の太陽光発電の利用について最適地だということも含めて、今、言っていたいたんでしょか……。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

身延工業団地東側の河川敷による太陽光発電の利用について私は最適地だとそういうふうに思っておりますけども、それはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

下山地区の身延工業団地東側の河川敷、これにつきましては現在、国土交通省より河川の占用許可を取得しまして、中部横断自動車道の工事用の残土処理として活用しております。ここは敷地面積や日照時間、また企業に隣接しているということで太陽光発電事業の導入については最適な用地とは思っておりますが、河川区域で国土交通省の水防拠点の計画地であるということから現時点においては難しいと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

それでは次に入らせていただきますけども、このたびの台風12号では死者・不明104人、近畿地方、特に三重、奈良に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方もおりますので改めてご冥福をお祈りしたいと思います。この雨で富士川のほうの水位も上がって支流の交流口が富士川の水位と同じようになって浸水も心配いたしましたけども、なんとか大事に至らずに済みました。

さてこの下山の河川敷には工業団地、学校東には堤防があります。学校から以南は砂利採取跡の土砂の山があって、それ以外には堤防がないと。下山地区は特に明治40年、43年の大水害があって、そのときには堤防もありませんでしたけども、田畑、今、流出等があったようでありまして、今回のように1千ミリも降るような雨でありますと、直接やはりこの水であられるということはないとは考えますけども、水が浸かってくるようなところもやっぱり考えていかなければならないのではないかと思えますけども、これは対岸また杉山へ行く途中で見ますと、よくその点は見えてきます。

よって、この防災面からも富山橋西から富士川沿いに堤防を築き水害のリスクをさらに低減するとともに河川敷利用可能にさせていただいて、そこに太陽光発電、メガソーラーを敷いて地域に密着した活用が考えられると思います。

また下部温泉、工業団地の桜、太陽光発電、クラフトパークの桜、花また紅葉、学園広場、身延インターからの眺望の資源、孤立化防止としての波高島、宮木、田原、六郷への道路の延長、国・県・町・工業団地との協働、何か活動が見い出せるような気がいたしますけども、ここでちょっと質問いたします。

富山橋から南のほうに下山地区、富士川護岸の堤防の見通しはあるかどうかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

護岸の計画ということでございますが、国土交通省では平成18年の9月に富士川水系の河川整備計画を作成しております。この計画の対象期間はおおむね30年となっております。しかし水防拠点の計画地でありますので、今後富山橋右岸下流への盛土および防護用の護岸の計画がありますということで、ただし明確な範囲や整備日程はまだ国のほうから伺っておりません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

そしてこの太陽光発電、国・県では補助金が出ますが、身延町では一般家庭への補助金を考えているかどうかということをお聞きしたいと思いますけども。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

本町においても新エネルギーの導入の際の支援制度、補助金制度を現在検討しているところ
でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

次にまた地域資源ということでありますけども、これは時間があと5分ということでありま
すので、私のほうから私なりの考えを述べさせていただきたいと思っておりますので、しばらくお聞
きいただきたいと思っております。

次に身延町、北には和紙の里、本町対岸には峡南衛生組合、またそこには素晴らしいノウハ
ウがあります。それを仕掛けづくりして、身延町がリーダーシップをとって峡南衛生組合を中
心としたまちづくり、あるいは地域活性化インター設置に伴う峡南衛生組合を中心としたまち
づくり、まず山梨県のゴミ処理計画、現在、平成20年度から平成29年度までの10年間の
計画期間がありまして、当該施設はAブロックということで3施設を2施設にするというもの
であります。

まずこれを進めるにあたっては、第一に地区住民の意思を尊重しなければいけません。さら
に旧六郷町、早川町と連携し進めなければなりません。それから炉の耐用年数、また同意書の
設置条件等、クリアしなければならないことも多くあります。しかし、峡南衛生組合には近年
見学・視察が多く、知識を得に訪問する自治体も多い。これを仕掛けに中部横断自動車道開通
による下田原地域活性化インター設置による富士川橋の架け替え、さらに衛生組合の町道入り
口から六郷までの道路拡張などが考えられ、地域活性化となる要素も大いにあるのではないか
というように考えます。さらに施設を、ゴミ焼却プラスアルファを考えると雇用創出、人の出
入りが多くなる要素はあります。

いずれにしても、国道52号から地域活性化インターを結び、その中に人が集まる、働き場
所がある施設があり、周囲を含めた地域活性化が期待されることを申し述べて、すべての質問
を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で野島俊博君の一般質問が終わりましたので、野島俊博君の一般質問を終結いたします。

次に通告の3番は渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は4点について、質問をいたします。

まず第1番目、国民健康保険の改善について質問をいたします。

先日の朝日新聞の一面に「国保滞納差し押さえ5倍 喘ぐ低所得者」という記事がありまし
た。38面には「低所得払えぬ国保料 差し押さえ急増 自治体も苦悩」とあり、全国的に自

治体も住民も苦しんでいる実態にあり、制度を変えるしかないと思いました。

この現況は1984年の当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国保負担を縮小・廃止してきました。この元凶は国の予算削減です。その結果、国保の総会計に占める国保支出の割合は1984年度の50%から24.1%に半減をしています。こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが事態を一層深刻にしています。

20年前は240万円だった国保加入世帯の平均所得は2009年度には158万円にまで落ち込んでいます。自営業者や農家の経営難とともに低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が国保加入者の7割以上になるなど加入者の所得低下が進んだのです。その同じ時期に1人当たり国保料は6万円から9万円と跳ね上がりました。これでは滞納が増えるのも当然です。いまや国保や財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環を抜け出せなくなっています。

低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は適切な国庫負担なしには成り立たないと。これはかつて政府も認めていた国保財政の原則です。国保の国庫負担増を政府に求める市町村議会や、首長の意見書は昨年1年間だけで150件を超え、その多くが1984年の改悪前の水準に戻すことを要求しています。全国知事会、全国市町村会などの地方6団体も昨年12月国庫負担の増額を求める連名の決議を採択しています。このように根本の原因を改善することと同時に現在この国保の問題で多くの皆さんが苦しんでいます。本町においても、いくつかの改善について質問をしたいと思います。

まず最初、1番目ですね。一般会計の繰り入れで保険料の引き下げを実現するということが1つあると思います。2011年3月10日号の国保新聞によると市町村による法定外の一般会計繰入額は合計で3,592億円、1世帯当たり1万7,555円、1人当たり9,967円になっています。山梨においては16億円、1世帯当たりが1万1,207円、1人当たりが5,982円という結果になっています。県内でも市川三郷町の1億円とか、そのほかにも多くの市町村がこの保険料の高騰を抑える、そして引き下げをということで一般会計からの繰り入れをしています。本町でのこの一般会計での繰り入れについてどういうふうなお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。町長お願いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、この前の議会等々でも私は答弁をいたしておりますので、担当課長から詳細について説明させます。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

お答えをさせていただきます。

ご質問の一般会計からの繰り入れにつきましては今、町長が述べましたとおり平成23年の第1回定例議会においても同様の質問がありましたが、一般会計から国保会計への繰り入れにつきましては通達等が示されておりますので述べさせていただきます。

事業勘定に対する一般会計からの繰り出しにつきましては保険基盤安定制度に関わる経費、

国民健康保険事務費、出産一時金に関わる経費の一部、国保財政安定化支援事業に関わる経費および一般住民を対象とする保健事業に関わる経費の一部を除いて、その性質上行うべきではないとされております。したがって、ご質問にあります一般会計からの国保会計への補填、繰り入れにつきましてはその行為はできないものというふうに解釈をしております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん通達はあると思います。だけどもこんなに多くの全国で、そして県内で一般会計から繰り入れている。やっぱり住民の皆さんの苦しみ、この苦しみを見て通達より皆さまの苦しみを少しでも和らげようというそういう判断で、これは首長の判断だというふうに思いますけども、判断でこういうふうに繰り入れがされたのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、この本町においてもやはり保険料が高くて本当に払うのが大変。払いきれないという声が本当にたくさんあります。そういう声に応えるためには、先ほど言ったような改善とともに町でどういうことができるのか。その努力が今、求められているのではないかなというふうに思います。

そういう意味では通達どおりということで、これ以上質問しても答弁は出ないと思いますので通達より住民の皆さんの生活実態を見て判断をしていただきたいということを重ねてお願いして次の質問に移ります。

2点目は医療費の一部負担金、減免制度の活用をということなんですけれども、国民健康保険法第44条は各市町村に対し、国保加入の低所得者を対象に窓口負担を軽減。免除する制度をつくるよう求めています。貧困と格差が広がり、窓口負担を苦しめた受診抑制や医療機関の未収金が深刻化する中、政府もこの制度の活用普及を進めざるを得ない状況となっています。

2009年7月、厚労省は国保法第44条の積極的な活用を求める通達を発令しました。そこでは窓口負担の減免制度の創設、活用とともに福祉部局との連携による生活保護の適用推進や無料・低額診療を行う病院との連携なども呼びかけられています。

これらを活用して、お金がないために医療を受けられない事態をなくすことが求められています。県内でもこの44号に基づいた減免制度、まだまだ設置しているところ少ないです。でもこの通達にあるように保険証がない人はなかなか病院に行けない。あってもこの窓口負担が大きくて病院にかかれなくて今年の春に問題になりましたけども、病院にかかれなくて重症化して亡くなってしまったというケースが県内でも3名、そういう事例がありました。こういうことをなくすためにも本町でも医療費一部負担減額制度の活用をぜひ、させていただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましても、平成21年の第2回定例会の中で同じ質問がございましたので、そのときと変わりはございませんので、担当課長から説明をいたさせます。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

ご質問の医療費一部負担金減免制度につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

医療費一部負担金減免制度につきましては、特別の理由がある被保険者で保健医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、措置をとることができるというふうにされております。

特別の理由というのは一部負担金の支払い、または納付の義務を負う世帯主。または組合員が震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、障害の状態となり、または資産に重大な損害を受けたとき。また干ばつ、凍霜害等による農産物の不作等により収入が減少したとき。ならびに事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき等、いずれかの事由に該当したことにより、その生活が著しく困難な場合において保険者が一部負担金の減免の必要があると認めるとき、その者の申請によって行うことができるというふうになっております。

ご質問の要綱等の整備につきましては、全国的に見ても、大きい市においてはかなり作成しているようでございますけれども、町についてはまだまだというようなこともありますけれども、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

大きな市ではなくて、隣の市川三郷もこの制度があるんですね。まわりを見るのではなくて、やっぱり住民の生活の実態を見ていただいて、本町においても無料・低額診療を行う病院に駆け込んでいるという事例もいくつかあります。そういう実態をふまえる中で、この制度は私は必要な制度ではないかなというふうに思うんです。

先ほどいくつか条件があるということでおっしゃいました。でもやっぱりこういう住民の実態があるからこそ国では通達を出して積極的な活用を求めているのではないのでしょうか。国ではもう全自治体に減免制度の創設を求めるということと国基準の減免費用については2分の1を国が負担する。自治体独自の減免基準上乘せを認める。国保税滞納者も対象とするという、こういうことも今回は加えて活用を図っている状況です。

やっぱりお金がなくて治療を受けられない人たちがこの町で出ないような施策改善が私は今、早急に求められていると思います。そういう状況だと思いますので、ぜひこれはまだまだと言っていないで早急に検討をしていただきたいと思います。これもあまり、よい返事をいただけないので次に移りたいと思います。

次、資格証明書。この資格証明書は証明書があっても、例えば病院で医療を受けても10割の負担をしなければいけない。保険料を払いたくても払えない人が10割を負担できるのでしょうか。全国的にこの保険証の取り上げというものが問題になりまして、政府は高校生以下の子どもについては保護者が国保税を滞納していても資格証を出さなくて短期保険証を子どもたちに発行するという措置を取りました。

2009年1月政府は日本共産党議員の質問趣意書に対し経済的に困窮し、医療の必要を訴える場合は大人でも短期保険証を交付することを表明し、その立場を通知する事務連絡を出しています。大人でも経済的に困窮して病院にかかりたいという方には短期保険証、資格証では

なくて短期保険証を渡すように事務連絡を出しています。そういう状況の中で、昨年から見ると資格証明書の発行率が多いというのが私、気になったんですけども、その数を教えていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

資格証明書につきましては交付数 8 月末日現在ということでございますけども 77 世帯、109 人でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13 番議員（渡辺文子君）

昨日の質疑の中で無保険者、保険証を持っていない人が何人いるかということで 90 何人とかというお答えがあったんですけど、それをもう 1 回、教えていただきたいと思います。この無保険証というのは資格証明書を発行された人と、あと正規の保険証でも留め置きという方と、短期証の留め置きはないんでしょうけども、その合計ということで理解してよろしいですね。数をお願いします。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

昨日、述べた数字につきましては平成 22 年度の保険証の未発行の世帯ということで、当初 197 世帯、年度末ということで 61 世帯というふうにお答えをさせてもらっております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13 番議員（渡辺文子君）

ちょっと数が今、資格証明書が 77 世帯とおっしゃったんですけども、それが減っているということはどういうことでしょうか。

この 77 世帯プラス、正規の保険証の留め置き、それと短期保険証の留め置きはないでしょうから、この 2 つを合わせたものだというふうに思うので、77 以上になるんじゃないかと思えますけども。90 いくつかというふうに言いませんでしたか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

77 世帯というのは交付の実績の世帯でありまして、対象世帯数は 94 世帯です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13 番議員（渡辺文子君）

その数がちょっとよく。だから 94 世帯が無保険者ということで理解していいんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

被保険者資格証明書の交付対象者ということで、無保険といったらおかしいんですけども、一応、資格があるんですけども、被保険者証を渡していない世帯ということです。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そのところがちょっとよく。資格証明書を発行している人が70・・・いいです。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

結局、無保険者というのは資格証明書の発行をした世帯と正規の保険証があっても留め置きにされている、戻ってきたとかということで留め置きにされている。それを足したのが保険証を持っていない方たちというふうに理解をしていますので、細かい数字はいいですけども、多くの方たちが保険証を持っていないということがあるということは事実です。

厚労省は2008年度以降、経営難や失業など特別の事情がある場合は資格証明書を出してはならない旨を強調する通達をたびたび発令して、滞納理由を丁寧に把握するよう自治体に要望しています。

また2010年3月、日本共産党議員の追及に当時の厚労省は資格証明書については払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応をお願いするというふうに答弁をしています。悪質滞納者かどうかを立証する責任を自治体に負わせ、立証できない限りは資格証明書を控えるという答弁をしています。これに照らし合わせて本町のこの資格証明書ですね、こういう方たちの中には特別の事情がある人とか、それから払えるのに払わないと証明できた場合とか悪質滞納者かどうかを立証する責任を自治体に負わせているので、そのところもちゃんと調べがついているかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

資格証明書、いわゆる被保険者資格証明書でございますけども、町では特別な事情がなく保険税の滞納が続いている世帯に対しましては、保険税の納付に対する納税相談の案内をその都度行っております。その後特別な事情がない者に対しましては被保険者資格証明書を交付しております。

納付相談および納付指導に応じようとする者で、滞納額が増加している者や納付計画および分割納付等の約束をなんの理由もなく履行しない者等に対して、本年度からの交付を行っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では今、資格証明書を発行しているところは特別な事情がないと。悪質滞納者ということで理解をしてよろしいんでしょうか。払えるのに払わないという人には本当に厳しく、払うためのことをしてもらわなければいけないと思うんですね。これは当然だと思うんです。ただ、払

いたくても払えないという人たちはどうするのかというところを私は一番心配しているんな質問をしているんですけども。そういうような悪質滞納者がこれだけいるということで理解してよしいんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

今言われたとおり悪質というか相談に来ていただけないという形で仕方なく、こういう形で出させてもらっております。

なお、こういう方たちの中にもやはり相談に来ていただくと短期証なりへ、切り替えをさせてもらっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

悪質といってもいろんな事情が、言えないような事情があると思うし、やっぱり相談に行きたくても来られないというような事情もあると思うんですね。それで私いつか質問したと思うんですけども、やっぱりこっちから出向いていくという努力もしていかないと、そのまま無保険者で病院に行きたくても行けない、というふうになってしまうと思うので、これはそうはいってもなんらかの、もっともっと相談に来てくださいとかそういう働きかけは私は必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひそのところは努力をしていただきたいというふうに思っています。

それから減免制度について、ご質問をいたします。

国保法の77条、この失業や倒産、経営不振や世帯主の病気など特別な事情がある被保険者に対し、市町村が条例を定め国保税を減免できると規定している条例減免、これは本町でもあります。だけでもこれを果たして多くの困っている方たちが知って、利用しているかどうかというのがちょっと私疑問なんですね。やっぱりこういうことというのは、なかなか相談に乗ったり、分納納付とか減免の措置をとるとかというふうな条例とかあるんだけども、なかなか活用をされていなくて滞納が溜まってしまったということになってしまうので、やっぱり早い時点でこういうことをもっと住民に知らせる努力をしていかないと、あっても活用していかないともったいないことだと思いますので、この住民に知らせるということはどういうふうにされているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

お答えいたします。

ご質問の国民健康保険税の減免について、平成21年第2回定例会においてお答えをしておりますが、再度法令および法令解説によって今のご質問にお答えをしたいと思います。

国民健康保険税の減免は国民健康保険法第77条において保険者は条例の定めるところにより特別な理由がある者に対し保険税を減免し、または、その徴収を猶予することができるとし、地方税法第717条においては地方団体の長は天災その他特別な事由がある場合において減免

を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別な事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより減免することができるとしています。

これを受け、本町国民健康保険税条例第25条において、減免は次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免するとしております。

この1つとして当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者。またはこれに準ずる者。2. 災害等により生活が著しく困難となった者としています。国民健康保険税の減免の取り扱いについては、次のとおり取り扱うものと解説されております。低所得者に対する減額制度では減額制度相当額は国庫負担等がなされますが、減免による減収額は当該年度の国民健康保険特別会計の赤字となります。しかし、租税として国民健康保険税をみると徴収の猶予、納期限の延長等を行っても、なお納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な方については減免という行政処分としての救済措置が予定されることとなるが、その運用は慎重になさなければならないとしています。

本町においては国保税の納税困難な申し出がある場合は、納税相談や財産調査により担税力を調査し、正規の納税が困難な場合は納税の猶予措置をとって緩和しております。しかし、それでも納税困難な状況が継続する場合は法律の規定により執行停止の措置をすることとし、執行停止が3年経過する場合は不納欠損処理とすることになります。

減免においては、今申し上げた納税猶予措置をふまえた中で納税者の総所得金額等の多い少ない等、画一的な減免基準だけではなく、個々の資産、債務の状況等具体的な状況に基づき行われるものであり、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

慎重に検討するはいいんですけども、やっぱり使いたくても使えないようなものになっているのではないかと。せっかくこういう77条に基づいた制度があっても活用した人は22年度か21年度の調べではなかったですね。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

ございません。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これだけ皆さんが苦しんでいる中、この活用がないということ自体、私はおかしいなというふうに思っているんですね。本当に大変な人は、やっぱりそういうものを活用して少しでも保険税を減額するとか猶予してもらおうとかということの方法をとると思うんですけども、活用がないということはどういうことだとお考えでしょうか。課長。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

お答えいたします。

先ほど解説の中で申し上げましたけども、徴収の猶予、それから納期限の延長等を行っても、なお納税困難であると認められるような担税力の低下している方につきましては執行停止など措置をとっております。それらの措置をしても納付困難な方が対象となりますので、それらのプロセスをふまえた中で担税力の薄弱な方については、減免の措置がされていくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。そういう努力をしている中で適用がないということだったら理解はできます。ただ、ほかの市町村を見るとかなり申請して適用になっている人たちもいるものですから、本町はなぜないのかなということをちょっと心配になりました。

あと猶予という申請する申請書みたいなものは窓口で常時置いてあって住民の皆さんが活用できるようになっているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

窓口で置いといて、すぐテーブルから持ってくるというものではありませんけども、徴収の担当がございます。その者にご相談の上でそういったことが必要であれば相談の上で書類を渡すという対応となります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

相談に行かないと、それは分からないということになりますよね。そうではなくて、やっぱりちょっと困ったなというときになんかどこかにそういうものがあると、こういう制度もあるんだということで対象になるということもあると思いますので、もうちょっと住民に周知をしたり、もちろんそういう相談のときにはしていただいたりということの努力が必要だとは思いますが。

あと最後ですね、差し押さえについてということで、これは最初の朝日新聞の一面に「差し押さえ5倍」ということで全国的にこういう問題が大きな問題になっているということで、国保の今、本当に国民皆保険というのが崩れ去ってしまっているなということは思っています。

年金を差し押さえられた高齢者が自殺に追い込まれたというNHKの報道が全国に衝撃を与えています。銀行口座を凍結され、年金を引き出せなくなった高齢者が餓死死体で発見される。営業用の自動車を差し押さえられ、商売ができなくなった業者が一家心中など痛ましい事件が続発をしています。ここまでいなくても本町においても差し押さえということであるような問題が起こっていると思います。この差し押さえについての状況ですね。これについて担当のほうからどうしてこういう状況に陥ったかということによってちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

申し訳ございません。質問の趣旨がよく分からないんですけども。

○13番議員（渡辺文子君）

どういう経過で、そういう差し押さえに。いろんな努力をされて最終的に差し押さえに至ったと思うんです。町としてどういう努力をして、こうだったというところがあったら教えていただきたい。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（佐野勇夫君）

それでは、今の質問の趣旨は生活の維持に関わるような差し押さえということもあるということだと思えますけども、そのへんも含め経過もお話をしなければならないと思えますので、お答えさせていただきます。

国民健康保険税の差し押さえについてでございますけども、税の公平の確保のためには法律に基づく課税と徴収は当然必須でございます。このことが、町民の皆さまの税に対する信頼を得ることになると考えております。差し押さえについては、地方税法第728条において地方団体の町税吏員はその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは滞納者の財産を差し押さえしなければならないと規定されております。

ご質問につきましては国税徴収基本通達において示されているところでございますけども、本町においては自主納付を勧奨し、むやみな換価等は控えているところでございます。差し押さえをするにあたってでございますけども、法律の規定はございませんけども催告をすることが実務となっております。本町においては徴収強化の始まった平成20年度から納税通知書、それから督促状に自主納付、納期限、納税相談、徴収強化のお知らせを全納税者に同封し、また例年4月、9月の広報においても同書面を掲載しております。年度の中間時には現年分の催告書と過年度分の催告書を時期をずらしてそれぞれ発送しております。さらに人的な接触も必要なため、5月の役付職員約80名による夜間の催告、12月には税務課職員による夜間の催告、また納税勧奨員によって督促状を発した納税者宅を訪問し、未納のお知らせと納期限、納税相談、徴収強化のお知らせをし催告をしております。しかしこれによってもなんの反応もないような場合は、正規納税者との納税の公平を確保するため差し押さえを執行することになります。

実務的には、差し押さえによってすぐ換価するのではなく、滞納者に差し押さえ通知書を発送し、一定期間のうちに自主的に完納するか。あるいは納税相談するよう通知をしているところでございます。これによっても無反応の場合は換価し、滞納税額に充当しております。

本会議の初日、町長が行政報告の中で申し上げたとおり、税の自己管理と自主納付、そして納税困難な場合は早めに納税相談によって、納税の猶予措置をとられるようお願いをするものでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13 番議員（渡辺文子君）

まだまだちょっと質問したいことがあったんですけども、時間がないので、やっぱり差し押さえでは解決をしないんですよ。やっぱり制度を変えていかないと苦しむ人たちが増えるばかりで、根本はやっぱり変えていくというようなことをしていかないといけないのではないかというふうに思っています。担当の方たちにはやっぱり住民の生活実態をよく聞いて親身に対応していただいて相談とか収納活動に取り組んでいただきたいということを要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は大きな2番ということで、介護保険制度について質問をいたします。

今年6月15日に衆議院、参議院、合わせて18時間というわずかな審議時間で介護保険法等改正案が可決・成立し6月22日に公布されました。11年前の2000年4月に介護の社会化、みんなで支える老後の安心を合言葉に介護保険制度が始まりました。しかし「保険あって介護なし」の言葉に象徴されるように高すぎる保険料と利用料負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護は制限されるなど、多くの問題が噴出しています。

今回の改定はこうした問題の解決には手をつけず、新たな給付抑制策を盛り込むなど利用者や家族に重大な影響を与えるものです。国会審議の中でも東日本大震災関係者、特に高齢者が長期にわたる避難生活を強いられ、栄養状況の悪化や住環境の激変で体調を崩し、関連死さえ危惧される状況にあり、高齢者の介護を巡って深刻な事態が生まれています。被災地においては高齢者の命綱ともいえる介護施設や在宅介護サービスを一日も早く再建することなど被災者への介護機能の回復こそ最優先させなくてはならない時期に被災地での介護問題を脇に置いての改定は到底理解できません。しかし身延町にとっても重要な項目があるので質問いたします。

今回の主な改定は10項目ありますが、その中に市町村の判断で介護予防日常生活支援総合事業創出があります。この事業は要支援と介護保険非該当の高齢者を対象にした事業で予防給付のうち市町村が定めるものと配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされています。現在の介護保険制度では要介護1、2と認定された場合、予防給付を受けることになります。予防給付は要支援者に対する保険給付とデイサービス、訪問介護、短期入所など内容は要介護者に対する介護給付に準じています。今回の法改正では、総合事業を実施する市町村は要支援者について従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人ひとりについて判断することになります。問題は総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなくて市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金改定もすべて市町村任せになることが心配されます。

第1に、サービスの質が保たれるのかという点です。介護保険で実施される訪問介護やデイサービスなどはその質を担保するため、人員や施設運営などの全国一律の基準がありますが、総合事業には適用されません。例えば、これまで予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事づくりをしていた人が総合事業で有料の配食サービスに変更されることもあり得ます。利用料についても自治体が定めることになります。

第2に、利用者の意に反して、これまで利用していた介護サービスを取り上げられる可能性があるということです。要支援と認定された人を総合事業に移すかどうか。地域包括支援センターがケアマネジメントを行い判断する。最終的に判断するのは市町村になります。

第3に、総合事業を行う地域支援事業は、その事業者が介護給付費の3%以内と宣言されて

いることです。地域支援事業は要介護認定で自立とされた人に対する介護予防教室や筋トレなどの介護予防事業やケアマネジメント、高齢者の相談支援業務などを実施しています。現行の介護給付費の3%以内のままで必要なサービスの提供は不可能となることは明らかです。総合事業を実施するなら3%以内という制限を引き上げることが必須の条件です。この総合事業の導入の判断は市町村に任されていますが、本町ではどう判断されるのか伺います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（依田二郎君）

お答えします。

渡辺議員が心配している、日常生活支援総合事業の関係ですが、まだこれについては国からも内容等細かく明確に示されていないので、今後検討していきたいと考えています。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今後検討ということなんですけど、私が心配しているのは、本町はやっぱり高齢化率が高くて、そしてやっぱり一人暮らし、二人暮らしとなると老老介護で施設入所が多くなるんですね。そうすると保険料がだんだん値上がってしまう。今、第5期の計画を立てると思うんですけど、それがやっぱりだんだん上がってしまう可能性というか、もう上がってしまいますよね。そういうことを考えると認定率が県の平均が15.1ですよ。本町は18.1ということで仕方がない部分はあるけれども、どうしたらそれを抑えられるかということで、やっぱり施設入所ではなくて在宅に力を入れるような施策をとっていかないと、どんどん上がってしまうというような状況がありますので、この本町に合った状況の中で、あとやり方をきちっと考えていかないと皆さんが大変なことになるのではないかなということ、お金がかからないということ、安易にこの総合事業に結びつくようなことがあっては私は問題だなというふうに思って、今回、質問をしました。検討するということなので、いろんな範囲から検討していただきたいと思います。

時間がないので、次にいきたいと思います。

5月5日付けの山日新聞は「塾に通えない中学生来たれ 元教諭がタダゼミ甲府へ開校へ」という見出しの記事が載っていました。元高校教諭の深沢久さんが高校受験を目指す中学3年生を対象に無料の学習塾タダゼミを5月14日から甲府の県ボランティアNPOセンターで開校するという記事でした。

その後、5月31日付けの山日新聞の「顔」という欄に「塾に通えない子を支える」と深沢久さんを紹介していました。経済的な理由などから学習塾に通えない中学3年生を対象に高校受験に向けて5科目を無料で教えている。初めて開いた昨年度は約3カ月だったが、2年目の本年度は10カ月にわたって県ボランティアNPOセンターなどで子どもたちを指導する。高校教諭時代、勉強についていけず中退してしまう生徒を何人も見てきた。格差社会といわれる中で、経済的な家庭の事情のしわ寄せが子どもたちにいくことがあってはならないとタダゼミを開くことを決めた。基礎学力を身に付けた上で高校に入ってもらうためだ。スタッフは当初3、4人しかいなかったが今年は20人以上に増えた。タダゼミの存在を知った主婦や大学生ら、さまざまな人が活動に共感して手伝ってくれている。子どもたちのために一生懸命指導し

てくれていて、とてもありがたいと語るとともに今は甲府市内だけだが多くの地域で開けば、より多くの生徒の役に立てるかもしれないと構想を固く結んでいます。

県下の市町村での取り組みを調べたところ、甲斐市では平成18年から学生ボランティアを活用して中学生の自学力向上を図る取り組みがされていました。この事業は、学生中退による中学生対象の自学講座で、目的としては、中学生に対しては確かな学力を付ける自学力を身に付ける。大学生に対しては将来、教員として必要な資質能力の向上を図る機会とする。平成22年度は児童センターや公民館の4つの中学校の生徒100人を通算121人の大学生が交代で前期・後期に分けて、土曜日の午後1時半から4時半まで学習支援活動を行っています。市から大学生に交通費を1人1回1千円を年4回、各自の口座へ振り込んでいます。南アルプス市でも準備中とのこと。この学習支援事業を本町でも取り組むことを提言いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

ご質問の学習支援事業の趣旨は、基本的に学習習慣の向上や家庭学習の定着にあると考えます。こうした学習習慣の向上や家庭学習の定着については、やはり学校が果たす役割が非常に大きなウエイトを占めるものと考えます。こうしたことから、県教委においても学力向上指定校事業を本年度から2年間実施いたしております。この事業は、学習習慣の向上、家庭学習の定着の方策、また学習意欲の低下や苦手意識の克服などについて実践的に研究をして、そしてその研究成果を県下の学校に普及するという内容です。本年度、この事業について本町の中富中学校が研究校として県の指定を受けまして、現在、事業の実施中です。

また、町においても学力向上を目指し、継続的に身延町立小中学校教育研究センター校交付金事業を実施しております。この事業は指定を受けた研究センター校において、学力向上のための実践的な研究を行い、これを公開して町内の各学校への普及を図ろうとする、こういう事業であります。

中富中学校における研究の成果や町の研究センター校における成果を、まずは、町内の各学校に普及するなどをして、各校のさらなる教育力の向上を図りたいと考えております。

ご質問の事業については、これらの取り組みの成果をふまえながら必要に応じて検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。あと5分です。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、各学校や先生方は一生懸命やっていたらいるというのは理解しているんです。ただ、今の状況は昔と違って、例えば中学3年生だったら受験に備えて塾に多くの子どもたちが行っている。そういう状況の中で、子どもたちの貧困それが大きな社会問題になっている。その中で少しでも塾に行けないとか、いろんな事情があって学校に行けないとか、いろんな事情を持った子どもたちを受け止める場、子どもの居場所づくりでもあると思うんですね。もちろんその状況に応じて判断をするということなんですけど、本町は身延山大学もありまして、条件的には私は適しているのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後、検討していただきたい

いということで要望をして終わりたいと思います。

最後ですけども、ゴミ収集についてということで、この問題については峡南衛生組合ということで峡南衛生組合でも質問をするんですけども、この町としてゴミのリサイクルについて、どういうふうを考えているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

各家庭でゴミの減量化を進めていただいて、出されたゴミを細かく分別をして、なるべく燃やすことを少なくするということが大前提だと思うんですね。本町においては峡南衛生組合の構成町ということで、県下8つのゴミ処理施設がある中で上野原と峡南衛生組合だけが生ゴミの処理をしているんですね。もともと生ゴミに重油をかけて燃すなんてこと自体が本当にエコに反することだし、もったいないことでは生ゴミを分別していただいて燃さないで堆肥にしていけるのかということを進進的にやっているところだと思いますので、ここをもうちょっと進めていただきながら、田舎ですから畑もあるけれども、そうではない人たちなんかもいるわけですから、こういう人たち、前に団地なんかで、モデル地区を決めて進めるということも話をしていたんですけども、なかなかそれが進まないということで、今現在、下部の温泉とか、門内の坊などの生ゴミを回収しているんですけど、それをもっと広げて燃す量を少なくするようなこと。それからもっともって分別収集を広げて燃すことを少なくするというような努力が必要だと思うんですけども、これについて町としてはどういうふうを考えていくのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ゴミのリサイクルについては、基本的な考えから言いますと議員がおっしゃるとおりでございまして、ゴミの発生抑制、再利用・再生使用を積極的に取り組んでいかなければならないのかと考えております。本町では、先ほどお話がありましたように、平成18年度から資源ゴミの分別の取り組みを始めましたが、可燃ゴミの収集量は、平成22年度末で平成17年度対比マイナス26%と減少しております。さらに可燃ゴミの灰を含め、ペットボトルそれから缶、ミックス紙、古紙等すべてリサイクルをしている状況にあります。このことは町民の皆さんがゴミの分別や環境保全に対する理解や意識向上の表れではないかと推測されます。生ゴミにつきましては、町民によるゴミの減量化およびリサイクルを一層推進するため、一般家庭から排出される生ゴミを衛生的に処理、堆肥化し有効利用することを目的に生ゴミ処理容器および電気式生ゴミ処理機購入費補助金の推進を図っております。また峡南衛生組合では、生ゴミをリサイクルする堆肥化事業を実施しておりますが、町といたしましても、この事業に対し継続して支援をしていく考えでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。時間を超過しました。

○13番議員（渡辺文子君）

まだあったんですけど時間がないということで、私の時間配分がまずかったということで以上をもって質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

議事の途中ですが、ここで昼食のために休憩をとります。

再開は午後 1 時 1 0 分といたします。

昼食のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 1 2 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に通告の 4 番は松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○6 番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、私は道の駅しもべを活用した活性化についてお伺いをいたしますけども、今までにも多くの同僚議員が地域活性化について質問をしております。今回若干、視点を変えた中での質問をいたします。

まず全体の観点から、改めて基本姿勢を伺いたいと思いますが、時間の関係もあります。基本姿勢の基本で簡単に結構でございます。お答えいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ご案内のとおり下部農村文化公園、道の駅につきましては、平成 9 年にオープンをいたしました。富士北麓と峡南地方を結ぶ国道 3 0 0 号沿いにあります。中間に位置しているところでもございます。町の特産品の生産から展示販売、体験学習等の施設の活用により周辺地域の農業振興と、さらに都市との交流を図っていかうとするものでございます。

本町の農家は自給的農家等が大半で、これらの農家の農林産物を販売することや地元で採れる無添加の味噌、それから梅干、きゃらぶきなどの特産品の製造販売、下部寒仕込み味噌作り体験の実施を進めることにより付加価値のある加工品作りやその推進、下部温泉施設との連携した宿泊プランに組み入れるなど、住民や観光客の消費を拡大する取り組みを行っているところでございます。身延ブランドづくりを目指して地産地消を基本に地域外への販売へと展開していくことが重要と考えております。この施設が農業と観光交流事業の連携を進めることが地域活性化へ結びつくと考えているところでもございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6 番議員（松浦隆君）

今、基本姿勢をご答弁いただきました。この道の駅しもべ、農村文化公園、こちらのほう指定管理になっておりますけども、今定例会にも相又の特産品生産施設の指定管理者の継続指定が上程されております。すでに導入されています、町内の 1 3 カ所の施設も含めて指定管理者制度の意義とまたその効果、そして各施設の状況ですね。各施設の状況に関しては 1 3、全部

説明いただくと時間の関係がありますので、農林業の振興関係の6カ所、こちらについてご説明いただきたいと思いますし、数字は施設のいろいろな事情もあるでしょうから結構でございます。経営状態を赤字黒字というような、そういう形の中で簡単にご説明をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

農林関係の施設としましては活性化施設ゆばの里、これは企業組合みのぶゆばの里・とよおかに指定管理をしております。相又特産品生産施設、これは当施設と同じ敷地にあるゆば工場ではありますが、これも同じく企業組合みのぶゆばの里・とよおかに委託をしております。あと下部農村文化公園、市之瀬味噌加工場につきましてはそれぞれ農事組合法人下部特産物食品加工組合へ指定管理をしております。あと市之瀬茶工場につきましては下部茶生産組合に指定管理をしております。大島直売施設につきましては、大島農林産物直売所管理会へ指定管理を行っております。

あと内容等でございますけども、活性化施設ゆばの里につきましては町からの管理運営委託料は払っておりません。平成22年度のベースでいきますと納付金、これは、指定管理者から町へいただいているお金ですが、平成22年度ベースでいきますと120万円をいただいております。相又特産品生産施設につきましても22年度ベースでいきますと120万円の納付金をいただいております。町からの管理運営委託料は払っておりません。下部農村文化公園につきましては町への納付金はございません。町からの管理運営委託料につきましては110万円の委託料を支払っております。市之瀬味噌加工場につきましては、町からの管理運営委託料は払っておりません。納付金もいただいております。市之瀬茶加工場でございますが、平成22年度ベースでいきますと町からの運営委託料は63万9,032円をいただいております。町からの運営といたしまして同額の63万9,032円を運営費として支払いをしております。大島直売施設につきましては納付金は納めてもらっていません。町からの管理委託料も払っておりません。

経営の状況の黒字か赤字かということにつきましては、下部農村文化公園、市之瀬味噌加工場につきましては、農事組合法人の下部特産品加工組合が指定管理を受けていますが、こちらのほうは黒字となっております。活性化施設ゆばの里と相又特産品生産施設、ゆば工場でございますが、これは企業組合みのぶゆばの里・とよおかが指定管理を受けており、この施設につきましては赤字となっております。市之瀬茶工場につきましては下部茶生産組合が指定管理を受けており、こちらのほうも黒字となっております。大島直売施設につきましては、大島農林水産物直売所管理会が指定管理を受けており、こちら若干でありますけども、赤字となっております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、説明をいただきましたけども、農林業振興関係、各施設、これは環境や設置場所の条件、

それから扱う商品によっても違ってきているんだろうと思いますけれども、今、聞きますと指定管理料等の条件、これですいぶん変わってきているような気がするんですよ。ゆばの里、相又ですか、こちらのほうは納付金いただいています、ある意味ではいい形だなと思うんですが、経営そのものとしては実際には赤字であると。下部農村文化公園に関しては逆に委託料を払って黒字になっていると。そういう行ったり来たりの金の中で、金額の中で、赤字だ黒字だというのが出てきているような気がするんですが、基本として、こういう指定管理料等に頼らないで安定経営に向けて各施設ともさらなる企業努力、これが必要なんではないかなと。また、それが求められていくのではないかというふうに考えるんですが、それに向けた今後の課題として、私は今一番思うのは一番重要なこと、また必要なこと、これは人材と、それから事業に対する思い、また皆さん一生懸命頑張っているんですが、やはり行動力が若干伴わないような気がするんですね。そのへんを町長はいかが考えているか。私としてはなんか高齢化が進んでそのへんがうまくいかないような気がするんですが町長はいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま議員からおっしゃられたことも当然でしょうけれども、もちろん、道の駅としてのあそこは交通量が非常に少ないものですから、そのへんも大きく交通量が伸びてこないと売り上げ、その他にも影響があるのではないだろうかなとこういうふうにも思います。したがって、中部横断自動車道が平成29年に開通をします。ご案内のように国道300号の中之倉から本栖までの間が改良工事を県で計画していただいております。この道路につきましては、ご案内のとおりヘアピンカーブが非常に多くて大型車のすれ違いに困難を来し、ドライバーが敬遠する道路でもあるように思います。

改良工事の内容につきましては、トンネルループ方式を2カ所取り入れまして、県内でも例を見ない画期的な道路になるのではないだろうかなとこういうふうにも思います。整備後は富士五湖方面からの観光客や峡南地方から富士五湖地方へ向かう観光客など交通量の増加が期待をされているところでもございます。道路網の整備につきましては、平成29年度までになんとかする方向で考えられておりますので施設の目的であります農業振興と都市との交流を基本として町の活性化の拠点施設として内容の充実を図ることが必要ではないだろうか、こういうふうにも考えているところであります。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

おそらく今の町長の答弁、次の質問にも絡んでくると思うんですが、たしかに交通量の問題あると思うんです。やはり町全体が高齢化している、こういう現状の中で例えば各施設の方々、若い方もたしかにいらっしゃいますよ。しかしながら結構、高齢化している。こういう現実を見てとらなければいけないのではないかと。私はそこを町長にもぜひご理解していただいております。そう思っているところなんです。

今定例会で提示されました相又の継続の指定管理、これは平成26年3月までとなっています。以前可決された他の指定管理施設、終了期限が一緒になっているんですね。聞きましたところ、それはあくまでもほかの管理施設と併せてやっていくんだと。帳尻を合わせるというこ

とでそういう形にしているんだそうですし、以前は5年でやりましたけども、今回は3年、相又は別にして、ほかのところは3年という形でやっているわけです。これはその期限が切れたあとにその後の指定管理者を公募するというそういう流れの中でやっていただいているようなんですが、これはある意味で、指定管理者を選定する基準のハードルを高くするのではないかと、というふうに捉えられるような気がするんですが、その点もふまえた上で今後の指定管理者制度の施設を活用した活性化への町の考え、これを具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

指定管理者制度は平成15年6月の地方自治法の一部改正により町が設置する公の施設の管理運営について、町の出資法人や公共的団体が受託できる管理委託制度から株式会社等の民間事業者も含め幅広い団体、個人は不可ですが、管理運営を行える指定管理者制度となりました。

この目的は多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ経費の削減を図るとされています。本町では平成17年12月19日、身延町の施設に関する指定管理者の指定手続き等に関する条例を制定しました。これにより下部農村文化公園、道の駅しもへの指定管理は1期を平成18年4月1日より平成23年3月31日までの5年間、さらに2期目を平成23年4月1日より平成26年3月31日までの3年間、農事組合法人下部特産物食品加工組合へ指定管理を行ったところであります。この施設は県営中山間地域農村活性化総合整備事業を取り入れ、ふるさと振興館、そば処、バーベキュー棟と移築古民家、芝生広場、駐車場等を整備しました。町の活性化の拠点施設として整備した施設でありますので、本町のPR、特産品の生産から展示販売、体験学習施設の活用により農業振興と都市との交流を図り、情報発信基地としての役割と考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、道の駅しもべができた経緯等々も含めて、その目的も含めてご説明いただきましたけども、そういう施設を活用して活性化へ進めるということで、今までそういうふうに来てきたわけですね。これからもその流れは変わらないと思うんですが、しかし、先ほど言いましたように5年から3年、3年でやって、今まではおそらくですが、町長が認める特別な理由ということでやってきたと思うんですね。それがおそらく公募でやるとなると、今度はそういう部分も消えた中で、いろんな方々に応募していただいて、その中から選定していくような形になるんだろうと思います。僕はそれは決して悪いことではないと思うんです。ある意味で、そういう経営能力のある方を指定するというのも、これは当然、この地域の活性化のためにそれなりの町も負担しているわけですし、それなりの町でのいろんなバックアップもしているわけですよ。それに応えてくれるような指定管理者でなければ、ある意味で意味がないという部分も私も分かります。

今度、3年後ですね、公募する場合にはその指定管理者の公募の基準として町外も含めているんですか。そこだけ1点、お答えいただきたい。町内の方も大丈夫なんですか。町外の方も。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

指定管理の継続審査ということになるかと思いますが、公の公募ということになれば町内、町外は構わず公募の対象となると考えます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

僕の調べたところによりますと、その中ではたしか町内というふうに一筆が、一行があったような気がするんですが、町内であれば問題はないんですが、町外となると町の活性化のために町外からのお力を借りる。それも1つの方法かもしれないんですが、町内の皆さんに活性化してもらい。それを町内の皆さんと一緒にやっていただくという、そういう趣旨からいって町外もOKというのはちょっとおかしいのではないかなというふうな気がするので、ぜひそのへんはあとで結構ですから調べていただきたいと思います。

今、指定管理者の全体的な質問をさせていただいているわけですが、私はこの道の駅のしもべに関して今回質問させていただいているわけですが、道の駅しもべのある地元の議員として決して地域エゴではない、町全体での大きな視点でこの活用することを、また、町の活性化の一助になればと考えながら、今回この質問をさせていただいているわけですが、今、現状のこの状況では建設不可能と思われるような道の駅の施設もあります。しかし、本当にそれが、施設があるにもかかわらず、本当に生かされているかどうかという私の中でもちょっと疑問があるような気もするんです。しかし、あれだけの施設があって、先ほど町長がちょっと話をされましたけども、交通量が今度中部横断道の開通やら国道300号の改修で、そういうまわりの環境が変わってくれば、これは観光客を引き寄せて魅力ある町の拠点としての道の駅、これに変貌できる可能性が大きい施設ではないかと私は捉えています。現状の打開を図ることを目的に今回、質問させていただいているということをまず皆さんにご理解いただきたいと思いますし、先ほどちょっと町長がふれましたけども、平成29年に中部横断道が開通しますね。それに併せて国道300号線、俗に言う本栖道なんですが、中之倉から上が1期、2期に分かれまして工事が始まる、改良工事が始まる予定になっています。現在カーブがきつくて大型バスが、前のタイヤから、前が長いものですからカーブを切ったときに対向車にぶつかってしまうということで、あの国道300号線を存じ上げているバス会社は国道300号線は通らないほうが良いという、そういうお達しまで出ています。

そういうことを解消して、カーブを解消して、あの道を通りやすい道にしていただければ、これは大きな力に、チャンスになるのではないかと思いますし、先ほど町長が申し上げましたように、答弁にありましたように県内初のループトンネル、これも出てくるわけですね。計画されているわけです。この道路は完成すると、ある意味で観光道路として脚光を浴びるような要素があるのではないかと私は思いますが、今後の計画が、どのような形になるにしても中部横断道の開通とこの国道の改良工事が完成すれば富士五湖道路と峡南地域、町長もおっしゃいました、この観光ルートが確立されることは事実でありますし、一番今、懸念されている交通量が増えることもこれはもう自然発生的にそうなることは確実なことだと思います。今後の状況

を見た中で下部の位置づけ、先ほどちょっと町長がふれられましたけども、どのように捉えているか町長に伺いたいと思います。改めて。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

位置づけは先ほども言ったように富士五湖道路と、それから中部横断自動車道の間地点に位置しますから飛躍的に伸びるのではないだろうかかと、こういうようにも思います。しかし、それまであと何年もございませんので、本当に伸びたときに販売できる品物、その他が常にそこで生産されるかどうかということも含めていかなければならないだろうかと、こういうようにも思っております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

本当にそうだと思うんです。道の駅しもべは国道300号、本栖道を下りてきまして、カーブ、今もそうですし、これから新しく改良されたにしてもカーブは絶対つきものなんです。そのカーブを下りてきて、ほっとする場所が道の駅しもべ、あのあたりなんです。地形的にも立ち寄りやすい場所にあると私は考えていますし、同時にこの身延町の東側の玄関口にもあるわけですね。とかく新しい道路やバイパスができた場合に通過だけの地域になりがちなんです。まして中部横断道の開通、その懸念が私は大きいような気がしますし、また町民の皆さんもこのことは心配されていると思うんですが、その不安を解消するためにも町の玄関口としてのインフォメーション施設として、この道の駅しもべを活用すべきではないかと考えているわけです。立ち寄った道の駅しもべで下部温泉それから和紙の里、身延山竹炭の里、今いろいろ注目を浴びているいろいろな観光地の観光の目玉ですね。ラフティングなんかもそうですが、そういうものを観光客にアピールすることを目的にインフォメーションセンター、そういう形をつくるべきではないかと思えますし、中にはちょっと具体的な話になりますけど、若い人向けとか年配向けとかそういうふうな形に分けて、なおかつ体験型です。自然はどこにもありますし、身延のいいところはいっぱいあるんですが、私は体験型を進めるべきではないかと思えますが、富士五湖から下りてきて道の駅しもべで立ち寄ったときに、通常はそのまま高速を使って乗って行ってしまいます。しかし高速にのってすぐ帰る予定をちょっと寄ってみようかな、立ち寄ってみようかなと、そういう立ち寄りルートに、心を惹かれるような感覚の魅力ある案内ができればいいのではないかなと、私はそう思っています。

それには町長が今、進めておりますし、先ほど同僚議員の質問にもありました地域活性化インター、スマートインターですね、俗に言う。スマートインターの実現が私は不可欠ではないかというふうに思っていますし、町長の力の入れ方で実現されればこういう町の観光にもさらに大きな効果が期待されると思うんです。

先ほど言いましたように、例えば道の駅から和紙の里に立ち寄って六郷、田原のインターからお帰りになる。また、身延山や竹炭の里に寄って竹炭の里のところにできる予定というかそういう話がありますけども、そういうインターから帰っていただく。そういうことを私は進めるべきではないかと思うんですが、それには今のスマートインター、地域活性化インターの実現も大事なんです。それに併せて農事組合法人とか今定例会の町長の行政報告にもありまし

たけども、建設業の方々そういう方々も含めて、またほかの施設ともタイアップした中で隣のインターまでの間のちょっとした観光地めぐりそういうものができるような、俗に言うプチ観光めぐりをコンセプトにして素通りの観光客をできるだけ抑えて少しでも多くの観光客に町内の魅力、体験型もそうですし、場所もそうですが味わっていただいて新たな町内の立ち寄り観光ルート、こういうことをぜひやっていただきたいと町長にこれは提案したいと思います。

2つの大きな道路建設事業、これはなかなかあるものではないと思いますし、大きなチャンスですし、本町の将来展望にとって本当に1つのこういう事業を始めるにはいいことではないかと思います。

活性化事業というのは一朝一夕にできるものでもありませんし、町内の他の施設と絡めた中で早急に計画を進めていただきたい。先ほどの町長の話もありましたけども、開通まで時間がない。今からの準備で間に合うように早急に進めていただきたいと私は考えていますけども、提案を含めて町長いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどもお話をしましたとおり、町だけで活性化ができるという時代ではございません。地域の皆さんにも十分にお知恵をお借りしながら、そして私どもと地域の皆さん、あるいは私どもと議会の皆さん、本当に手を携えて将来の身延町をよくするために頑張っていかなければならないというふうにも考えておりますので、議員さん方にも一つご協力をお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

まったくそのとおりだと思うんです。今、町長がおっしゃったようにですね。町だけでできるものでもないんですよ。ですから私は先ほども言っているように、今の道の駅しもべが指定管理者制度で動いていますけども、本当に生かしているかどうか、生かされているかどうか、そのへんも検証しながら私は今後進めていくべきだと思いますし、今、町長がおっしゃったように道の駅しもべそのものが、まず魅力ある道の駅として認識されなければいけないと思います。それに向けて、やはり豊富で新鮮な地域特産物この販売、それから経営内容の充実、こういうことを大前提に進めていかなければいけないと思うんですが、この進める中において私はいろんな問題が出てくるような気がするんですが、そこでちょっと担当課のほうに伺いたいんですが、生産者への手数料とか生産者の人数、それから生産品の数量等、これは他の道の駅と比較してどういうふうになっているのか、現状が。またそれを安定経営に今後も進めていくにはどういう方策が必要なのか。時間がありませんので簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

地域特産物での取り組み状況でございますが、今、下部特産物食品加工組合で行っている内容としましては味噌大豆の集荷、味噌仕込み、下部寒仕込み味噌作り体験などを行っております。

す。きゃらぶきの加工、大根の醤油漬け、あと小梅の集荷と加工、その販売等を行っております。あと味噌アイスの販売、ナスの辛子漬けなどを行っております。

特産品の販売の実績などは下部味噌、きゃらぶき、小梅の塩漬け等があるわけですが、それが1,091万3千円ほどになっております。町内の野菜類の販売につきましては607万1千円ほどでございます。イベントも行っております。山菜まつり、下部味噌蔵出しまつり、身延町物産まつり、山梨物産観光展など281万円ほどでございます。

山梨県内で生産された農畜産物などを主原料として製造された食品のうち、品質が特に優れているものや、地域に根ざした製造・生産方式が活用されているものなど、一定の基準に適合する製品に対して山梨県農産物等認証制度があります。平成8年度にこの農事組合法人下部特産物食品加工組合が加工製造している味噌、小梅、きゃらぶきがこの認証を受けており、現在も引き続き継続されております。

今後の展開は特産物の生産技術および加工技術の向上を図り、生産物の販売により経営の発展を目指し、地域農業の発展に寄与することが今後の目標であります。

先ほど言われたほかの道の駅と比べての売上高ですが、そういうものにつきましては、比べる資料が私の手元にございませんで、そのことは答弁しかねると思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

では、今いろいろご説明をいただきましたけども、指定管理者制度下での施設や指定管理者へ、ちょっと言葉が僕うまく見つからないんですが、助言といいますか、介入といいますか、この指導的なこと町としては基本的にできるんですよね。どうですか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

指導的なことは、町の産業課が所管になっておりますので、指導的なことは申し述べることができます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それはやっぱり指導的なこと、指定管理者の方が本当に商売に長けている方であれば別でしょうけども、そうではない場合はやはり一般の、普通の、例えば農業一筋で生きてきた方がその経営に参加するという場面もあるかと思うんですよね。そうした場合には、やはりそういう経営的なものには不慣れな部分でちょっと変な方向に進む可能性もあるわけですよね。

そういうところをやはりどんどん提言していただかないと、ある意味、指定管理者でやった場合に、例えば道の駅しもべの場合は法人組織でやっているわけですね。この法人組織の経営が悪化して、例えば大きな赤字、そういうものを抱えた場合には法人法の中で理事さんなりなんなりにそれなりの赤字を補填するような、そういう責任追及されるようなこともあり得るわ

けですね。やはりそういうことも防止するために、ある意味で町でもそういうことのないように、ある程度の指導といえますか、それからこういうふうにしたほうがいいよというような、そういうことは積極的に、お互いのために私はやるべきだと思います。

ぜひ今後ともそういうことは、一番、僕が聞きたかったのは手数料の問題なんですが、手数料がほかの道の駅から比べると、なんかこの間、下げたという話は聞いたんですが、まだ高いと。物を持ち込む中で。ですからそういう部分も今後考えて、多くの生産者がその道の駅に入れられるようなそういう方策もある意味では町のほうでの指導も必要なのではないかと考えの中で話をさせていただきました。

次の質問に移ります。

平成22年12月3日に公布された、23年3月1日から施行された第六次産業、こちらのほうを取り入れた活性化、こういうことの推進はどのように考えていますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

農事組合法人下部特産物食品加工組合は農産物の生産これは一次産業、加工二次産業、販売三次産業まで一体化されていて、すでに六次産業法が構築されているものと認識しています。平成23年3月1日に地域資源を活用した農林漁業等による新事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律、通称、六次産業法が施行されました。農林漁業の六次産業化を推進するため、農林漁業者等による農林水産物の生産およびその加工または販売を一体的に行う取り組みを創出することを目的とした法律です。このような取り組みを行う農林漁業者が六次産業法の事業認定を農林水産大臣により受けると次のようなメリットがあります。

直売施設処理加工施設等の整備に対する支援が受けられます。新商品の開発や販路の拡大の取り組みに対し支援が受けられます。無利子融資資金の延長等が受けられます。認定を受けるには次の3つの要件をすべて満たすことが必要です。第1に事業主体は農林漁業者が行うものであること。農林漁業者は個人または法人であること。または組織する団体は農協または集落営農組織等であること。2番目として事業の内容は自ら生産した農林水産物等を原材料として行う新商品の開発。生産または需要の開拓および新たな販売の方式の導入または販売の方式を改善。3番目は経営の改善指標は、農林水産物等および新商品の販売高が5年間で5%以上増加すること。以上が3つの要件であります。

農事組合法人下部特産物食品加工組合が事業認定取得に積極的に取り組んでいただくことが組織の活性化につながるものと考えます。六次産業法の事業認定を受けるには、まず山梨県六次産業化プランナーに事業認定の相談を行うことから始めます。認定の取り組みには町も支援する考えであります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、丁寧に説明をいただきました。僕も同じような資料を持っているんですが、六次産業と第一次、五次産業も似ているんですが、若干違うんですね。そこのところなんですが、今、

条件的なものも3つありました。ある意味で、この道の駅しもべなんかはそれはクリアできると考えますね。今、この六次産業化が最近注目を浴びてきていまして、県内で甲州市など4カ所、今取り組んでいます。現在の付加価値を付けた加工食品ですね。その販売のみではなく、私はこういう時代ですからネット販売なんかも活用して、マーケティングの確立や、そういうものをぜひ、私は町長にも改めて提案をしたいと思います。

これもやはり先ほど町長がおっしゃっていましたが、道の駅しもべだけではなく、また町だけではなくて、その建設業とか町内の他の団体こういうところとネットワークを構築して将来的には学校給食とか町内のホテル、旅館とかそういうところでも納められるような、そういう地元の特産物を使った食材、そういうものも含めて販売できるような、そういう形にしなければ、お互いにそのネットワークの中でがっちりまとまっていくのではないかと、そういうふうな気がします。

同時にあそこの道の駅しもべには、加工施設がそれなりのものがございます。先ほど話がありましたように加工施設への支援もございますね。この六次産業法案には、そういうものも含めればもっともっと充実した加工施設を手に入れることも可能かと思えますし、今あの加工施設が年間を通して使っていません。本当にもったいないところなんです、それを年間を通して利用を促す、このことも本来の目的からいった形になるかと思えますし、また道の駅しもべの特産物、地域の特産物ですね、その商品の陳列、今、本当に寂しい限りなんです。それをやはり箱物ではなくて、どこの土産物屋に行っても同じものではなく、新しいその地域独特のものを道の駅しもべ、せめて半分ぐらいは並べていただいてその活性化につなげていただく、そういうことをぜひ考えていただきたいんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは議員もご案内のとおり、とよとみの道の駅もそうですけども、人は入ってきますけども、買いたくて来たら朝の2時間で終わりました。これであれば次には来ません。したがって、いつ来ても少なくとも商品がそこに必要な商品があるような体制をつくっていかねばならない。こういうことで、昔、とよとみの道の駅の体制をちょっと見させていただいたんですが、はっきり言いますと豊富の人たちは昔、養蚕をしていたときのほうが収入もいいし、ずっと楽でしたと言っているんです。というのは三が日の1日だけ休んで、あとはそれからずっと出っ放しで行かないとモロコシも出ませんし、そんなことで大変なことも事実ですが、そのへんもしっかり検証をしながら進めていかなければならないなど。これは口で言うのは簡単ですけれども非常に大変だろうというふうに思います。しかし、大変だからといってやめるということではありませんし、それは知恵を出し合って考えていければなど、こういうふうに思っています。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の道の駅とよとみの話が出ました。たしかに1時間、2時間で売り切れてしまうと、もうお客さんが来てくれないんです。今の状態がまさにその部分がすべてとは言わないですが、そういうところがあるんですね。道の駅しもべ。だからやはりそこをどうするかということ

考えなければいけないと思いますし、同時に今の加工施設の商品だけ、また地元で採れた特産物、野菜だけでは絶対そういうふうになってくるんです。それに絡めて私は六次化産業も含めて、絶やさないようなものを入れるべきではないかということで提案させていただきました。では、その部分については質問を終わります。

次に、文化財を活用した地域活性化、この考えについて伺いたいと思います。

道の駅しもべのうしろ側、後方には丸畑がございます。この丸畑というところが、微笑仏を彫って全国を行脚していただいた地元の先人、木喰上人の生誕の地なんですが、どちらかといいますと木喰上人というのはマイナーな存在なんです。そのため、マニアの方は意外といろんなネットやら何やらを駆使して調べて、自分の足で丸畑のことを調べて訪れている。微笑仏を拝観して生誕の地の自然を味わってお帰りになるというふうなそういうパターンなんです。しかし、私はこれすごくもったいないと思うのは、地元にあるそういう文化財ですよ、そのことを道の駅に寄っていらっしゃる方々がほとんど存じ上げない。そのまま知らないで道の駅にただ立ち寄って帰ってしまう。道の駅では若干の木喰をまわるマップなんかはあるようですが、目立ったPRもしていません。本当にもったいない、この町の貴重な財産、文化財である木喰上人という旧町時代から微笑館の運営、それからホタルドームを利用して移転したらどうだとかいろんな意見も交わされておりました。道の駅しもべを絡めて、この文化財を活用した地域活性化、こちらのほうの町の考えはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは文化財の活用ということで、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、町内の文化財の有効活用対策については、平成20年の第4回定例会において福与議員さんからもご質問がございました。なお、旧町から引き継がれた指定文化財の件数は県下でも本町では2番目の数となっております。文化財はその土地の歴史や風土、人々の生活の中から生まれ、郷土の魅力を語る上で、なくてはならないものでございます。これらの文化財を適切に保護・保存して後世に伝え、いかに活用するか。いわゆる文化財の価値をいかに地域に還元するかということが今日の私ども文化財の保護担当でも課題となっております。

議員さんのご質問のとおり、道の駅しもべ近隣には丸畑地区の木喰上人の仏像、それから古文書が掲げられます。先ほど議員さんもおっしゃるとおり、木喰上人は全国各地に多くの仏像を残したため、その生誕地である丸畑を巡るツアーは県内外の旅行会社により年に数回実施されております。しかしながら、丸畑地区へは大型バスの通行ができないために、バスツアー客はその都度、道の駅しもべで小型車に乗り換えて木喰の微笑館、また、個人が運営・管理する木喰記念館、漆黒堂など木喰上人ゆかりの地を見学している現状でございます。

当然、送迎には道の駅職員と教育委員会の担当職員が連携して実施することもありますけども、費用対効果や安全管理の観点では積極的に受け入れられないのも現状でございます。しかしながら、道の駅しもべは丸畑ツアーの基点となる施設でもあり、またそのツアー客による特産品等の売り上げの増も見込まれることは確かだと思います。町としましても、木喰上人生誕の地という文化的な地域資源が活かされ、また、より多くの人知ってもらえる機会が増えるということは大変喜ばしいことと思っております。

今後も担当課、また道の駅しもべとの連携を強化していきながら十分検討していきたいと考

えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

本当に貴重なものなので、それを活用しなければ意味がないと思うんですよ。今までも旧下部の時代からそれを活用するためにいろいろな話がありました。あったんですが、やはり地元の方々、それから個人的にこの木喰仏を所有しているの方々とか、そういうの方々のお考えもあって、紆余曲折があって今の現状になっているんです。しかし微笑館もあります。町としては微笑館もなんとか健全経営にもっていかねばいけません。そういう部分もあると思うんですが、今、道の駅しもべの横の300号線から田上地区を通って波沢を通って微笑館まで行く道が今度新しく開くことになりまして、今、拡幅それから改修工事のための測量が順次進められています。この道が完成すれば、先ほど言っていたツアーなんかがあっても、またツアーではない方も意外と自家用車で簡単に気軽に上に行けるんじゃないかと。微笑館に行けるんじゃないかなと。こういうことを先ほど提案したプチ観光巡り、私、提案しましたが、その一環で微笑館と道の駅、これをセットにして、微笑仏、それから木喰上人、これを前面に出したPR、このこともぜひ町長にやっていただきたいと提案したいんですが、町長いかがですか。

○議長（望月広喜君）

残り時間、あと4分です。町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましてはそれぞれの所有権、その他があるやに伺っておりますので、そのへんも検討していかねばならない問題なのかなと。議員さんのほうできれいに片付けていただけるとするならば、そのへんも考えさせていただきたいなとこういうふうにも思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

私は微笑仏を下へ持ってくるということは一つも言っていないんですが、下へ持ってくるとなると大変難しい問題がある。微笑仏の生誕の地という看板だけでもいいではないですか。それから例えば、道の駅しもべの中にその微笑仏に絡んだパネルでもなんでもいいではないですか。まずそういうことから私はやっていくべきだと思うんです。そういうパネルをやって、例えば丸畑にある個人の所有者にとっても、また微笑館にとっても決して悪いことではないと思うんですよ。そういうことを、私はまずやるべきではないか。今、町長がおっしゃられたのは個人の財産的なものとかそういうもの、解決しなければいけない山積している問題があるんです。それまでには私は踏み込まなくてもいいと思うんです。今、ただ微笑館との絡みもあって、そういう生誕の地ですよということを今、せつかくある道の駅を使ってやるべきではないかということを申し上げたいんですが、今までいろいろ質問してきましたし、それと同時に町長に提案しました。その町長に提案したことは、最終的にはこれは町長がどのようにとられるか分かりませんが、町長の考え一つだと思うんです。今、提案したことはすべてがリンクさせています、僕。いろんな話の中で提案したことはリンクさせています。そのリンクしているのを今、この道の駅のしもべをインフォメーションセンターとして活用して、それにリンクし

ていろいろな形で展開するべきだということなのですが、時間がありません。それこそが私は原点だと思っています。最後にその町長の考え、リンクされた私の提案も含めて、そういう強い意思を持っていただきたいと思いますが、最後に町長の考えを伺いながら私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。時間がありませんから、端的にお願いします。

○町長（望月仁司君）

過去にもこの問題で議論がなされたことも承知しておりますから、そこらへんも含めて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

以上で松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結をいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

平成 2 3 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 6 日

平成23年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成23年9月16日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案の採決
- 追加日程第4 議長辞職の件
- 追加日程第5 議長の選挙
- 追加日程第6 副議長辞職の件
- 追加日程第7 副議長の選挙
- 追加日程第8 議席の一部変更
- 追加日程第9 議長の教育厚生常任委員会委員および議会運営委員会委員辞任の件
- 追加日程第10 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 8番 | 深 沢 脩 二 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | 12番 | 川 口 福 三 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 穂 坂 英 勝 |
| 15番 | 伊 藤 文 雄 | 16番 | 望 月 広 喜 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 7番 望 月 寛

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計課	長	串松文雄	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課	長	佐野勇夫	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	依田二郎
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	竹ノ内強	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会議務局長 秋山和子
議会議務局員 日吉康
録音係 依田光太

開会 午前 9時20分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の報告をいたします。

望月寛君は入院のため、欠席届が提出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の定例会、9時から開会ということでありましたが、ちょっと全員協議会の話合いが延びまして9時20分ということの開会になりましたことをまずもお詫び申し上げます。

本日は議事日程第4号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、河井淳君。

登壇願います。

○総務常任委員長（河井淳君）

それでは、審査結果について報告いたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、福与三郎君。

登壇願います。

○教育厚生常任委員長（福与三郎君）

それでは、平成23年9月定例会における教育厚生常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、産業建設常任委員会副委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会副委員長、望月明君。

登壇願います。

○産業建設常任副委員長（望月明君）

23年9月の議会で産業建設常任委員会へ付託されました審査結果の報告をいたします。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

以上で、副委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成22年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

一般会計。1点目、3款民生費配食サービスについて。

平成21年度まで下部のデイサービスで調理していたデイサービスの昼食と下部地区の配食サービス、身延のデイサービスでの昼食、飯富病院に頼んでいた中富地区の配食サービス、すこやかセンターで作っていた中富のデイサービスでの給食、これらをまとめて1つにし、民間の企業に委託をしました。お年寄りの方たちは食事をとることはもちろん、献立の中身がなんなのか、とても楽しみにしています。民間に委託すれば企業は採算がとれるかどうかを最優先するのではないのでしょうか。実際に委託した当時は、これまでとの食事の内容の違いに多くの苦情がありました。私のところにも多くの方から年寄りを馬鹿にしている。なんとかしてほしいとの多くの声が寄せられていました。おいしくなくなったと配食サービスをやめてしまった方も多くいます。地元業者への影響は深刻です。長引く不況、大型店の進出や車通勤などの影響で商店街は非常に困難な経営を強いられています。個々の商店の努力ではどうにもならない状況が生まれています。そんな中で高齢者にとっては、歩いて買い物ができる、町の商店が

あることがどれだけ必要かは改めて言うまでもありません。地域から商店がなくなってしまうことは町としての機能そのものがなくなるということではないでしょうか。近所のお年寄りの皆さんのためにも店を閉めることはできないと、頑張ってきたと話されていた地元商店の営業を守る後押しをするのも行政として非常に大事な仕事です。それを経費削減の一言で事前の話し合いもなく一方的に打ち切るなど行政のすべきことではないと思います。経費削減はできるかもしれませんが、この町にとってよいことであるとは到底思われません。

2点目、10款教育費です。

学校統廃合問題は、町の将来に関わる大問題です。この大きな問題を教育委員会だけで決める権限はないはずです。全体像をきちんと町民に示し、その前期計画・後期計画を具体的に示すべきです。その上で決定するのは町民です。しかし、少人数教育が見直されている今、教育委員会のやらなければならないことは統廃合ではなく、町民の皆さんと協力し、どうしたら児童生徒を増やすことができるのか。地域の皆さんの支援も借り、あらゆる方法を検討することだと思います。

きちんと全体像を示さず、複式学級解消のための、町単教師の負担を削減するため、小さな学校から廃校を無理強引に推し進め、保護者・地域の方たちも泣く泣く苦渋の選択をせざるを得ない。こういうやり方を認めるわけにはいきません。

特別会計。平成22年度身延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

国民健康保険税は高く払うのが大変、とても払いきれないという声を多くの住民の方から聞きます。本町だけでなく、全国的に大きな問題とされています。保険料を滞納して保険証がない、窓口での一部負担金が払えないなどの理由で受診が遅れ、死亡した人が2009年の1年間に山梨県内の3人を含め、全国で33人いたことが新聞報道されていました。保険料が高くなった大きな原因は、国が国庫負担を引き下げ続けてきたことにあります。1984年度に50%だった国庫負担率が2007年度には25%に半減しています。この間、1人当たりの国保税は2倍以上に値上がりをしました。政治の責任で直ちに国庫負担率を引き上げて、国保財政の建て直しを図り、保険料引き下げの手立てをとることが切実に求められています。

一方、町でもこの国民健康保険料の引き下げの努力をすべきです。国の指導があり、本町では繰り出しはしないと答弁されましたが、全国的にも県内でも多くの自治体が住民負担軽減のための繰り入れをしています。一般会計からの繰り入れや医療費一部負担金減免制度の活用、保険料の減免制度の活用をしやすいなど方法はあるはずです。医療費が高くなったからと住民だけに負担を押し付けるやり方には納得がいきません。

平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、民主党は総選挙での悪法の速やかな廃止という公約を破り、この後期高齢者医療制度を温存し、廃止を4年先送りし、それまでは現行制度を存続させる方針を打ち出しました。この先送りにより75歳という年齢で高齢者をきちっと差別する制度の根幹は温存されます。高齢者いじめのこの制度は撤廃すべきです。

平成22年度身延町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

本人の状態が変わらないのに介護度が軽くなり、今まで利用できたサービスが使えなくなった。家でみたくてもみることができないのに特養ホームに入れられない。特養ホームに入るには2年3年待たなくてはならない。利用料が払えなくて本当に必要なサービスが利用できないなど多くの声が寄せられています。当初からいわれていた保険あって介護なしの状態です。本町

のように高齢化率が高く高齢者の一人暮らし、夫婦だけの世帯が多い町では深刻です。認定率も昨年の17.1%から18.1%と増えています。この方たちに住み慣れた家でいかに長く生活してもらえるか。そのための、在宅サービスをどう充実させていくかなど多くの課題があります。知恵と工夫で本町の課題に取り組まなければ保険料は上がる一方で必要なサービスは利用できないということになります。

介護を社会で支えるための制度にするために、国に改善を求めるのは当然ですが、町独自の保険料・利用料の負担軽減で誰でも必要なサービスが受けられるようにすべきです。さらなる介護予防・健康づくりの充実が必要だと思います。

議案第63号 平成23年度身延町一般会計補正予算(第2号)について反対討論をいたします。

10款教育費のうち小学校費の補正です。来年統合する、静川小学校の子どもたちの送迎のスクールバス29人乗りを33人乗りに変更するための補正です。長さ8メートル近くもある大きなバスが手打沢、寺沢、夜子沢など川筋で狭い道路に入っていけるのでしょうか。有害鳥獣から子どもたちを守るにもなるべく家の近くまで行く必要がある。スクールバスの運行ルートをまず示す必要があります。子どもたちの安全を確保することが最優先です。長さ8メートル近くもある大きなバスの購入が適当といえるのでしょうか。来年33人の児童数になりますが運転手を入れ33人乗りということですが。どんな状況になっても対応できるよう33人の子どもたちを安全に通学させることを考えることが行政としての仕事ではないでしょうか。子どもたちの安全のためにこの予算に賛成することはできません。

○議長(望月広喜君)

次に賛成の方の討論を求めます。

穂坂君。

○14番議員(穂坂英勝君)

賛成の立場で討論させていただきます。

まず賛成の立場ですので、反対討論について賛成した理由を述べていきたいと思えます。

まず1点目、配食サービス。民間に委託したから内容、サービスが落ちたという理由で賛成できないというようなご意見がありました。もともと民間でやっていた地域もあります。その地域は民間の配食の作り方に不満はありませんでした。むしろ、私の見たのでは歓迎をしていたっていました。ただこれが町村合併により効率的という言葉を使うとおかしいですが、できる限りいいサービスをするためには集約をしながら調理をするほうがよからうということから始めて、各論になるといろいろ100%パーフェクトにご満足のいくようなものはないにしても前の形より前進はしているのではなからうかというふうに思います。

それから先ほどの反対討論のご意見にありましたように、具合が悪ければ論議をしながら改善をしていく必要があらうかと思えますけども、今議会に提案された内容を否決するに値するようなものはないというふうに考えて賛成いたします。

次に学校統合の問題、たしかに議会も理論上、論議を重ねてきております。今も論議を重ねております。そして、議会は現在、別な方法、教育委員会に対しまして意見書を提出して、今までの教育委員会の統合問題に対する手法、考え方に一つブレーキを掛けながら、また、さらに検討する中で実施するように、そして、なお将来を考えて全体像をはっきりさせるべく意見書を出そうということで、実は今日まで中身それぞれのご意見がございますから、どのご意見

もみんな正しいご意見ですので議論が白熱している最中です。そういう観点で学校問題は議会が対応している。今議会へ提出されているものについても、否決に値するような内容ではございませんものですから、何か賛成討論としてちょっと意見が弱いんですけど、違う方法で、教育委員会にご意見を申し上げようとしております。現に今議会で提案されているものは、そういったものの内容ではございませんものですから、こういうことでご理解をお願いしたいと思います。

国保特会について、これも、反対ご意見のとおりではございます。しかし、今現在、国保特会の状況は県下でもワースト3に入っています。ワースト3も3、本町よりあとにいるところというのは、町といえども小人口でどうのということ所で、言うところと叱られますけど、そういうところが身延町のあとにある。身延町のようなところでは、現在の本町のような特会の財政状況という状況ではありませんので、そういう意味でむしろ、また再度、国保税の見直しをしなければ崩壊してしまう状況にあるとすれば、そちらの面から論議を委員会では進めてまいりました。いろいろのご意見があります。何か一般会計から借金して当座切り抜けると。切り抜けでも解決にはならない状況。借金すれば返さなければならぬ。返すときになったらバンクする。ですから借金することはよくない。流用はできませんから。借金という形。とっている町もあろうかと思えます。そこはそこで違う考え方でやっていると思えますけども、そういう意味合いでは今回の国保特会については私どもは認めたいと。常任委員の中は思っております。22年度の特会の中身、より苦労はしてこぎつけた中身であるというふうに解釈をして賛成いたします。

あと後期高齢者これも悪法だと言われて、私どもも悪法だと言いました。これは国が決めた制度です。国が悪いと言ったところで決められたものは法律ですから、そういう形でやっております。だから手をこまねているわけではありません、そちらでこの制度を反対だと騒ぐこと。騒ぐということ大変失礼ですが、ということはそれはそれでよしいかと思えます。今の身延町に置かれた後期高齢者のこの制度は身延町にとってはありがたい制度であらうかと思えます。この制度の中身については悪法といわれる部分もたくさんあります、しかし、今現在のこの決算の中でやられて身延町は助かっているなと思えます。今定例会の決算についてはそういうことで認めていきたいと思っております。

介護保険について、入居者が待機している方がたくさん事実待機しております。いっぱいあります。どんどん入れる、町もお金もかかります。法的な制約もあります。解決するには施設をどんどん造らなければならぬ。それは今のところ不可能です。反対者は在宅サービスに力を入れるというご意見、だからということでございます。在宅サービスについても、こんなことというぐらいやられてはおるといふ認識です。十分とは言いません。十分というのを、数量を計ると、ものさしにかけるとどこまでもいっても十分なんてことはあり得ないと思っております。そういう意味で、これも認めていきたいと、こんなふうに思えます。

一般会計の中で、小学校のスクールバスについて論議をいたしました。反対意見のようにこんなでかいものでサービスできるのかというご意見が出ました。答弁の中でできると。そしてそれが効率がいいんだというご回答をいただいて、将来も考えながらいい方向でと。ただサービスがどこまでやるかによって、それも良い悪いになります。どこまでやるかは、きちっと考えた上で、バスも、なんか33人乗りですか、購入したという説明がありましたけど、それを納得しながら、認定するという方向で委員会では終わっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会副委員長の報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号について、委員長報告のとおり原案認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数でございます。

よって、認定第1号 平成22年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第63号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数でございます。

よって、議案第63号 平成23年度身延町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第65号 平成23年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第66号 平成23年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第67号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第68号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第68号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第69号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第69号 平成23年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時17分

○議長(望月広喜君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長より所管の事務調査について議会議事規則第74条の規定により、お手元に配布いたしました、申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上6委員会から、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議会運営委員会より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号 小中学校の適正配置に関する意見書について

以上発委1件、発議1件を一括上程いたします。

追加日程第2 発委第2号について議会運営委員会委員長である川口福三議員よりの説明を求めます。

登壇ください。

○12番議員(川口福三君)

発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成23年9月16日

提出者

議会運営委員会委員長 川口福三

身延町議会議長 望月広喜殿

○議長(望月広喜君)

次に発議第2号について、松浦隆君。

登壇願います。

○6番議員(松浦隆君)

発議第2号 小中学校の適正配置に関する意見書について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成23年9月16日

提出者

議員 松浦 隆

議員 河井 淳

議員 福与三郎

身延町議会議長 望月広喜殿

以上です。

○議長(望月広喜君)

発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員長の川口君から説明がありました。

発議第2号 小中学校の適正配置に関する意見書について、松浦君より説明がございました。

以上で説明は終わります。

お諮りします。

発委第2号、発議第2号について議員提案でありますので質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって発委第2号、発議第2号については質疑・討論を省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

発委第2号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって発委第2号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定をいたしました。

次に発議第2号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、発議第2号 小中学校の適正配置に関する意見書については原案のとおり可決決定をいたしました。

ここで議事運営上、議長を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○副議長(伊藤文雄君)

それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議長を交代しましたので、よろしくお願いたします。

本日、望月広喜君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって望月広喜君の退場を求めます。

(退 場)

それでは局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（秋山和子君）

朗読いたします。

辞職願

身延町議会議長 望月広喜

私こと、このたび一身上の都合により議長職を辞めさせていただきたくお願いいたします。

平成23年9月16日 望月広喜

身延町議会副議長 伊藤文雄殿

以上です。

○副議長（伊藤文雄君）

お諮りいたします。

望月広喜君の議長の辞職願を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、望月広喜君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、望月広喜君の入場を求めます。

（ 入 場 ）

議席は16番に着席してください。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

よって議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第5 議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条の規定により、選挙または指名推選の方法がありますが、いずれの方法で行いますか、お諮りいたします。

はい。

○4番議員（望月秀哉君）

ただいまの件について、暫時休憩して一つお話し合いを。

○副議長（伊藤文雄君）

それでは暫時休憩をいたします。

それでは再開は11時といたします。

議員の皆さま方には議員控え室に、全員協議会を開催したいと思いますので即座に移動してください。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時58分

○副議長（伊藤文雄君）

時間が数分早いわけですが、全員そろっておりますので休憩前に引き続き議事を再開いたします。

議事運営上、ここで議会事務局の日吉主査の出席を許可します。

追加日程第5 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただいまの出席議員数は14名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に野島俊博君および望月明君を指名いたします。

投票用紙をお配りください。

（ 投票用紙・配布 ）

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（ な し ）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（ 投票箱・点検 ）

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番 野島俊博君より順番に投票を願います。

（ 投 票 ）

投票の漏れはございませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野島俊博君および望月明君、開票の立会いをお願いいたします。

（ 開 票 ）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票数 13票

無効投票数 1票です。

有効投票のうち、

福与三郎君 12票

渡辺文子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、福与三郎君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 開 放)

ただいま当選されました福与三郎君が議長にあられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

福与三郎君の当選の承諾およびあいさつをお願いいたします。

福与三郎君。

○議長(福与三郎君)

ただいま議長選挙におきまして、皆さま方のご支持をいただきまして当選をさせていただくことができました。誠に光栄に思っておりますし、またその反面、その責務の重大さを考えると身の震える思いがいたしております。私はもとより浅学非才、その器ではございませんけれども、議員各位のご指導・ご協力そしてまた行政執行部の皆さま方のご指導・ご協力をいただく中で全力投球で務めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

特に先ほどの全協の中でも決意を申し上げさせていただきましたけども、何さておいて議会の活性化を前議長に引き続き、これを継続し推進させていきたい。スピード感をもって、しかもなるべく早い時点で結果を出したい。こんなふうに思っております。

今後とも至らないところもたくさんあるかと思いますが、議員各位にはぜひご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつをさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長(伊藤文雄君)

以上で、議長の選挙は終わりました。

新しい議長が選出されましたので、議長席を交代いたします。

暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長(福与三郎君)

それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

ただいま、伊藤文雄君から副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることにご異議がございませんでしょうか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、伊藤文雄君の退場を求めます。

(退 場)

それでは局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(秋山和子君)

朗読いたします。

辞職願

このたび一身上の都合により副議長職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成23年9月16日

身延町議会議長殿

身延町議会副議長 伊藤文雄

○議長(福与三郎君)

お諮りいたします。

伊藤文雄君の副議長の辞職願を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、伊藤文雄君の副議長辞職願を許可することに決定いたしました。

ここで、伊藤文雄君の入場を求めます。

(入 場)

議席15番にご着席をお願いします。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって副議長選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第7 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条の規定により、選挙または指名推選の方法がありますが、いずれの方法で行いますか、お諮りいたします。

はい。

○13番議員(渡辺文子君)

選挙をお願いします。

○議長(福与三郎君)

暫時休憩といたします。

開会は11時25分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（福与三郎君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

追加日程第7 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただいまの出席議員数は14人でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項によって立会人を野島俊博君および望月明君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

（ 投票用紙・配布 ）

投票用紙の配布漏れはございませんか。

（ な し ）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（ 投票箱・点検 ）

ただいまから、投票を行います。

1番 野島俊博君から順番に投票を願います。

（ 投 票 ）

投票の漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野島俊博君および望月明君、開票の立会いをお願いいたします。

（ 開 票 ）

選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票数 13票

無効投票数 1票です。

有効投票のうち、

望月秀哉君 9票

渡辺文子君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、望月秀哉君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 開 放)

ただいま、副議長に当選されました望月秀哉君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

望月秀哉君の当選の承諾およびあいさつをお願いいたします。

登壇をしてください。

○副議長(望月秀哉君)

ただいま多数の皆さま方のご推薦をいただきまして、身延町議会副議長の大任をお任せいただくことになりました。

何はともあれ議会活動の円滑化、さらには議員相互の意見の交換、協議、討論、そういうものを通じて議会の活性化ということ、これは皆さん考えていることだと思いますけども、すごく大事な原点だと思います。と同時に地域住民との接点もより多く持って議会の生成発展と、ひいては町の発展のために微力ながら尽くしたいとこのように思っておりますので、どうぞ福与議長のもとで誠心誠意頑張りたいと思います。よろしくご支援をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(福与三郎君)

ここで、暫時休憩をとります。

再開は11時50分といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時50分

○議長(福与三郎君)

休憩前に引き続き、再開をいたします。

追加日程第8 議席の一部変更を行います。

今回、議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部変更をいたします。

芦澤健拓君の議席を4番に、松浦隆君の議席を5番に、深沢脩二君の議席を6番に、草間天君の議席を8番に、川口福三君の議席を9番に、渡辺文子君の議席を10番に、穂坂英勝君の議席を11番に、伊藤文雄君の議席を12番に、望月広喜君の議席を13番に、望月秀哉君の議席を14番に、福与三郎の議席を15番にそれぞれ変更をいたします。

ここで常任委員会等の辞任がありますので、暫時休憩をいたします。

再開は11時55分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時53分

○議長(福与三郎君)

再開をいたします。

ここで議長を副議長と交代させていただきます。
副議長、こちらのほうへどうぞお願いいたします。
(議長・退場)

○副議長(望月秀哉君)

それでは議長と副議長と交代いたしました。
会議を再開いたします。

追加日程第9 議長の教育厚生常任委員会委員および議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

議長から教育厚生常任委員会委員および議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長の教育厚生常任委員会委員および議会運営委員会委員の辞任を許可することと決定いたしました。

ここで議長の入場を求めます。

(入場)

議長が見えましたので、議長を交代いたします。

○議長(福与三郎君)

追加日程第10 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により望月広喜君を教育厚生常任委員会委員に議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

次に教育厚生常任委員会の正副委員長を選任いたします。

選任をお願いいたします。

教育厚生常任委員会委員の方、控え室のほうで相談をしてください。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時02分

○議長(福与三郎君)

再開いたします。

正副委員長の報告をお願いいたします。

望月秀哉君。

○14番議員（望月秀哉君）

ただいま教育厚生常任委員会の委員さんに集まっていただきました。協議した結果、委員長に芦澤健拓君、副委員長に深沢脩二君の2人になっていただくことに決まりました。

以上です。

○議長（福与三郎君）

それでは正副委員長が決定をいたしましたのでご報告します。

委員長に芦澤健拓君、副委員長に深沢脩二君。

以上のとおり報告をいたします。

お諮りいたします。

一部事務組合の出向議員についても変更を必要としますが、議長の指名によっていいかをお諮りします。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

それでは峡南広域行政組合に松浦隆君をお願いいたします。峡南衛生組合議会議員に伊藤文雄君をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（異議なし。の声）

異議なしの声がございました。

ここで前議長 望月広喜君、前副議長 伊藤文雄君より退任のごあいさつをいただきます。

最初に前議長 望月広喜君、前にお進みください。登壇してください。

○前議長（望月広喜君）

平成21年11月5日の臨時会におきまして議長に就任させていただきまして1年10カ月、680日と日数を務めさせていただきました。議員の皆さま方には何かとご協力をいただきまして、無事その大任を今日ここで去ることができましたこと、無事に納めることができましたことを厚く御礼を申し上げます。

特に副議長の伊藤様には私の意見を申し上げながら2人で相談をしながら、議会運営のために一生懸命にご協力をいただいたことに伊藤様には厚く御礼を申し上げます。

それから各常任委員長さん、議会運営委員長さん、議会広報の皆さま方にも大変お世話になりました。議事が無事に進行できましたし、議会広報も立派に仕上げていただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

3月までには遠藤事務局長、また長田なな子さんには大変厄介になったわけでございますが、4月の異動から秋山事務局長また日吉主査には大変勝手なお願いをして無理なことばかりを申し上げて大変ご迷惑をお掛けしましたが、ここまでいろいろなご面倒をお掛けしましたが、無事に務めることができました。厚く御礼を申し上げます。

また3月の定例会議会中の3月11日には東日本大震災ということに見舞われ、死亡者が1万5,787人、行方不明者が4,057人、まだ避難されている皆さま方が7万4,900人ということが政府からも発表されております。また、そういうときにいち早く当議会では地域の皆さんの、被災された方々にということで救援金を送らせていただきました。ご協力をありがとうございました。

また私としては一番残念に思うわけですが、11月には日向英明君、また8月には望月寛君

が病魔に倒れております。望月寛君、一日も早くここの議場へ顔が出せるように頑張っていたきたいと願っているところでございます。

また今日、福与新議長また望月秀哉副議長が決定いたしまして、新議長・副議長のもとで身延町議会がますます発展する、また身延町の発展をお祈り申し上げ、また皆さま方のご健勝をお祈りしながら、ご協力いただいたことに感謝を申し上げまして一言あいさついたします。ありがとうございました。

○議長（福与三郎君）

2年にわたりまして大変ご苦労さまでした。

次に前副議長の伊藤文雄君、登壇をしてください。

○前副議長（伊藤文雄君）

1年10カ月にわたりまして、望月議長のもと皆さま方のご協力をいただきまして無事退任をすることになりました。大変ありがとうございました。私の人生の中でいい勉強をさせていただきました。本当にありがとうございました。

先ほどの議長とダブっているわけですが、残念なことには日向君の辞職また望月寛君の病氣療養であります。寛君にいたしましては、一日も早い回復を願っているところであります。

今後は皆さま方とともに身延町議会発展のために努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

簡単ではありますが、退任のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（福与三郎君）

大変ご苦労さまでございました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（望月仁司君）

大変お疲れさまでございました。

平成23年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言あいさつをさせていただきます。

本定例会は去る9月9日に開会をされ、今日までの8日間、望月広喜議長のもとで私どもの提案に関わる諸案件につきまして、ご熱心にしかも真摯にご審議をいただき、たゞいまずすべての議案につきまして原案どおりご認定・ご承認・ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に御礼を申し上げたいと存じます。

なお会期中、議員の皆さんからいただきましたご意見等は、これを慎重に検討する中で町政の運営に遺憾のないよう期してまいりたいと存じます。予算の執行につきましても、慎重を期してまいりますので、今後ともご指導・ご協力をお願い申し上げます。

議員の皆さん方には、一昨年10月25日の町議会議員選挙において、それぞれ町民の皆さんの厚い負託をいただく中で当選をされ、今日まで定例会も二巡いたしました。この間、少人数になったにもかかわらず、以前にも増して町民福祉のため最大限のご尽力をいただいておりますことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

なお、議会のリーダーとして大変ご活躍をいただきました望月広喜議員さん、議長さんの女房役に徹し、大変素晴らしい関係を築いていただきました伊藤文雄副議長さん、ご両人が任期

を残して退任をされました。

ご二人に就任以来、町民の福祉向上のため大変なご活躍・ご尽力をいただきました。また、私どもとの関係もまさに理想的な関係の中で、議会運営・議員活動等を推進していただいたところ です。衷心より感謝を申し上げ、拍手を送りたいと存じます。

また、ただいまは福与三郎議長さん、また望月秀哉副議長さんが就任することになりました。誠におめでとうございます。新議長・副議長さんには身延町の発展のために前任者同様のご尽力・ご活躍をお願い申し上げます。

やっと秋を感じるころになりました。まだまだ暑い日が続いております。議員の皆さんにはお体に十分注意をされまして、町民福祉のためにますますご活躍をいただけますことをお願いし、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福与三郎君）

町長のあいさつが終わりました。

最後に私があいさつをさせていただくと書いてありますけども、たびたびごあいさつをさせていただきます。

先ほど就任のごあいさつの中でも申し上げましたけども、浅学非才でなかなか、今この議長席に座って進行がなかなか難しい、戸惑っている状況でございます。皆さま方にはスムーズな進行を行えなくて大変申し訳ないというふうな思いでいっぱいでございますが、今後につきましては研鑽を重ね、皆さま方にご指摘をいただかないような議長として、この議会を引っ張っていきたくてそんなふうに思いますので、今後はよろしくどうぞお願いします。

また行政執行部の皆さま方につきましてもどうぞご指導・ご協力のほどをお願い申し上げます。誠に簡単ですがごあいさつにさせていただきます。

以上をもちまして、本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしの声でございます。

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定いたしました。

会期8日間、議員各位には慎重審議をいただきまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。これからは厳しい残暑も緩み、さわやかな本格的な秋の訪れが間近でございます。各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、これにて平成23年身延町議会第3回定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時18分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上